

○令和7年10月10日(金)

開議 午前10時00分

散会 午後 5時00分

○出席委員(16名)

委 員 長	高 橋 ひでとし	委 員 長	まじま 隆 英
副 委 員 長	小 林 ゆうき	委 員 長	高 橋 紀 博
委 員 員	いしかわ まさき	委 員 員	高 木 ひろたか
委 員 員	あ べ な お	委 員 員	佐 藤 さだお
委 員 員	江 川 あ や	委 員 員	能登谷 繁
委 員 員	駒 木 おさみ	委 員 員	金 谷 美奈子
委 員 員	皆 川 ゆきたけ	委 員 員	高 花 えいこ
委 員 員	石 川 まさゆき	委 員 員	安 田 佳 正

○出席議員(1名)

決算審査特別委員会委員長 杉 山 允 孝

○説明員

副 市 長	菅 野 直 行	総務部人事課コンプライアンス担当課長	村 椿 慎 一
副 市 長	柳 井 正 将	総務部人事課主幹	橋 本 敦
総合政策部長	熊 谷 好 規	総務部職員厚生課長	坂 谷 内 彰
総合政策部次長	小 澤 直 樹	総務部職員厚生課職員健康担当課長	山 田 晴 絵
総合政策部財政課主幹	今 田 秀 人	防災安全部長	内 村 充 彦
旭川大雪圏東京事務所長	菅 原 大	防災安全部防災課長	紺 田 勝哉
行財政改革推進部長	浅 利 豪	防災安全部防災課主幹	伊 藤 敦 子
行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏	消防 長	河 端 勝 彦
地域振興部長	三 宅 智 彦	消防本部 次長	藤 原 肇
地域振興部次長	佐 瀬 勝 明	消防本部総務課消防団担当課長	沼 田 有 史
地域振興部都市計画課主幹	原 智 之	選挙管理委員会事務局長	長 谷 川 伸 一
地域振興部交通空港課長	松 本 学	選挙管理委員会事務局次長	鳴 海 秀 一
地域振興部交通空港課主幹	石 川 貴 康	選挙管理委員会事務局主幹	姥 名 英 城
総務部長	和 田 英 邦	監査 委 員	大 鷹 明
総務部次長	金 みのり	監査事務局次長	稻 田 英 樹
総務部次長	八 木 治 樹	市民生活部長	樽 井 里 美
総務部管財課長	川 原 由 幸	東旭川支所長	羽 田 野 収

○事務局出席職員

議会事務局長	稻田俊幸	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	佐藤友紀	議事調査課会計年度任用職員	河合理子
議事調査課主査	信濃孝美		

○高橋ひでとし委員長 ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、過日の分科会で、皆川、江川、高花、佐藤、能登谷各委員から要求のありました9件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、認定第1号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第4号の以上2件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○あべ委員 おはようございます。

平仮名4文字、あべなおです。

先日、自民党の総裁選が行われまして、高市早苗新総裁が誕生しました。近く開かれる国会の首相指名選挙で日本初の女性首相に選ばれる可能性っていうところで、新時代が見えてきたなあというふうに思っています。アメリカよりも早く誕生したことが個人的にとても驚きでもあり、うれしくもありました。高市総裁は保守派というふうには言われています。実は、私も北海道自民党・保守系女性議員連絡協議会、すずらんの会というものに加入しています。

今、SNSとか論壇の場で、意見の異なる中道とか保守層に対して厳しいというか、批判的な声というのも多く見られます。御自身の主義主張がぶれないというのは、それはそれで大変結構なことだと思うんですけども、それにこだわり過ぎて、ほかの意見が受け入れられなくなったり、自分自身の思考の自由を奪うことになるのではないかなあと思っています。

先ほど述べましたが、私も、保守派でありながら、女性活躍といった中道リベラルな側を向いた政策提言もしてきたつもりです。保守の中の多様性を大切にしながら、高市総裁とともにまちづくりに邁進していくふうに思っています。

それでは、質疑に入らせていただきます。

19款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入の部分において、庁舎に係る行政財産使用料と——賃家料ですか、これは。による歳入について決算額とその内訳をお示しください。

○河原総務部管財課長 令和6年度の行政財産使用料の決算額につきましては346万260円となっており、その内訳といたしましては、職員福利厚生会に職員の福利厚生のために使用させている庁舎の使用料として302万9千400円、総合庁舎の閉鎖に伴い、第三庁舎に移転した職員団体事務所に係る使用料として34万6千150円、総合庁舎1階のATMに係る使用料として6万2千160円、その他携帯電話基地局や公衆電話等の設置に係る庁舎や庁舎敷地使用料として2万2千550円となっております。

また、令和6年度の貸家料の決算額は451万6千322円となっており、その主なものといた

しましては、総合庁舎と第二・第三庁舎における飲料の自動販売機の設置場所の貸付料として399万8千332円、ロビー、階段に設置している広告つき地図等の設置場所に係る貸付料として5万2千800円、第三庁舎の閉鎖に伴い、第二庁舎に移転した職員団体事務所の貸付料として46万5千190円となっております。

○あべ委員 行政財産使用料と貸家料ですね、これ。理事者の皆さんにいいネタを与えてしまったなと思いました。

これによる歳入について、主要なものをお示しください。

○河原総務部管財課長 行政財産使用料の主なものです、職員福利厚生会が職員の福利厚生の目的で設置している施設のうち、ローソンが出店しているスペースの使用料が188万7千240円、レストランの使用料が105万3千720円などとなっております。

また、貸家料は、庁舎本来の用途、目的に反しない範囲で貸付けをしているものであり、主なものといたしましては、総合庁舎、第二・第三庁舎の飲料自動販売機の設置場所として総合庁舎4台分、第二庁舎3台分、第三庁舎2台分の貸付料であり、合計399万8千332円となっております。

○あべ委員 思っているよりもレストランの使用料が結構いっているんだなあというふうに思いました。

総合庁舎開庁後、1階のロビースペースでのパネル展、イベント展、先日も、農政部主催の花マルシェで写真を撮ってSNSにも出させていただきましたし、定期的にあさがおの出張マルシェもしていて、私もなかなか夕飯の買物をしに行く時間がないので、昼休みとかに合わせてお野菜を買わせていただいたりして、ロビースペースがにぎわっているなという印象があります。

市民の皆さんからも、この1階のロビースペースでのイベントだとかの開催の要望というのが多いとも聞いています。ほかにも、パブリックビューイングですね、北口榛花選手の。私も夜中に行って見させていただきましたけど、こういった市民の皆さんに来庁いただけるような集客力のある魅力的な事業開催もあるみたいなんんですけども、これに関しては利用料が発生しているのかどうか、お示しください。

○河原総務部管財課長 総合庁舎で行うイベント等については、市が主催、共催する事業やイベントに限り利用できることとしており、市が業務で利用することから、利用料の徴収は行ってございません。

○あべ委員 市の主催であったり共催する事業やイベントに限っては使える、なおかつ、利用料もかかりませんよということで、この庁舎のロビーに関して利用の条件というものがあるのでしょうか、お示しください。

○河原総務部管財課長 総合庁舎ロビー等の利用条件につきまして、庁舎は、市民の手続や申請、相談等、公務の適正かつ円滑な執行を期する目的から、売店やレストラン等、業務に支障のない場所や目的と認められる場合を除いて、目的外の利用を制限しており、市が主催、共催する事業やイベント等に限定しているところです。また、市の事業やイベント等で使用する場合でも、窓口の手続や相談といった市の業務に支障がないよう、平日、日中の開庁時間帯については、音楽会やミニコンサートなど大きな音を出す事業やイベントの開催を制限しております。

利用可能な場所は、1階や2階のロビースペース、2階臨時窓口スペース及び9階展望フロアと

しており、これ以外の条件については、市の業務に支障がないことのほか、庁舎における秩序の維持等のために必要に応じて各課と協議や相談の上、決めているところでございます。

○あべ委員 総合庁舎のロビー等の利用条件は思ったよりも細かくされているなというところと、やっぱり、開庁時間帯の職員とか利用する市民の方に迷惑がかからないような形でいろんな制限を設けられているんだなということが分かりました。

今回、支所の利用について、市民の方から要望をいただいております。支所や市が所管している施設の利用条件というのは、今、御答弁いただいた庁舎と同じ条件なのでしょうか、お示しください。

○河原総務部管財課長 支所やほかの市有施設の利用条件につきましては、それぞれの施設の管理者が定めることとしておりまして、当課はほかの市有施設の利用条件については把握していないところでございます。

○あべ委員 今回は、市民の方々から、東旭川支所の利活用について御要望をいただいておりますので、総務部のほうではそれについての答弁ができないということで、東旭川支所を所管します市民生活部の出席を求めます。

○高橋ひでとし委員長 ただいま、あべ委員から市民生活部に対する出席要求がありましたので、出席を求めるこどよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

---

再開 午前10時10分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○あべ委員 先ほど、総務部から支所の利用条件等については各施設の管理者において判断していくと答弁をいただきました。

今回、市民要望のあります東旭川支所における取扱いがどうなっているのか、お示しください。

○羽田野東旭川支所長 東旭川支所では、利用条件等について特段の定めはありませんが、使用の申請があった際には、行政財産の目的外使用の許可について、旭川市公有財産規則に基づき、その可否を個別に判断しているところです。

○あべ委員 支所では、公有財産規則に基づき、使用の可否について判断しているとのことです。

ここ最近というか、近年、東旭川支所において大人気な地域イベントを開催したと思うんですけども、その事業概要をお示しください。

また、その際に、支所の使用料は発生したのでしょうか、併せてお示しください。

○羽田野東旭川支所長 東旭川支所を会場としたイベントとしては、令和4年度に開催した東旭川まるっとマルシェm i n i がございます。この事業は、旭川発祥の地、東旭川を広く市民に知ってもらい、地域住民に地元のよいところを再認識してもらうことを目的に実施したものでございます。

イベントの内容ですが、支所の前庭において東旭川地域で作られる野菜や加工品等の販売、旭川厚生看護専門学校の学生ボランティアによる血圧測定などを行い、支所内のスペースでは、地域や

昔の写真などの展示、ポケモンのマンホール蓋の展示なども実施され、当初に見込んでいた300人程度の来場者を上回り、延べ来場者数は550人となっております。

なお、使用料につきましては、市との共催事業であったことから発生しておりません。

○あべ委員 令和4年度に、東旭川まるっとマルシェが開催されたということで、私も、これ、行ったんですけど、今ちょっと思い出したんですが、看護学生さんに血圧測定してもらったときに、私も看護師だつていうような話をしたら、かなり怖いと思われたのか、看護学生さんの脈をはかる手が物すごいぶるぶる震えていて、何かかわいそうなことをしてしまったなあっていう、しかも、ちょっと数値が自分が見ているのと違って、違うという指摘もさせていただいて大変厳しく指導させていただいて、怖かったんだと思うんですよね。

そういうところで、550人と、かなり多くの来場者があつて、なおかつ、市との共催事業ということで使用料が発生していないにもかかわらず、令和5年度と6年度については支所が使われていないと思うんですけども、これについてどういった経緯があったのか、お示しください。

○羽田野東旭川支所長 令和5年度につきましては、経費や人員配備の面で課題があったことから開催は見送りとなり、令和6年2月に東旭川ゆきまつりが代替イベントとして実施されております。

令和6年度は、毎年、夏季に東旭川屯田公園で開催され、長年にわたり、地域の皆様からも親しまれている地元市民委員会主催のふれあいまつりとの連携について実行委員会において協議がなされ、前年度までの課題の解消を図ること、さらには、両イベントの相乗効果も見込み、マルシェについては、会場を東旭川屯田公園に移し、ふれあいまつりと同時開催として実施したところでございます。

○あべ委員 ちょっと今思ったんですけど、このふれあいまつりと連携、市民委員会さん主催ということで、このふれあいまつりを主催している市民委員会さんはかなり高齢化が進んでいまして、支所長は御存じだと思うんですけども、80歳近い方っていうのもかなりいるじゃないですか。個人的な気持ちとしては、ふれあいまつりにマルシェが寄せるんじゃなくて、ふれあいまつりに寄つてもらったほうがいいと思うんですよね。

前の年の開催も、結構、支所の職員さんを見ていても、ふれあいまつりも一緒にやるってことになつたために多くの業務負担が増えているんじゃないかなっていうふうにもちょっと感じていた部分があって、支所の人的負担もですけど、時間もかなり取られていたと思うんですよね。

で、支所長に、私、当日、声をかけさせていただきましたけど、当日、物すごい早くから来て、作業着を着て大きいトラックを運転したりとか、すごい大変そうだったんですよね。後から、お疲れさまでしたみたいなことを言いに行つたら、何か1週間ぐらい心身のダメージが取れなかつたつて支所長が言つていて、やっぱり、あれだけのことを、支所が中心になって、屯田公園も活用して、何日も前から設営準備してっていうのは、なかなか骨の折れる仕事だなというふうに思っています。

そういう人の時間の制限とか、いろいろある中で、実際に支所としてこのふれあいまつりと共催でまるっとマルシェをやつしたことに対して、大変だったことと工夫したことなんていのがちょっとあれば、今、簡単に答えられる範囲で教えていただきたいなというふうに思います。

○羽田野東旭川支所長 大変だったことということで、人繰りにもなると思うんですけども、やはり、人員というか、職員が、かなり、窓口業務をやる中で、いろいろ準備をしていかなければいけないこともありますし、やはり、時間外なりもかかるてくるものですから、若干の負担はある

のかなと思っております。

ただ、やっぱり、このイベントを盛り上げていきたいという気持ちはあるものですから、みんなと協力しながらやっているところでございます。

○あべ委員 大変だったことは、時間外も多くて、だけど、イベントを盛り上げたいという気持ちでいろいろ工夫されたということでありました。

こういった市との共催事業であれば、施設の利用が可能であって、なおかつ、使用料もかからないということを先ほどの答弁でもいただきましたが、そうであれば、やっぱり、現在、東旭川の屯田公園で開催されているこの東旭川まるっとマルシェを支所で開催すべきではないかなというふうに思います。やっぱり、先ほどの人的とか時間的資源の制限もありますのでね、そういうふうに私は思います。

しかも、最近、毎年のように猛暑の報道というのがなされて、マルシェの来場者からも熱中症対策として屋根のある場所での開催を希望する声も多く寄せられています。

今年の話になっちゃうんですけど、支所長も覚えていらっしゃるかと思うんですけど、今年、来場者の中で1名倒れましたよね、お客様。それで、私、ママ友たちと一緒に来ていたんですけど、私も、一応、腐ってもまだ看護師なので、ママ友さんの中に医師をやっているママ友さんもいて、看護師いっぱいと、医師もいて、すぐに駆けつけさせていただいたんですよね。そのとき、その倒れた方、いろいろ診させていただいたら、やっぱり、熱中症様の症状が認められたっていうところもあって、いろいろ何か飲物とかを渡して対応させていただいたんですけど、やっぱり、休むところ、なかつたんですよね。何ていうんですか、何か、こうケースみたいなやつをひっくり返して、その上に板を乗せる椅子みたいのありますよね、よくイベントのところに。出荷のケースみたいな、コンテナみたいな。あそこもすごい満席で空いていなくて、座るところがなくて、当然、横になるところもなくて、その方を、よいしょって、そこに乗せようと思ったんですけど、そういう元気がなくて、結局、仕方なく、みんなのかばんとか、持っている上着みたいのを広げて、そこに、地面の上で横になってもらったっていう経緯があったんですよ。

そのことについてママ友たちと後からカンファレンスみたいなものをさせていただいて、やっぱり、市が共催でやっている以上、そういう傷病者とか、増えて、対応がっていうところで責任を求められちゃうようなこともあると思うんですよね。やっぱり、支所は休むところもあるし、いつでも使える冷たいお水も出るっていうところで、私はやっぱり支所でやったほうがいいなあというふうに思います。

さっきも言っていましたけど、東旭川支所は、ポケモンの、何か、マンホールの蓋の展示があるんですよね。このイベント中、令和4年度のイベントのときは、この展示の前で写真を撮る人が大人も子どももたくさんいて、結構並んでいたことを覚えています。で、支所内には、令和4年度のときは、東旭川の、何かこう、歴史の、昭和何年、飛行機の中から撮った何とか畠みたいな、田んぼとかっていうような写真が展示されていて、結構、懐かしそうに見ている高齢の方っていうのもいっぱいいました。

で、東旭川支所ってどこって聞かれることが非常に多くて、実は、豊岡寄りの東旭川にずっと住んでいるママ友が、年内に同じ町内会に引っ越してくるんですよね。ずっとこう、東旭川、私よりも長く何十年も住んでいるのに、東旭川支所ってどこにあるのっていうふうに聞かれたんですよね。

確かに、あんまり、用事がないと支所には行かないかなと思うんですけど、それにもしても、今まで市役所でやるような手続はどうしていたのって言ったら、支所があることを知らなかつたので、やっぱり本庁舎まで来ていたって言うんですよね。やっぱり、働きながらとか、東旭川でその方は働いているんですけど、休み時間とかにぱっと行けるような距離に市役所がないので、午後休を使つたりとかっていうので結構大変だったっていうのを聞いて、いや、それだったら、今すぐ、東旭川支所、お昼休みで行ける距離にあるから使ってっていうので、すごい便利になったっていうのを、この前、お話しいただいたばかりなんですね。

それ以外にも、やっぱり、支所っていうのは市民にとって憩いの場であるべきじゃないかなっていうふうにも、私、考えますので、やっぱり、マルシェのような楽しい事業で、人がたくさん、大人も子どももですね、人がたくさん集まる事業でもやっぱり支所を活用すべきだと思いますが、見解を伺います。

○羽田野東旭川支所長 東旭川まるっとマルシェにつきましては、地域のイベントとして多くの方々に東旭川の魅力を知っていただく大変よい機会であると考えております。

現在の開催場所である東旭川屯田公園は、広いスペースを活用できるほか、開放的な雰囲気の中で開催できるという利点がございますが、御指摘のとおり、近年の猛暑を踏まえますと、来場者の体調面への配慮も必要であると認識しております。

東旭川支所は、地域の行政サービスの拠点であるとともに、住民が集い、交流を深めることができる地域活動の拠点としての機能も有しているものと考えております。支所を活用した地域イベントの開催は、地域のにぎわいづくりの観点からも意義があり、さらには、支所を知っていただく機会になると考えております。

また、支所では、イベントを開催することにより、委員からの質問にあったとおり、暑さ対策として体調を崩された方の休憩場所に、あるいは、熱中症予防のために小まめな水分補給を行う給水スポットとして利用いただくことも可能と考えております。

今後につきましては、委員から御指摘をいただきました視点も含め、地域や関係の皆様の御意見、御要望を実行委員会にお伝えし、次年度に向けた議論が深まるよう支所としても関わってまいりたいと考えておりますし、実行委員会から支所を活用したいとの御意向が寄せられた際には積極的に協力してまいりたいと考えております。

○あべ委員 市民生活部にお聞きしたいことは、以上でおしまいです。

今度は、総務部に戻ります。

支所の積極的な活用について、市民生活部のほうから前向きな答弁をいただきました。ぜひ、今の答弁みたく、本庁舎も積極的な利活用をしてほしいなと思っているところであります。

先ほどの答弁の中で、平日、日中の開庁時間は、音楽会やミニコンサートとか音の出るイベントでの利用を制限しているというお話がありました。本庁舎でコンサートをしてほしいっていう要望が、実は市民からとっても多いんです。本庁舎でこれまでコンサートをしていた記憶っていうのは——今の庁舎になってからですよ。ないなというふうに私は思っていて、旧庁舎、前の庁舎では開催したことはあるんでしょうか、お示しください。

○河原総務部管財課長 旧総合庁舎では、コンサートを開催できるようなスペースがなかつたことや、土日は閉鎖しているということもあり、庁舎内におけるコンサート等の実施については、記録

に残っている範囲では確認できておりません。

一方で、議場におけるコンサートは実施をしており、記録が残っている範囲では、これまでに13回開催しているところでございます。

○あべ委員 議場コンサートはもう13回もやっているってことは、よく道議会でコンサートをやりましたとか、ニュースでも見ますし、旭川市議会の今の新しい議場も、20日ですね、20日に何かコンサートをやるというふうに伺って、大変楽しみにしているところです。

さつき、私のほうから言ったように、本庁舎でコンサートをしてほしいっていう要望もあって、やった記憶は私の中でないんですが、私、子どもも多くてショッピング休ませていただいていますので、自分が行っていないだけなんじゃないかってちょっと心配になりましたので、新庁舎では開催したことがないのかどうか、改めてお伺いします。

○河原総務部管財課長 開庁前の新庁舎市民見学会において、小中学生や高校生による演奏会の開催があったことを除いて、開庁後に音楽会などの利用はないところでございます。

○あべ委員 開催はまだないということで、高校生とかによる開催があったこと以外は。

本市では、皆さんも御存じのとおり、旭川ミュージックウィークとか、例えば、8月だと、皆さん、まだ記憶に新しいと思いますが、市民の日があります。そういう機会を活用して、新庁舎の魅力を知ってもらうためにも、総務部のほうから、ほかの部局に、庁舎の利活用について、使いませんかみたいな感じで働きかけをしていくっていうのも一つの手だと思うんですが、見解を伺います。

○和田総務部長 庁舎におけるイベントの実施につきましては、新総合庁舎の開庁以降、パネル展などの展示に多く利用されておりますほか、先ほど委員から御指摘がございました花マルシェ、それから、地場産品のPRと販売会など、パブリックビューイング、各種表彰式や観光大使の委嘱式など、多種多様な目的で利用されておりまして、これまでの総合庁舎ではできなかったにぎわいづくりとしても活用されているものというふうに認識しているところでございます。

今後におきましては、庁内各部局に対し、掲示板等において庁舎ロビーの活用事例の紹介を行うなどして、一層の利用促進、働きかけを行ってまいりますとともに、本市が主催または共催する事業の提案があった際には、様々な問題を解決するべく検討を行いながら、より市民に親しまれる庁舎を目指してまいります。

○あべ委員 これで、庁舎の利活用についての質問は終わりです。

次は、旭川大雪圏東京事務所について御質問したいと思います。

まず、旭川大雪圏東京事務所が所管する事業について、決算額と事業目的をお伺いします。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 旭川大雪圏東京事務所は、所長と2名の正職員、1名の会計年度任用職員の4名体制で運営し、東京事務所運営費と旭川大雪圏プロモーション事業費の2つの事業を所管しております。

まず、東京事務所運営費は、首都圏に事務所を設置することにより、国からの情報収集や関係構築など連携を深めることや、旭川大雪圏域連携中枢都市圏の活動拠点としての位置づけで、圏域の魅力の情報発信を強化し、圏域全体の発展を牽引することを目的としており、令和6年度の決算額は1千717万6千272円となっております。

次に、旭川大雪圏プロモーション事業費は、上川中部の8町と連携し、首都圏におけるプロモー

ション活動を展開し、圏域のPRを行うことを目的として、令和6年度の決算額は5万9千39円となっております。

○あべ委員 ふだん、東京事務所にいるってということで、きっと、こっち側の議員席は、誰、誰、誰、誰ってなったと思うんですけど、この方が所長さんですよ、皆さん覚えておいてくださいというところで。

それで、この東京事務所運営費の令和6年度の事業内容について、ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 東京事務所運営費では、東京事務所の運営をはじめ、各省庁、団体等との連絡調整、情報収集、要望活動などを行ったほか、首都圏に設置している利点を生かし、担当部署と連携し、各種展示会や物販イベントの支援、企業訪問、企業交流会への参加、移住相談への対応など、旭川大雪圏域のPRや関係人口の創出等に取り組んでまいりました。

○あべ委員 各種展示会や物販イベントの支援、企業訪問、企業交流会に参加しているという答弁がありました。

最近、新聞とかいろんなものを見ていても、いろんな自治体が新しい事業を始めたとか、結構、目玉だな、これって思うようなニュースを見ていると、大体、企業版ふるさと納税を活用して、必ず、一言、入っている。

東京事務所のほうで、このイベントとか企業交流会ですか、こういうのに参加して、話題の、今、熱い企業版ふるさと納税に結びついた例があれば教えてください。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 東京事務所は、昨年11月に、内閣府主催の企業交流会で、国や自治体と接点を持ちたいスタートアップ企業と、スタートアップ企業との協業に意欲のある自治体を対象にしたマッチングピッチ2024に参加いたしました。

その際、企業版ふるさと納税の仲介事業をしている企業と接点を持つことができたのを契機に、農業システムの開発をしている企業を紹介いただき、今年の5月に農業センターに農業用ハウス用リモートコントローラー式の寄附と、さらに、ベビー用品を扱っている企業の紹介もあり、今年の10月には、児童センターにおむつ台やベビーベッドなど物納の企業版ふるさと納税の寄附をいただいた事例が2件ございます。

○あべ委員 金額というよりは物で企業版ふるさと納税をいただいたということで、ただ、2件、これについてちょっと今どうなのかなというふうに思いますね。

なんですが、さっき答弁にありました旭川大雪圏プロモーション事業費、令和6年度の事業内容を先にちょっとお示しいただきたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 旭川大雪圏プロモーション事業費では、昨年5月に、天王洲アイルにオープンした交流施設であるEZ OHUB東京で行われたイベントに、釧路市、苫小牧市などの各東京事務所とともに出演し、約200名の来場者に対して、旭山動物園や観光プロモーション動画の放映、動物キャラクターのノベルティーの配布など、旭川大雪圏域の魅力や観光情報の発信、ふるさと納税の周知を行い、圏域を身近に感じていただけるような取組をいたしました。

また、今後のシティープロモーション活動の会場選定や手法の検討のための調査として、千葉市、さいたま市、三鷹市で開催されたイベントの視察を行い、各会場での立地環境や出展条件、特徴を経済交流課に提供するなど、首都圏でのシティープロモーションを実施してまいりました。

○あべ委員 このプロモーション事業費の内容をお伺いする限り、いわゆる営業活動なのかなというふうには思うんですけども、行財政改革推進部のほうから、この企業版ふるさと納税についてのちょっとデータをいただいているんですけども、令和5年度で1千170万円ぐらい、寄附額がですね。令和6年度で6千372万円と物すごい額、うなぎ登り状態なんですが、なおかつ、地域ごとの寄附割合っていうところで、やっぱり関東地方が全体の38%とかなり大きなところを占めている。実は、1位は関西なんんですけど、そういったこともあって、この営業活動というのはすごい大事だと思うんですけども、この東京事務所が、先ほど答弁がありましたけど、実際のふるさと納税に結びついた実績というところで2件っていう、これ、ちょっと、一番初めの答弁にもありましたけど、1千700万円の事業費をかけて、2件っていうのはどうなのがなっていうふうに思います。

それ以外にも、何かいろんなイベントに出ていますとか、交流会に出ていますとか、イベント支援とかっていうものもあるっていうのはよく分かるんですけども、これ、一般企業で事業費1千700万円かけて、市のいろんな事業とかに必要な財源、お金を持って帰ってくるのって大事だと思うんですけど、それが、2件、しかも物納、これは、大変、企業さんにはありがたいと思うんですけど、数字では、実際、じゃ、費用対効果はどうなのかって聞いたところで表せないとは思うんですけども、ちょっとこれはいただけない結果なのではないかなというふうに、私、個人的には思います。1千700万円もかけていて財源を持って帰ってこられないっていうのはちょっとどうかなというところで、やっぱり営業がもっと必要なんじゃないでしょうか。その点についてちょっと見解を伺いたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 東京事務所では、日頃から、地場産品、移住、ふるさと納税など、圏域の魅力をPRするためのシティープロモーション活動を行っており、1日当たり約4千500人が利用するみずほ銀行本店の社員食堂において圏域の食材を使って提供するイベントに、東京事務所が企画段階から関わり、地場産品の紹介と併せ、ふるさと納税及び返礼品のPRも行っております。また、首都圏在住の大学生を対象に、東京に支店がある道内企業と道内自治体の東京事務所が連携して交流会を2か所で合計2回開催し、就職相談や本市での生活環境などを伝えるほか、日常的にも移住希望者からの相談に対応するなど、Uターン及びIターンにつなげていく取組も実施しております。

さらに、スタートアップも含め、行政とのつながりを希望している企業が集まる拠点でありますNEX s T o k y oには、毎月2回以上、その他の拠点にも随時訪問し、本市のポテンシャルを丁寧に説明することで、人脈形成や実証実験、最新の技術やサービスなどの情報を収集し、行政改革課、産業振興課、企業立地課などを中心に担当部署と共有しているところでございます。

東京事務所は、プロモーション活動のほかに、各省庁、団体等との連絡調整、情報収集、要望活動などを行っており、費用対効果を具体的な数値としてお示しすることは難しいところではありますが、プロモーション活動は、東京事務所の重要な活動でありますので、今後とも積極的な活動を開くことにより、本市の認知度が向上し、観光やふるさと納税、移住、企業との連携などにつながられるよう、引き続き、首都圏でのシティープロモーションの効果的な実施に取り組んでまいりたいと思います。

○あべ委員 今、御答弁に、プロモーション活動は東京事務所の重要な活動であるというふうにい

ただいたんですけども、実は、令和5年度に、旭川大雪圏フェスティバルっていうのを、東京駅だったかな、やったと思うんですけど、そのとき、私、結構、やっぱり埼玉県が出身地ですので、友達だとか、もともと勤めていた病院の先生とかを呼んで、行ってください、行ってくださいっていうふうに言ったんですよね。そうしたら、なおちゃん、今、来たよっていって、写真を送ってくれたんですけど、がらがらだった上に、全く知り合いでもないのに、その写真、まばらに写っている人の奥のほうに私の友達が写っていて、自分の身内しか来ていないんじゃないかなっていうような印象があったんですよね。

こういうプロモーション、シティープロモーションの一つでイベントを開催するっていうのももちろん大事なんんですけど、開催するんで来てくださいっていう営業回りって、普通の企業だったら営業さんに絶対必要なことだと思うんですよね。

昨年、私が、首都圏で、結構、視察に行ったついでに、いろんなところへ営業に行って、何か旭川でこういうことをやれませんかとかいろいろ言って回ってきてるんですけど、そこでまとめてきた話っていうのが幾つかありますて、ほとんどが、旭川、北海道といえば食ということで、農産物とか食べ物とかの物販に関する案件っていうのを持ってきたわけです。

なんですけど、急に、担当部局に、こういう話、いい話があるんだけど持っていっても、やっぱり、すぐに、分かりました、じゃ、商談に行きますとはならないと思うんですよね。やっぱり、事業予算とか、そういう予算の兼ね合いもあると思うんです。

実際に、これ、農政部とか、経済部が担当だと思うんですけど、ちょっと聞いてみたら、やっぱり、そういうお話をいただいても、コンセプトとか会場確認とか、そういった打合せが必要だと。しかしながら、地理的な制約とか予算とかもあって、いきなりぼんと、当該部局の職員が、その都度、現地に行くことは何かやっぱり困難だっていうような話を受けたんですよね。

じゃあ、どこの誰が行くんですかというところで、府省庁とのネットワークの構築及び情報収集、要望活動、首都圏に設置している利点を生かしたシティープロモーション活動などを担当しているとホームページがありました、旭川市の。それがあるのであれば、東京事務所が行くべきだと思うんですけども、考えを伺います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 首都圏における本市の事業実施に当たりましては、東京事務所が積極的に関わっていくものと考えております。東京事務所では、各部からの依頼に基づき、日頃から、情報収集、企業訪問、各種要望の調整、会議の出席、視察調査、イベント出展の支援なども行っております。今後も、東京に常駐していることのメリットを最大限に活用し、府内からの要望に機動的に対応してまいります。

○あべ委員 過去にも、この東京事務所の在り方っていうのは、度々、取り上げられているっていうところは皆さんも記憶にあると思うんですけど、今、答弁を聞かせていただいて、答弁の内容とか方向性、趣旨、ほとんど変わらないですよね。

ちょっと聞きますけど、できない理由があるのかって、もっと私が営業したほうがいいですよって言っていることに対して。何かそういう課題があるんだったら、その課題を、ちょっと、今、分かる範囲、答えられる範囲で教えていただきたいです。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 現在の東京事務所の課題でございます。

東京事務所の課題といいたしましては、例えば、シティープロモーションの効果的な手法、そして、

企業誘致や企業版ふるさと納税に取り組むための企業へのアプローチ、そして、8町との連携や、旭川の府内も含めてなんですが、東京事務所のさらなる活用をいかに提案していくか、そういったことが課題だというふうに考えております。

○あべ委員 そもそも、こういう話とか案件が来たらどういうフローで対応しているのかなと思っています。さっきもお話をさせていただきましたけど、今回、こういうまとめてきた話が俗に言うぼしやった状況に今あるわけでして、相手先から電話がかかってきて、あべ議員、どうなりましたか、あの件っていうふうな話があって、私、それまで、東京事務所のほうにも話を持っていくって、その後、何も連絡がなかったので、お忙しいと思うんでそういう連絡を求めるとかではないんですけど、何かやってくれているのかなあと思ったら、相手側から連絡があって、もちろん、私が持ってきた話っていうのは、私が突然行ったのもありますし、いろんな関係者にこういう話はありませんか、旭川で何かできるようなことはありませんかといろん人に声かけて、そのつてがそういう話として、案件として形になったっていうところで、もうその電話をもらってきて、物すごいびっくりして、心の中で思わず違うだろうってなりました。何か、そういう議員も昔いましたけど、ちょっとそういうふうな気持ちを持ってしまった新人議員ながらというところで、ちょっと、そういう話を持ってきたときに、きっちと話が行くまで、そのフローにも、過程にも問題があるのかなあというふうにも感じているんですけども、まず、どういうフローで対応しているのかっていうのを御説明いただけたらと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 府内から、例えば、東京でこのようなことを見てほしい、このような会議に参加してほしいとか、そういった依頼というのは日頃からよくあります。その際には、私のほうでまずお受けいたしまして、それで、3人のスタッフの中で担当を決めて各場所に行って対応しているところでございます。

○あべ委員 分かりました。

その後、きっと、担当部局などにつなげて何かしているものなんじゃないかなというふうに思うんですけども、4人いらっしゃって、どうしても1人は事務所に置いておかなければいけないっていうものもあるんですけども、行って、ぜひ、つながりっていうのをそのまま持ち続けてほしいんですね。一回連絡したから終わりっていうのではなくて、やっぱり、いつ、何どき、そういうチャンスが降ってくるか分からないので、ぜひ、持っていた話を、そのときやらないからっていうのでもうほっぽつとくわけではなくて、やっぱり、今後も継続して営業活動をつなげていってほしいなあと思います。

少ない人数で、今、要望はたくさん、いっぱいあるっていうことだったでお伺いしますけど、逆に、今までそういうふうな経験がいっぱいおありの中で、ここは工夫してやっているんだぞ、うちの東京事務所はみたいのがあれば、それも併せてお示しください。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 東京事務所の事業で工夫している点でございますけれども、今、私どもが東京事務所を構えているビルが、30の東京事務所が入っているビル、都市センター会館というところになります。そこでは、日頃、各東京事務所の職員と顔を合わせることができまして、東京事務所の運営のことにおいてもそうですし、シティープロモーションのこと、いろんな案件について、各市の抱える課題等について、いろいろと情報交換をさせていただいているところでございます。

公私ともに仲よくさせていただくことで、例えば、シティープロモーションの企業との接点づくりも、ほかのまちで工夫しているような点がありましたら、そういったところを参考にさせていただきながらとか、逆に、私どもがイベントに出展しようとしたときには、ほかの東京事務所の方をお誘いしたりとか、そういったことで連携しながら進めているところが工夫している点だというふうに考えております。

○あべ委員 いろんな工夫もしているということで、先ほども申し上げましたが、毎回毎回、答弁が一緒だと言われないように、来年度はどうするのかというところを聞きたいです。

この企業版ふるさと納税とかをしてくれる企業を探すのも、物販を含めいろいろなイベントの場についての情報を集めてくるのも、これも、全部、営業ですよね。東京事務所は、やっぱり旭川の東京における顔だと思いますし、営業して何ばの世界かなあというふうにも思います。

来年度、どうするのか、もう同じ答弁したら、本当、そのとおりやっていますねと私が言えるぐらいの頑張りをしてほしいなと思うんですけど、市の考えを、それについて伺いたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長 東京事務所の今後の展開でございます。

東京事務所は、令和4年4月に現在の体制となりまして、今、4年目になっております。情報収集や企業との接点づくり、要望時のいろんな調整など、これまでよりも少しづつ効率的に業務を遂行できているというふうに感じております。

現在の業務をまずしっかりと定着させて、そして、私が去年4月に東京事務所長として着任いたしましたが、そのときからずっと考えていることは、やっぱり、少しでも多くの人と直接会って、お話しして、そして旭川をPRしていく、それが、一つ一つ次の新しい機会が生まれてきますし、ふるさと納税もそうですし、物販もそうですし、いろんなところにつながっていくものだと思っております。そういった考え方方は、他のスタッフとも共有して、職員一人一人がこういった意識を持って業務に取り組んでまいりたい、そういったように考えております。

○あべ委員 私も、今回の議会が終わったら、ちょっと、東京に、視察を兼ねて、企業版ふるさと納税してくれる企業を探そうと思って、今、5つぐらいアポを取っていて、ちょっとお願ひしてこようかなあと思います。いい話がいただけたら、東京事務所のほうにもおつなぎさせていただきますので、ぜひ、億を超える大型の企業版ふるさと納税を目指して頑張っていただきたいなと思うところであります。

この項目については、これで終わりにします。

次に、今、皆さん、御存じのとおり、議会は大荒れでございます。職員の皆さんも、その対応に追われていて、毎日、残業、本庁舎の明かりが、夜遅く通るとまだついている、道行く人の足元を照らしているというふうに思うんですけど、そうじゃない。

旭川は、冬の夜をやっぱりイルミネーションでびかびかにしてほしいということで、街あかり推進費についてお伺いします。

街あかり推進費について、事業概要と決算額についてお伺いします。

○原地域振興部都市計画課主幹 街あかり推進費は、冬期間における市内中心部にイルミネーションを設置するため、あさひかわ街あかりイルミネーションの実施主体であります旭川街あかり実行委員会への負担金を支出しており、当初予算1千400万円に補正予算500万円を加えた合計1千900万円の予算現額に対して、決算額は1千900万円となっております。

○あべ委員 街あかり推進費は、全額、旭川街あかり実行委員会への負担金とのことであります、この街あかり実行委員会における事業費の内訳についてお示しください。

○原地域振興部都市計画課主幹 街あかり実行委員会は、一般社団法人旭川観光コンベンション協会が事務局を担っており、令和6年度の決算額は2千324万8千457円となっております。

内訳といたしましては、イルミネーションの設置関係費として1千729万7千円、宣伝広告費等で294万1千780円、電気料で102万6千847円、事務局費で161万3千円などとなっております。

○あべ委員 イルミネーションの設置関係費として1千700万円ぐらいかかっているということで、東京事務所の維持費と同じぐらい、イルミネーションのほうが、よほど旭川に大きな経済効果をもたらしているのかなというふうに思いました。

この決算額1千900万円のうち、500万円については補正予算にて計上したというふうにありましたが、その財源についてお伺いします。

○原地域振興部都市計画課主幹 令和6年第2回定例会において議決いただいた補正予算500万円につきましては、株式会社旭ダンケの市外の関連会社3社からの企業版ふるさと納税により、街あかり推進事業に対して500万円の寄附があったものであります。

○あべ委員 こういう企業から500万円もの企業版ふるさと納税をいただけるって、非常にありがたいことだなあと。それだけ、こういうイルミネーションとか冬のまちづくりっていうところに御理解と応援もいただいているんだなということがよく分かりました。

過去に、私、この街あかりについて質問させていただいているんですけども、イルミネーションの球の数ですね。この球が14万球だったのが21万球に増えたとありますが、昨年度のイルミネーションの評判、大変よかったです。私、ちょっと産後だったので行けなかつたんですけど、うちの子をママ友たちが連れていってくれて、写真、いっぱい送ってくれたりして、すごいやっぱり好評だったなあというふうに伺っています。

昨年度は、21万球から、この球の数、増えたんでしょうか、お示しください。

○原地域振興部都市計画課主幹 令和6年度のイルミネーションの球数は、令和5年度の実績である21万球より2万球増加し、23万球となっております。

○あべ委員 2万球増やしていただいたということで、今、旭川市の人口は32万人ということで、やっぱり、1人1球、目指していただきたいなというふうに思っています。

このイルミネーションのデザインについても、市民の方から好評な御意見をいただいています。すごい、何か、フォトジェニックとかエモいみたいな声も聞こえてきますし、私、やっぱり、さつきも言いましたけど、産んだばかりで、自分で見に行けなかつたので、インスタで、結構、ハッシュタグで検索したりもしたんですよね。

で、旭川イルミネーションとかなんか、そういうふうに調べても出ますし、英語とか韓国語で調べてみると、結構、海外の人も来ていて、すごい、ローマ字で、#KAWAIIとかってついていて、やっぱりすごいデザインについても好評だったんだなあというふうに思います。なかなか、市役所の職員さんとか、インスタでどのくらい反応があるか、特に、海外の人の反応って、どうやってあるのか、どのくらいあるのかっていうのを調べることってなかなか機会として難しいと思うんですけど、ああいうSNSで調べてみると、やっぱり、今、一番熱いのは何かっていうのがすごい

よく分かるなあというふうに思いました。

この大人気なデザインなんですが、このデザインについて、何か工夫したことや、今年度予定していることっていうのはあるんでしょうか、お示しください。

○佐瀬地域振興部次長 令和6年度は、企業版ふるさと納税による寄附がありましたことから、新たに宮下通から1条通までのキャノピーアイルミや、6年ぶりにロータリータワーのイルミネーションを設置しましたほか、街路樹のイルミネーションの数を増やすなど、充実を図ったところでございます。

令和7年度につきましては、来街される方にさらに楽しんでもらえるような工夫として、買物公園のイルミネーションを一部集約するほか、イルミネーションだけではなく、ライトやレーザー等による光の演出などについて検討しているところでございます。

○あべ委員 6年ぶりにロータリータワーのイルミネーションを設置していただいたということで、私、ロータリーの近くの産科で出産したんですけど、夜、ロータリー、やっぱり見るんですよね。子ども、寝ないので窓からどうしてもずっと見る。もしあれがちょうど冬の時期だったら、あそこ、イルミネーションを見られたらすごい何か癒やされたなっていうふうに思います。時期がちょっと早かったんで見られなかつたんですけど。

令和7年度は、ライトとかレーザーによる光の演出について検討しているとのことで、きっと、これ、子どもたちにとってもすごい人気の出る演出なんじゃないかなあというふうに思っています。

おとといだったか、昨日だったか、ちょっと失念しましたが、街あかりイルミネーションの新名称を募集しているっていうふうに新聞で見ました。その、何か、経緯というか、背景、2025年で30周年を迎えますよってことで、新しい節目を迎えてのことかなあというふうに思っているんですけども、この新名称募集に至った経緯についてお伺いします。

○佐瀬地域振興部次長 街あかりイルミネーションは、旭川街あかり計画に基づきまして、積雪寒冷地である本市において、冬の雪の白さや寒さ、長い夜など、厳しい半年間を明かりによって美しく際立たせ、個性的で特色のある夜間景観をつくることを目的として、平成7年度に緑橋通のナナカマドイルミネーションとして開始されまして、今年度、30周年を迎えます。街あかり実行委員会において、今年度、30周年を契機に、事業全体をもう一度見詰め直し、ほかの都市にはない旭川らしい表現や、これからどう進化していくのかといった期待される仕掛けを取り入れ、見る人に強いインパクトで冬の思い出として記憶に残るようなイルミネーションとすることを意識したものでございます。

このため、テーマを「光で魅せる旭川の誇りと未来」と設定しまして、デザインやレイアウトのリニューアルを進めることと併せて新たな名称とすることを決定し、本年9月26日から10月13日までを募集期間として、実行委員会と市、それぞれのホームページやSNSのほか、市内の高校13校には直接周知などしながら、新たな名称の募集を行っているところでございます。

○あべ委員 名称募集に市内の高校にまで行っていただいているということで、すごいな、気合の入りようがあるなというふうに思って、ぜひ、これから先も何十年も使えるような、すてきな名前に決まるといいなというふうに思っています。

今年度は、名称に加えてデザインもリニューアルすることになりましたが、この街あかり事業そのものをやっぱり持続的な取組とするためには、財源の確保っていうのが重要なんじゃないか

なというふうに思っています。

案としてですが、例えば、スポンサー制度を設けて、場所を、いろんな企業さんとか、そのスポンサーとかに貸して、そこにその企業さんなり団体さんなりでイルミネーションをつくってもらって、それを競うコンペ形式なんかになると、やっぱり、お金の面でも、財源の面でもいいし、人っていう、人手の部分っていうもの、人的支援を受けるというのも可能なんじゃないかなあと思います。

財源に關係して、もう一個、私、いい考えがあるんですけど、冬にバーサロペットをやっていますよね、旭川市。これ、全体の予算は3千万円ぐらいだと。うち、市の負担金は1千600万円ぐらい。私個人の考えですけど、もうこのバーサロペットをやめて、そのお金を全部このイルミネーションとゆつきリンクにばんと充てる。そうすると、もう、まちは、夜、びかびかになりますし、リンクはもうてかで最高じゃないかなというふうに思います。

このバーサロペットについては、うちの会派の石川まさゆき委員が、この後、とことんやりますから、皆さん、期待してください。

こういった今の提案などに加えて、いわゆる財源の確保の話、今、させていただきました。さつきのコンペ形式みたいにして人的支援っていうふうなことも受けることで、さらなる充実が図られるのではないかかなあというふうに考えますが、認識を伺います。

○佐瀬地域振興部次長 街あかりイルミネーションの充実、持続可能な取組とするためには、財源の確保が課題でありまして、これまで、市の負担金のほか、個人や団体、企業等からの寄附金や協賛金により、既存の資機材を活用しながら取り組んできたところでございます。

委員の御指摘のとおり、財源の確保に加えまして、団体や企業など賛同いただける方がイルミネーションの設置等に直接協力いただけることで、イルミネーションの充実が図られるものと認識しておりますことから、的な支援がいただけるような仕組みづくりについて、街あかり実行委員会とともに検討してまいります。

○あべ委員 ぜひ、お金の面だけではなくて、人手っていうところにも焦点を当てて仕組みづくりの構築をしていただきたいなというふうに思います。

ところで、この街あかりっていうのは、冬のグレーシーズンの景観づくりというのが目的であるというふうに最初の答弁でもいただいたんですけど、実は、市内の企業さんとか市民の方からも、夏にイルミネーションをやってほしいというふうな声をいただいている。

私、応援していただいている方の中で、大学生とかも結構多いんですよね。夏の、何か、デートスポットがないっていうような話をいただいています。今、副市長、遠い目をしていましたけど。やっぱり夏のデートスポット、イルミネーション、きらきらしているところ、もちろん冬も行けるんですけど、やっぱり、学生さんだと、冬、運転とか、やっぱり交通の面で不便があるということで、夏のイルミネーションを見たいっていう声が実は結構ある。

今回、今までのやり取りの中で、冬は名称も変えるし、新しい段階に入っていくのかなあと思います。このまま、冬も夏もってなると、何かめり張りがないような感じは、私、個人的には受けるんですよね。

夏は夏で、一気に集客が高まるような、例えば、今、経済部で夜の動物園をやっていますけど、ああいう期間にぶち当てて、学生さんのデートの場所ももちろんんですけど、道内外からの集客

が多い時期には一と合わせて、期間限定で夏のイルミネーションをやってもいいんじゃないかなあ、夏にもこういうイルミネーションをやることで観光客にもすごい喜ばれるんじゃないかなと思いますが、認識を伺います。

○佐瀬地域振興部次長 夏のイルミネーションについてでございますけども、冬に比べ、日の入りが遅いこと、樹木の枝葉が繁茂しているほか、湿度が高く、冬に比べ、光が拡散するなど、季節特有の条件はございますが、市民や観光客にとって夏の新たなイベントとしての可能性があるものと認識しております。

本年6月から8月まで、旭川平和通買物公園企画委員会の取組として、買物公園に動物のイルミネーションが設置されました。こうした民間や他部局の取組などを含めて、イルミネーションによる景観づくりが一年を通じて展開されることは、中心部のにぎわいづくりなどにも有用だと考えられますので、街あかり実行委員会として効果的なイルミネーション展開の在り方について検討を重ねてまいります。

○あべ委員 ぜひ、夏のすてきなデートスポットとして道内でも有名になるくらい、いい効果的なイルミネーションの在り方について検討していただきたいと思います。

今回、球数も増えて、名称も新しくされるとのことで、より一層、見どころが増えるということと、やっぱり、愛着が深まるようなイルミネーションになることを期待します。

三笠市で、イルミネーションをやっているらしいんですよね。ちょっと調べたら、球の数が6万5千球と旭川の大体3分の1ぐらい。なのに、来客数が3万人ぐらい行っているっていうような話で、それは、イルミネーションのほかに、いろんな雪原体験みたいな、雪の体験ですね、できるということで、外国人観光客からもすごく人気が出ていて、インスタとかでも調べたらかなり出ているんですよね。

雪原体験の部分に関しては、ゆつきリンクとかそういう部分で、また、これは別の予算でということで別の機会にやりたいとは思うんですけども、三笠市の規模で、3万人の来場者数があるのであれば、旭川ならやっぱり10万人を目指せるというふうに思います。ぜひ目指していただきたいです。

市長公約にも街あかりイルミネーションのさらなる充実とありますが、私としては、さっきも申し上げましたけど、市民1人1球ですね、32万球、目指せ来場者10万人ということを願って、今後の方向性についてお伺いして、この項目の質問を終わりにします。

○三宅地域振興部長 コロナ後となりまして、昨年度に、本市として観光入り込み客数が大きく回復しておりますし、インバウンド、外国人についても過去最高、また、旭川空港の利用も9年ぶりの大きな数字になっています。夏場、毎年計測しております買物公園の通行量につきましても、前年比で十数%の増ということで、交流人口の増加等による活性化の兆しが見えてきている状況かなと認識しております。

都市機能、また交通結節機能が集積しております中心市街地の活性化を図っていくことは、本市全体の活力の向上に寄与しておりますし、まちの顔である買物公園を中心としたエリアにおいて、このイルミネーションを活用した冬季の魅力を高めることで、結果として、一年を通じて市民また観光客など多くの方に来街いただく魅力ある都市空間の形成、これにもしっかりとつながっていくものと考えております。

街あかりイルミネーションにつきましては、るる、今申し上げたところでございますが、新たな名称にしようとするタイミングでもあります。レイアウト、またデザインも変えるというところであります。球の数という話がありました。令和4年、14～15万球だったところ、何とかこの3年、4年かけて23万球までという状況でありますけれども、あわせて、今、見せ方の工夫というのもしているところであります。

私も、出張に行くたびに、冬季、いろいろ六本木とか渋谷とか有名なところを見ながら、そこは数十万、50万、60万球と公表されている状況でありますけれども、唯一、旭川が全国的に違うところは、やっぱりホワイトイルミネーション、雪の中のイルミネーションというのは、本当に全国、世界に向けて発信できる、そういう特徴かなと思っております。そういう意味で、量から質へのある意味での転換ということも同時に意識しながら、民間の多くの皆さんのお力もいただきながら、進化する取組のメッセージ、これを発信していきたいと考えております。

世代を問わず、様々な方々の来街の増加、また滞在時間の延伸につながるような、さらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時05分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、令和6年度決算分科会総務所管分に対して質疑をいたしたいと思います。

私、4項目、用意しております。順番としましては、選管、空港、総務、行革の順で行いたいと思います。では、よろしくお願ひいたします。

それでは、2款4項3目の令和6年衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費について、決算内容をお聞かせください。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹 令和6年の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費の決算額は1億6千732万9千11円であり、主な内容は、投開票事務等に係る報酬や職員手当等の人物費4千960万4千290円、ポスター掲示場の設置に係る賃貸借料1千408万円、投票所整理券の作成費用297万円及び郵送料1千310万5千818円などであります。

○金谷委員 それでは、その中のポスターの掲示場の設置数と設置費用についてもお聞かせください。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹 衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置数は、430か所であり、設置に係る契約を2つに分けて行っており、費用は合わせて1千408万円であります。

○金谷委員 ポスター掲示場の設置はどのように行っているのでしょうか、御説明ください。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹 ポスター掲示場の設置につきましては、選挙の都度、前回選挙の際の設置箇所を基本とし、同じ場所への設置可否を調査し、設置できない場合には、新たな候補地を調査し、それぞれの土地所有者の許可を得て決定しております。

設置作業については、430か所のポスター掲示場の作製及び設置から撤去までそれぞれ委託を

しておりますが、短期間で設置することが必要なため、作業を2つに分けて契約を行っております。

○金谷委員 このポスターの掲示場について、こうしなければいけないというような基準、それがあるのであればお聞かせください。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 ポスター掲示場の総数は、公職選挙法及び同施行令により、当該市町村の各投票区の選挙人名簿登録者数及び投票区ごとの面積に応じ、定められておりまして、この基準に基づく本市における法定設置数は、令和6年の衆議院議員総選挙で615か所となっております。この基準については、特別の事情がある場合には、国政選挙、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙は、北海道選挙管理委員会と協議の上、設置総数を減ずることができるとされております。

○金谷委員 旭川の市内のポスター掲示場の設置状況についてお聞かせください。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 旭川市の選挙につきましても、公職選挙法及び同施行令の考え方方に準じて、選挙管理委員会が設置総数を決定しております。

ポスター掲示場の設置状況につきましては、広大な行政面積を有する本市においては、山間部等人口密度の低い地域も多く、法定どおりポスター掲示場を設置しても十分な効果が得られないことから、令和6年の衆議院議員総選挙におきましては、そうした地域は設置しないこととし、法定設置数の615か所から430か所に減じて設置したところであります。また、令和5年の旭川市議会議員選挙におきましては、候補者が多数のため、掲示場が大型となり、設置場所が確保できない箇所もあったことから、設置可能となる399か所に減じて設置したところです。

○金谷委員 基準の数よりは減ずることができ、減らしているということが分かりました。

これまで、市内の設置場所であんまり人が通らないような場所ですね、山の中と思われるところにも設置がされていると思います。そこにポスターを張りに行かなければいけないんですけども、ポスター掲示場の設置の数、これを減らす見直しのお考えがないのか、お聞かせください。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 選挙運動ポスターの掲示場は、できるだけ多くの方に目に触れるよう、幹線道路沿いですとか人口の多い地域などを中心に設置しておりますが、山間部においては、有権者数が減少し、人通りや交通等の事情の変化などにより、効果が限定的な状況になっている場合もあると考えられます。

ポスターの掲示は、候補者の限られた選挙運動の機会でありますことから、掲示場の設置数については、単に減らすことは難しいという側面もありますが、現状における設置の効果、また、昨今においては選挙執行経費の増大も大きな課題であることなどを踏まえ、見直しの必要性について検討してまいります。

○金谷委員 このポスター掲示場所、特に心配されるのが山の中です。熊の出没している地域がこの中に含まれていると思います。これまで被害はありませんが、危険な箇所については見直さなくてはならないではありませんか、見解をお聞かせください。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場は、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、基準に基づき設置していますが、御指摘のありました熊の出没への不安に関しましても山間部における事情の変化として考えられますので、設置箇所を決定する際の貴重な御意見とさせていただきます。

近年の選挙活動は、インターネットの普及によりSNSなどの活用が急激に進み、様々な方法で

候補者の周知が展開されています。そうした環境の変化に合わせて、ポスター掲示をはじめ、選挙体制も徐々に見直していく時期に来ていると感じていますので、安心して選挙が行えるようしっかり検討してまいります。

○金谷委員 今、前向きな御答弁がありました。被害が出てからでは遅いと思います。特に、近年、今までとは違う状況がでていますので、ぜひ御検討いただきまして、そういう場所については減らしていくべきと指摘をし、次の項目といたします。

すいません、この項目は終わります。

次は、16款1項6目の空港使用料、昨年度まで未収金を繰り返しておりました。この内容と経緯についてお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 令和6年度における空港使用料の未収金の調定額は298万2千792円となっておりますが、これは、旭川空港の運営を北海道エアポート株式会社に委託する前の時期に、空港管理者として本市が徴収していた使用料に関わり発生した債権であるため、本市の未収金として計上しているものであります。

経緯でありますが、かつて台湾に本社を置き、旭川－台北線を運航しておりましたトランസアジア航空が平成28年11月22日に会社が解散となり、その時点で発生していた着陸料内訳として、平成28年10月分236万6千394円、同じく11月分61万6千398円、合計298万2千792円が未収となったものであります。

○金谷委員 この未収金に対して、昨年度までの対応はどのような状況なのか、お聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 未収となっております着陸料の対応状況について申し上げます。

市としましては、同社の解散直後の平成28年度より、発生した未収金について速やかな支払いを求め、日本支社に請求をしておりましたが、未払い状態が続き、その後、同社に破産管財人が選任されましたので、平成30年9月に同破産管財人に対して本市の債権についての破産債権申立書を提出し、これまで定期的に債権の処理状況の照会を行ってきたところであります。

その結果、令和6年7月に第1次分配金として44万5千402円の支払いがあり、このうち、延滞金に対する充当を優先的に行い、残額の10万4千242円を空港使用料として収入したものであります。

○金谷委員 この未収金ですね、ずっと続いておりました。これからも続していくのでしょうか、方向性をお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長 当該債権につきましては、台湾現地の裁判所と破産管財人の下で全体の整理が進んでいるところであり、現時点でさらなる分配金を得られるかは不明ですが、市といたしましては、引き続き、破産管財人と連絡を取りながら必要な事務手続を進めてまいります。

○金谷委員 この未収金は、以前からずっと残っていたと思います。令和6年度決算では、僅かですが、収入が入った、第1次分配金が戻されたということが分かりました。今後、第2次分配金の収入もあるかもしれませんので、それを見守りたいと思います。

続きまして、2款1項9目の新規路線就航支援費です。

事業概要と決算状況をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 新規路線就航支援費は、旭川空港に新規路線の開設や既存路線

の増便などを行う航空運送事業者に対して、運航に係る経費の補助や広告支援などを行うことで就航先の安定的な拡大を図り、空港の利便性の向上と併せて、観光やビジネスなどによる需要の取り込みを図るほか、空港の人材確保を行ったものであります。

決算額は2千572万円で、旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会への負担金として支出することで事業を実施いたしました。

○金谷委員 昨年度、令和6年度は、第3回定例会で補正をしましたが、不用額を出しています。その理由、内容をお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長 補正予算において不用額が発生した理由でございますが、当時の航空業界を取り巻く状況は、全国的にコロナ禍で運休または縮小していた航空路線について、各航空運送事業者がそれまで運休していた路線の復便を大規模空港へ優先的に進めていた状況があり、大規模空港の受入れが、早晚、飽和状態を迎えると予想された中、路線再編の需要拡大が依然として続いている当時のタイミングは、旭川空港にとって新規路線の開設に向けた大きな好機であると捉えておりました。このため、空港運営者である北海道エアポートが用意している支援策と併せて、市としても独自に国際及び国内の各1路線を想定した支援を準備し、より強力なインセンティブとすることを意図したものであります。

こうした考え方の下で予算化させていただいた後は、北海道エアポートと連携しながら、道外や道内の他空港に先んじて国際線と国内線をそれぞれ誘致しようと取り組んだ結果、韓国からの国際線の誘致は実現したものの、国内線については就航の実現までには至らなかったことから、就航実績に伴う支援の予算分が不執行となり、823万円の不用額が生じたものでございます。

○金谷委員 それでは、国内線の乗降客数、その変化、要因をどのように捉えているのでしょうか、御説明ください。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港の国内線の乗降客数につきましては、令和5年度は101万6千701人、令和6年度は111万2千834人となっております。

乗降客数が増えた要因といたしましては、令和5年12月に就航したジェットスター・ジャパン成田線の運航期間が令和5年度は約3か月半であったことに対しまして、令和6年度は通年となったことや、令和5年度の時点で回復基調が鮮明となっていた羽田線など、既存路線の利用実績の好調が令和6年度も継続されたことなどが、トータルで実績につながったものと考えております。

○金谷委員 それでは、この事業の方向性についてお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長 本事業におきまして、今後は、北海道エアポート株式会社などと連携し、国内線は関西や名古屋方面の路線の期間拡大や通年化を目指すとともに、国際線では特に訪日旅行者が伸びているアジア圏を中心に誘致活動を進めてまいります。

○金谷委員 新規路線就航に対しては、ジェットスター・ジャパン成田線があり、現在も利用が増加していると思います。この影響は、海外からの観光客の増加につながりました。大変評価しております。今後は、さらなるアジア圏の誘致にも期待しております。ぜひ、頑張っていただきたいと思います。

この項目は、終わります。

続きまして、2款1項9目の航空路線確保対策費について伺います。

事業概要、令和6年度決算状況についてお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 航空路線確保対策費は、国内・国際航空路線の維持及び拡大を図ることを目的といたしまして、関係機関等と連携した航空会社への誘致活動や、旭川空港の利用活性化に向けたPR活動などを実施するもので、令和6年度の決算額は2千311万3千72円となっております。

その内容といたしましては、航空機の受入れに必要となる地上支援業務、いわゆるグランドハンドリング業務を支援する補助として1千200万円、路線要望に係る航空会社等への訪問旅費として133万6千972円、本市が事務局となり、路線誘致や空港利用促進に係る事業を実施しております旭川空港利用拡大期成会への負担金として870万円、関係会議の開催に伴う委託料として9万5千700円、関係団体等への負担金などとして98万400円となっております。

○金谷委員 旭川空港では、国際線ターミナルを増築し、供用開始してきました。完成した年度から昨年度までの空港における国際線の乗降客数の推移をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 旭川空港の国際線乗降客数につきましては、平成30年度が5万5千247人、令和元年度が4万3千644人、令和2年度と令和3年度はいずれもゼロ人、令和4年度は1千498人、令和5年度が3万2千852人、令和6年度は4万7千916人となっております。

○金谷委員 コロナ禍で一旦ゼロになりました。その以前、中国からの便があったため、乗降客数は多かったわけですが、その後、回復傾向にあるというふうに見ております。

それでは、国際線ターミナルを増築した際、施設の規模をどのように決定したのか、考え方をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 国際線ターミナルの増築に当たりまして、当時の状況としましては、平成26年までに国際線の就航が相次ぎ、国内線施設を暫定的に分離使用していたため、国際線待合室の狭隘化が著しい状態となっていましたことから、平成27年度に国際線旅客の需要予測調査を実施したところです。この需要予測の試算では、将来的なピーク時には、国際線2便が同時に発着する可能性があり、令和12年、2030年には、中国や台湾などからの利用の大きな伸びを基本として、乗降客数が50万人に達するとの見通しが示された予測結果となったところであります。

建物を所有していた旭川空港ビル株式会社では、こうした調査結果を踏まえ、国際線2便の同時対応が可能となり、年間で最大50万人を受け入れできる規模のビルの増築を、やはり課題となっていた既存の国内線ビルの施設機能の改善と合わせて行う計画を立て、行ったものであります。

○金谷委員 旭川空港の利用状況を踏まえて、当時の国際線ターミナルの増築判断について、考え方をお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長 国際線ターミナルの増築によりまして、CIQの十分なスペースや待合ラウンジの確保がなされたことはもとより、既存ターミナルを含め、空港全体の共用機能としてお土産等の物販施設の拡充やフードコートの新設が図られたことで、空港の魅力が高まった結果、路線誘致の追い風にもなったものと考えております。また、現状の国際線ターミナルの施設規模は、まだまだ受入れを増やすことが可能でありますことから、国際線の誘致に当たり、旭川空港の利点になるものと考えております。

北海道エアポート株式会社といたしましては、今後、旅客需要に応じたさらなる施設全体の改修

も検討しておりますことから、本市といたしましても、旭川空港の施設が生かされるよう、同社と連携しながら、空港の利用拡大に取り組んでまいります。

○金谷委員 旭川空港の運営は、以前とは違いまして、北海道エアポートに民間移譲している、委託をされております。委託後の旭川空港への路線の誘致については、市と北海道エアポート、それぞれどのような取組を行っているのでしょうか。

○松本地域振興部交通空港課長 民間委託後の路線誘致につきましては、空港の運営を受託した事業者であります北海道エアポート株式会社として、就航数、乗降客数が増えることは収益を上げることに直接つながることにもなるため、率先して誘致を行っており、また、本市といたしましても、空港の利用拡大は、観光や企業誘致、地域産業の振興等からも重要であり、空港の管理者であり、かつ大きな波及効果を受ける地元の自治体という立場においても、同社と連携を図りながら利用拡大に積極的に努めているところであります。

具体的には、同社は、世界各国の航空会社の航空路線担当者や観光開発の担当者などが参加する商談会等でのPRや、これまでに同社が築いてきた航空会社とのネットワークを通じた情報収集と交渉などを行っております。また、市は、必要に応じて、同社とともに旭川空港への就航に関心がある航空会社との交渉や関係機関との協議などを行い、利用拡大や新規路線の就航実現に向けた取組を進めております。

○金谷委員 旭川空港の利用拡大に向けて、北海道エアポートにはどのような役割を期待しているのでしょうか、また、その役割を担保するため、市はどのような取組をしていくのか、お聞かせください。

○三宅地域振興部長 空港運営者でございます北海道エアポートでは、2019年以降、道内7空港の一括委託以降にコロナ禍があり、インバウンドほか、国内も含めた空港の利用者の急激な悪化に見舞われて、想定していなかった厳しい経営環境の下、空港運営を強いられてきた状況がございましたが、コロナが明けた現在は、急速な空港利用の回復で、2024年度、昨年度の国内外の利用者数、これが千歳空港では約2千500万人と開港以来で最高となり、旭川空港も同じく9年ぶりに116万人突破となりました。

北海道エアポート、HAPには、いよいよこれから7空港が連携できるメリットを生かし、旭川空港とほかの空港とも組み合わせた多様な路線誘致など、委託の提案時にお示しいただいた7空港を世界から北海道に観光客を送り込むマルチ・ツーリズムゲートウェイにするとの方針を実現いただくべく、さらに取り組んでいただきたいと思っております。

また一方で、本市の役割につきましては、HAPとの関係では、空港管理者でありますので、民間委託業務の着実な履行についてモニタリングでしっかりと把握し、空港の安全運営などしっかりと実施いただくようにしてまいります。

その上で、広大な北海道において、これまで以上に国内外からの観光客の受入れを進めるためには、航空ネットワークの分散、また拡大が重要であり、HAP任せだけにしてしまえば、旭川としても7空港のうちの一つ以上の存在感は出せませんので、こうした千歳空港だけでは応え切れない新たな需要の受皿となる役割を旭川空港が真っ先に担えるよう、誘致の取組をHAPと連携しつつしっかりと進めてまいります。

○金谷委員 空港は民営化され、誘致は北海道エアポート次第ではないかというふうに思われてお

ります。新聞では、新千歳空港の国際線の便を非常に北海道エアポートが増やして、それによって最多更新と、社長は高らかに語っておりました。新千歳空港以外の運営について、それぞれの魅力を生かし、新しい空港をつくり上げたいとも話しておりますので、旭川空港の魅力、これは何かについて検証をしっかりしていただきまして、ぜひ、北海道エアポートに旭川空港の魅力をアピールし、空港の利用促進に御努力願いたいと指摘をして、空港については終了いたします。

それでは、2款1項2目の人事管理費の事業の中で、令和6年度ハラスメントの相談件数と申出件数についてお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 ハラスメントにつきましては、旭川市職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、相談窓口を人事課及び職員厚生課に設置しております。

令和6年度の人事課への相談件数は15件、そのうちハラスメントに関する調査の申出件数は3件となっております。

○金谷委員 それでは、ハラスメントとして認定をした件数は何件ですか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 調査の申出を受けたときは、人事課におきまして、申し出た職員や関係者に対し、事情聴取や事実確認を行い、その上でハラスメントに該当するかどうかを判断しており、令和6年度は、申出のあった3件いずれもハラスメントとしては認定していないところでございます。

○金谷委員 つまり、相談は15件あって、そして、そのうち調査まで申し出られたのは3件、15件のうち3件、そして、その3件についても、相談された内容も全て含めて、認定はゼロ件だった、令和6年度は、なんですね。

非常に疑問なんですけれども、コンプライアンス課へ相談があった15件のうち、12件は調査まで行っていないという今の御答弁なんですね。そういうことであるならば、相談した方というのは、コンプライアンス課に対して何を求めて相談に来ているとお考えですか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 令和6年度の15件の相談のうち、調査の申出がなかった12件につきましては、いずれも相談者が行為者や関係者への事情聴取や事実確認を行うことまでは望まなかつたものでございます。

相談窓口に寄せられる相談は、職場でハラスメントと思われる行為を受けているというものや、ハラスメントという言葉を使わずに、相手方の言動に不快感を感じたというような相談もあり、その内容は様々でございます。また、相談者の意向も、ハラスメントとしての認定を明らかにしてほしいというものもあれば、話を聞いてほしいというものもございます。

相談者が相談窓口に相談する理由は、このように相談者が置かれている状況によって異なるものと考えられますが、ハラスメントの相談の対応に当たっては、相談者のプライバシーを確実に守つており、相談によって不利益な取扱いが決してされないよう最大限の配慮をすることを説明するとともに、解決に向けた調査の意向を本人に確認し、その意向を踏まえた対応を行っております。

調査の実施は相談者の意向によるところですが、調査の申出がない場合でも、相談者の意向によっては、相談があった旨を所属長や相手方に伝えて注意を払ってもらうようにするなど、相談者の就労環境の改善に向けた対応を行っているところでございます。

○金谷委員 それでは、一件もハラスメントとして認定しなかったということが分かりました。理由をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 ハラスメントの認定におきましては、労働施策総合推進法や旭川市職員のハラスメント防止等に関する要綱の規定に基づき、例えば、パワー・ハラスメントであれば、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為に該当するか否かを判断しております。ハラスメントとしての認定に当たっては、相手方や周囲の職員などに対し、事情聴取や事実確認等の調査を行い、その上で、ハラスメントに該当するかどうかを判断いたします。

令和6年度の15件の相談のうち、ハラスメントに関する調査の申出があった3件につきましては、調査の結果、相手方の言動がいずれも業務の適正な範囲を超えたものとは認められなかつたことから、ハラスメントがあつたとの認定は行わなかつたところであり、12件につきましては、ハラスメントに関する調査の申出がなかつたことから、ハラスメントとしての認定は行っていないものでございます。

○金谷委員 この全て、15件について、それでは、相談された方、いわゆる被害者と見受けられるのですが、そういった方の立場に立つて解決したとお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 相談者の求めに對しては、行為者や関係者の調査を行い、ハラスメントとしての認定を求めるものや、調査等の対応は求めずに話を聞いてほしいといったものなど、解決の着地点はそれぞれ異なるものと考えております。

そのため、調査の申出を行わずに相談のみで対応を終わる場合においても、話を聞いてもらえてよかつたという相談者もいるなど、相談者の気持ちや考え方が整理されることもあり、また、相談のみで終わつても、その後に、相談者が希望すれば関係者への調査等を行うなど、相談者の意向が変わつた場合の対応の見通しを説明していることから、相談窓口としての役割は、一定程度、果たせているのではないかと考えております。

また、ハラスメントの認定を求めて調査の申出を行つた方にとって、ハラスメントの要件に該当せずに認定に至らないことは、希望が満足されたことにはなりませんが、そのような場合におきましても、行為者や関係者への聞き取りを通じ、相談者の気持ちや要望を伝える中で、行為者の言動が改善されたり、職場において相談者の就労環境を振り返る契機になると考えており、相談に対応したことの意義はあるのではないかと考えております。

いずれの場合も、相談者の希望に応じて再度相談に対応することも説明しており、相談者の立場に立つた対応に努めておりましたし、今後もしっかりと相談者の立場や思いに立つて対応してまいりたいと考えております。

○金谷委員 相談者への対応、一旦終了したと思う時点で、満足したのか、納得したのか、そういったことについては、何をもつて解決したのか、実は、今の制度というか、内容では分からぬんですね。

それで、これではいつまでも不十分な対応を続けることになると思われるのですが、いかがでしょうか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 相談者に對しては、再度、相談に對応することを説明しているものの、相談窓口から相談者に対し、相談後の状況については確認をしていなかつたところでございます。

相談後の相談者や職場の状況などを把握することは、相談者のメンタルケアや職場環境の改善、悪化の防止につながる場合もあるものと考えますことから、相談者に対する相談後のフォローについて、その時期や内容、方法などを検討してまいりたいと考えております。

○金谷委員 現在まで、特に、これは昨年度についてお聞きしましたけれども、ハラスメントの相談の窓口として、十分対応が、今の御説明では、できていないのではないかと思うのですが、見解をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 先ほども御答弁申し上げましたが、相談窓口に寄せられる相談は、職場でハラスメントと思われる行為を受けていて、ハラスメントとしての認定を明らかにしてほしいものや、相手方の言動に不快感を感じ、話を聞いてほしいというものなど様々でございます。

ハラスメントの相談の対応に当たっては、相談者に対し、相談者のプライバシーを確実に守ること、相談により決して不利益な取扱いをされないよう配慮することを説明するとともに、相談者の訴えを丁寧に聞き取ること、相談者の考えを否定せずに傾聴し、相談者が置かれている状況を把握するよう心がけております。その上で、解決に向けた調査の意向を本人に確認し、その意向を踏まえて対応するなど、相談窓口としての役割を果たすよう努めているところでございます。

また、職員全体に対しても、ハラスメントの相談窓口について、ハラスメントについて困っていることがあれば相談を受け付けていること、プライバシーを厳守すること、相談しやすい環境への配慮から、希望する性別の職員が同席の上、対応することについて、職員向けの電子掲示板やハラスメントに関する研修により周知を図っているところでございます。

○金谷委員 単に話を聞いてほしい、本当にそうなんでしょうかね。多くは調査を望まなかつたっていうことなんですね。

昨年の、令和6年に行われました職員意識調査の集計結果では、正職員が151人、会計年度任用職員50人、合わせて201人の職員がハラスメント行為を受けたと回答しております。しかし、昨年度の相談は15件、それも、勇気を出して相談にいらっしゃったというふうに推察できるわけなんですが、相談者のニーズと、実際、この結果というのは乖離しているのではないかというふうに見受けられるんです。

であれば、どのような相談窓口だったら相談ができるのか、多くのハラスメントを受けている方からですね。また、それが、本当に満足する結果が得られるような、そういった対応にどうしたらなるのか、しっかりとニーズ把握をし直すべきだと思います。また、それをした上で改善をすべきなのではありませんか。

○和田総務部長 昨年実施いたしました職員意識調査は、令和4年11月から昨年7月までのハラスメントの状況を昨年の7月に調査したものでございまして、令和6年度の相談件数との関係において対象や期間が異なる面はございますが、意識調査の回答と相談件数には開きが大きいことは御指摘のとおりでございます。今後につきましては、相談したい職員がためらうことがないよう、改めて、庁内電子掲示板における相談窓口の周知、ハラスメントに関する情報の提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ハラスメントに関する職員アンケートにつきましては、昨年実施した意識調査の回答と相談件数に、御指摘のとおり開きがございますので、次回の職員意識調査でしっかりと把握を行いま

して、職員が相談しやすくなる相談窓口の体制について検討してまいりたいと考えております。

○金谷委員 最も問題だなと思われる点は、相談しても解決にならないという、ひょっとして当事者、被害者の諦めがあるのではないかと思うことです。一件も認定がないという事実であるならば、相談は無意味であり、当事者は職場における自分の立場を失うかもしれない、そういうリスクを抱えているにもかかわらず、人事課に相談に行くでしょうか。見合う結果とならないならば、途中で諦め、これ以上の相談を中止せざるを得ない、その結果、この数字で、調査までは断っているというのが事実ではないでしょうか。しっかりと改善を求めて、この項目については終わります。

それでは、最後の項目です。

2款1項2目のBPO導入推進費、行革についてお伺いいたします。

これは、令和6年度新規の事業ということありました。

この内容につきまして、それでは、これまでの業務委託とこのBPOは何が違うのでしょうか、御説明ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 BPO、ビジネス・プロセス・アウトソーシングにつきましては、広義の意味では業務委託の一種でございますが、単なる業務の一部委託にとどまりませんで、業務プロセス全体を一括してお任せし、プロセスの改善を含む継続的な課題解決ですか品質向上を図る戦略的な手法と言われております。一方、業務委託につきましては、業務の一部を切り出して委託するものとされております。

申請の受付業務を例として申し上げますと、業務委託の場合ですと、申請書の受付で終わるところ、BPOでございますと、申請書の発送、受付、形式的な審査、結果の通知といった一連の業務を委託することが可能となります。

○金谷委員 よく分からんんですよね、何が違うか。対象10業務ですね。決算490万円なんですけれども、この10業務の内容について、なぜこの10業務の調査を選定したのか、理由をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の調査業務は、より高い費用対効果を得るために、複数業務を一括して実施することを前提として調査することとしたものでございます。

そのため、まず、市として令和2年度に全庁を対象として実施しました業務量調査において、正職員でなくてもできる定型的な業務、いわゆるノンコア業務の割合が高く、かつ、時間外勤務が多く発生している業務の中から、BPO導入が有効と推定する5業務を選択したところでございます。

また、本事業の委託先につきましては、公募型プロポーザルにより選定しておりますが、当該プロポーザルにおいて、介護システム利用業務等の自治体情報システム標準化対象業務のうち、BPOが有効と想定される業務について提案を受けることとしておりまして、事業者から他自治体でのBPO実施実績のごります業務として提案があった5業務を合わせて、最終的には、受託業者と協議の上、今回の10業務を選定したところでございます。

○金谷委員 10業務を選定して、調べてみた、今までと違う業務委託、BPOを導入できるかどうかを調査したということなんですけれども、この事業について、詳細分析、調査内容、どのようなものでしょうか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 各業務、業務フローのうち、一部にBPOを導入することは可能であるというような分析結果が出ておりますが、業務によっては、正職員による確認が必要

であったり個別対応があるなど、業務手順の見直しですとか、どの部分までBPOを導入するのかについて引き続き検討する必要があることが明らかとなりました。また、年間を通じたBPOを導入しようとした場合、10業務全体で見ると、繁忙期に波がありまして費用対効果を得るのが難しいという結果となったところでございます。

○金谷委員 10業務を調査はしたけれど、費用対効果がなく、BPO導入には至らないという結論、つまり見送ることとなりましたということなんですね。

しかし、他の業務は導入していくという結論なんですよね、令和6年度。もう、今年度、導入しているということなんですねけれども、それは、この調査した10業務ではない業務を、調査せず導入しているんですよね。どういうことなのか、御説明ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の調査につきましては、BPOの導入の可能性を調査したものでございまして、その結果、各業務の手順ですとか業務量などから、調査した10業務について、現状のままBPOを導入するには費用対効果を得るのが難しいと判断したところでございます。

一方で、将来的な職員数の減少ですか職員のモチベーションの維持、多様化、複雑化する行政需要に的確に対応するには、業務の効率化とリソースシフトによって、本来、職員が担うべき業務、いわゆるコア業務に集中していく必要があるものと考えておりますことから、今後の取組の考え方として費用対効果が得られる業務から導入するとしたところでございます。

こうした考えの下、自治体情報システムの標準化に伴いまして、これまで各課が府内で実施しておりました市民向けの大量帳票に係る業務につきまして、この標準化に当たりましては業務の分析もそちらのほうでされていると伺っておりますので、その辺の帳票の印刷ですか、印刷後の封入封緘業務、郵便局への持ち込みといった一連の業務をBPOで実施した場合の経費と、新たな大型印刷機の導入ですか当該作業を職員自ら実施した場合に要する経費を比較しまして、費用対効果が得られるものと判断しましたことから、今年度から軽自動車税など8業務について一括してBPOを導入したところでございます。

○金谷委員 今お示しいただきましたように、もう既に、費用対効果がなく、10業務、昨年調査したこの推進費は内容を見送って、しかし、今年度、8業務についてもう導入しているんですよね。だったら、この事業費494万円は必要なかったのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○浅利行財政改革推進部長 今回の業務委託については、どういった作業がBPO導入に可能性があるのか、どういった業務手順の見直しが必要なのか、あるいは年間を通じた業務量をいかに確保するかなど、今後の検討の方向性が見えてまいりましたし、検討する中で、例えば窓口業務をどうするのかというような議論なんかもあったところでございますし、業務と業務の組合せによって、結局、忙しいときと暇なときを埋めていく必要が、やはり業務を受ける側として効率的に進めるためにあるんですから、そういうことなども検討を進めることができたというふうにも思っております。

また、委託業務の中で、管理職を対象にしまして、業務分析の手法でありますとか組織マネジメントに係る研修というものを実施しております、こういったことを通じて、職員自らが、自分が担当している業務、あるいは自分がマネジメントしている業務についての課題、そういうものを発見することができるというような、何ていうんでしょうか、力というか、そういうものも、今

回の研修を通じてできたものというふうに考えておりまして、各職場、職場で自ら業務改善に向かっていくという方向性を与えることができたんじゃないかなというふうに思っております。

また、限られた人材資源の中で、効率的かつ効果的に行政運営を進めるということが必要でありますし、職員の働き方、あるいは働きがい改革を実現するという部分では、このBPOの導入っていうのはやはり欠かせないものではないかなというふうに思っているわけでございまして、今回の調査結果等を踏まえまして、今後についても、業務の集約、あるいは費用対効果を得られる業務というものについて、導入の可能性を探っていきたいと思っておりますし、何といっても、民間の活力でありますとかノウハウというのをお借りして、効率的かつ効果的な業務改善につなげるというのが、今後、持続可能な行政運営の大きな一歩となるということで、そういった意味でもBPOは重要な施策というふうに位置づけておりまして、今後も様々な業務について導入の検討というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○金谷委員 財政が厳しい、厳しいとおっしゃる中で、やはり、効果がなかった、結果を得られなかつた事業、これがあつていいのかと思いました。説明が十分であったのか、今の答弁をお聞きした上で、決算として、今後、判断材料としていきたいと思います。

以上で、総務所管を終わります。

○高橋ひでとし委員長 午前中は、ここまでで終了させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 時 57 分

---

再開 午後 1 時 00 分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 公明党の皆川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、防災安全部にお聞きをしてまいります。

昨年1月に発生をした能登半島地震を受けて、国や自治体は、避難生活の中で命を失う災害関連死を減らす取組というのを進めているというふうに聞いております。積雪寒冷地で条件が厳しい道内はもとより、本市においても、避難所の質を高めることは簡単ではないというふうに感じているところであります。

そこで、今回は、9款1項4目防災対策費のうち、防災施設等整備費について、様々、お聞きしていきたいと思います。

初めに、事業概要及び決算額の内訳についてお示しをいただきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 防災施設等整備費は、防災体制の充実強化を図るため、災害時における物資の備蓄、避難所標識の整備等を行うものであります。

令和6年度は、予算現額787万7千432円に対しまして、決算額は690万5千657円、執行率は87.66%となっております。

その内訳ですが、アルファ化米などの食料品の購入費で195万4千857円、災害用の毛布や寝袋などの生活用品の購入費で465万9千300円、災害時避難場所標識の修繕等で29万1千500円となっております。

○皆川委員 本市の防災対策は、市の単独財源だけでは限界があるというふうに考えますけども、それでは、国や道からの補助金や交付金をどのような整備に充てているのか、その活用状況について伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 補助金等の活用状況は、北海道から地域づくり総合交付金として食料品及び生活用品の購入費 661万4千157円のうち、およそ2分の1に相当します330万円を本事業に充当しております。

○皆川委員 旭川では、なかなか大規模災害って、今まであんまり起こっていないんですけども、いつか起こるかもしれないこの大規模災害であります。被災者にとっては、ほとんどが被災初心者でありまして、何回目というベテランというのはほとんどいません。備えとして、備蓄品の充実は欠かせないというふうに考えます。

そこで、備蓄品の内容と、備蓄計画上における食料品や生活必需品の目標人数に対してどの程度達成できているのか、その成果と課題についてどのように認識されているのか、お聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 備蓄品につきましては、旭川市備蓄計画に基づきまして、食料品、生活必需品、避難所運営用資機材及び感染症対策用品の4項目を整備しております。このうち、食料品及び生活必需品につきましては、各種品目の対象年齢に応じて目標値を設定してございます。市が整備することとしている公的備蓄品目の令和6年度末の達成率は、食料品のうち、アルファ化米等の主食は60.2%、栄養機能食品等の補食は84.3%、乳児用ミルク及び離乳食は100%となっております。また、生活必需品のうち、災害用毛布は56.9%、防災マットは51.5%、災害用寝袋は47.6%、簡易トイレは83.3%、哺乳瓶は100%となってございます。

毎年、達成率は一定程度上昇しているものの、一部品目は依然として低い状況にあることから、防災協定に基づく流通備蓄の調達や、国や都道府県からの支援を受けるための体制づくりについても進めているところでございます。

○皆川委員 目標人数に対しての達成率をお伺いしました。

それでは、本市では、災害時に、どの程度の避難者数、また、何人分を対象として想定して備蓄、整備しているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 平成25年度に実施しました旭川市防災アセスメント基礎調査で算出し、全国どこでも発生し得るマグニチュード6.9の直下型地震が本市で発生した際、発災当初に想定される避難者3万7千700人を備蓄物資支給対象者数とし、過去の大規模災害における実例等を踏まえ、4万5千人を想定して必要な備蓄品の整備を進めております。

○皆川委員 今、4万5千人分ということで、それを想定して必要な備蓄品を整備しているということでありました。

備蓄品は期限の管理も必要であります。保存期限が迫っている食料品をどのように把握、更新し、廃棄ロスを防いでいるのか、取扱い、管理や更新方法について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 備蓄食料につきましては、保存期限の1年前に更新することとしておりまして、期限切れ前に市が行う防災講習会や訓練の中で防災意識の普及啓発を目的として参加者へ提供するほか、生活支援課からの要請に応じて、生活困窮者の相談支援機関である旭川市自立サポートセンターへ提供してございます。また、乳児用ミルクや離乳食は市立保育所へ提供し、給食等に活用いただいております。

○皆川委員 アルファ化米のほか、その他に災害食として備蓄を考えている品目と選定基準について伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 食料品につきましては、アルファ化米のほか、クラッカー、洋風鶏雑炊、野菜ジュース、栄養機能食品、粉ミルク及び離乳食を備蓄しておりますが、栄養情報やアレルギー情報、保存期限や1食当たりの単価、また必要に応じて試食を行うなど、総合的に判断した上で選定しております。

○皆川委員 避難が長引くと、さすがに、3食、アルファ化米っていうのは本当に厳しいかなというふうに想像もできるんですけども、ちなみに、何日分を想定しているのでしょうか。

また、以前に、防災の連携協定について一般質問を行ったんですけども、そのとき、令和4年6月のペーパン川の浸水では、防災協定に基づいてイオン北海道から食料を調達したと答弁されておりました。

食料の調達については、そこからのほかにもあるんでしょうか、また、1日当たりの食費ですね、1人当たり幾らくらいを想定しているのか、伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 本市の備蓄計画での備蓄の基本的な考え方としまして、市民備蓄と事業所等における備蓄の推進、事業所による流通備蓄、旭川市による備蓄の3つの柱を掲げておりますし、市の責務である公的備蓄の整備目標数は、さきに答弁しました4万5千人に対して2食分を想定しております。

防災協定に基づく食料の調達ですが、複数の民間業者と物資等供給対策関係の防災協定を締結しておりますし、定期的に物資保有の保有量調査を行い、災害時に提供可能な物資を把握しているところです。

また、1日当たりの食費を本市では定めておりませんが、災害救助法に1人1日当たり3食で1千390円以内という一般基準がございますので、基準額を考慮しながら必要な主食や飲料水の調達を想定しております。

○皆川委員 4万5千人に対して2食分を用意している、1人1日当たり3食で1千390円以内という基準で準備する、用意するということで、次に、万が一のときこそ、ふだんに近い食べ物っていうのが非常に大切なというふうに考えます。ふだん食べ慣れているものや温かいもの、塩分の少ないもの、また食物繊維を提供できるものなど、大規模な災害のときには、非常食だけではなくて、衛生に配慮した炊き出しなども大切であると考えます。

そういう中で、健康維持を踏まえて、災害食の重要性として食べ物のアレルギー対策が挙げられます。特に子どもたちのアレルギー、お米アレルギーの子どもなどもいるので、そういう方々への配慮も必要不可欠ではと考えます。

そこで、本市において、アレルギー対応の非常食の確保状況と提供体制の考え方について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 現在、アルファ化米、野菜ジュース、粉ミルク及び離乳食につきましては、アレルギー特定原材料等28品目不使用のものを備蓄してございます。

避難者のアレルギー等情報につきましては、避難生活時の配慮事項といたしまして受付時に把握することとしてございまして、安全に食料品を提供できる体制を構築しておりますが、大規模災害が発生した場合に、即時に必要となる食料が調達できない場合も考慮いたしまして、平常時から家

室内備蓄による自助の周知を実施しております。

○皆川委員 備蓄品の在庫管理システムやQRコードなど、デジタル管理の導入状況と課題などもあれば伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 備蓄品の在庫管理につきましては、パソコン等の表計算ソフトを用いて管理しているほか、内閣府が運用しています全自治体共通の物資管理システムを活用し、国、都道府県、市町村間で物資の調達、輸送等に必要な情報を共有してございます。

現在、避難所でのQRコードを用いた避難者の受付や、被災者支援に係る各種業務のシステム化など、デジタル技術を活用した様々なシステムが開発されておりますが、導入に係る財源については自治体単独での整備となるため、国の動向、他都市の整備状況を勘案し、検討を進めてまいります。

○皆川委員 能登半島地震、前にありましたけども、その能登半島地震における体調悪化の発生場所というのがNHKで集計されておりまして、第2位が避難所で30%、第1位が38%で、実は介護施設で体調が悪化したというふうにありました。災害関連死で言うと、肺炎などの呼吸器系、また心不全などの循環器系疾患を合わせて、全体の約6割になったということあります。これは、熊本地震のときも同じだったそうであります。誤嚥性肺炎からの関連死というのも特に多いというふうにお聞きをいたしました。

そこで、本市としては、誤嚥性肺炎などの対応や歯磨きなどのトータルで口腔ケアの重要度についてどのような考え方なのか、伺っておきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 口腔ケアが不十分になると、口内の細菌が増え、誤嚥した際に肺炎を引き起こす原因にもなるため、旭川市避難マニュアルの災害時非常持ち出し品において、食料や常備薬などとともに歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュの携行を推奨しております。また、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、旭川市地域防災計画に基づきまして、災害時の歯科医療救護活動に関する協定を締結しております旭川歯科医師会に派遣を要請することとなります。

○皆川委員 様々、歯ブラシとかそういうのは個人で準備してくださいっていうことかなあと思いますけども、先ほど災害食の答弁もありました。高齢の方とか、例えばおにぎりとか配られてもなかなか飲み込めないっていう、そういう方も多いです。それで誤嚥性肺炎になるっていう方も多いようです。とろみがついた、とろみ食じゃないと飲み込めないとか、かめないということで、口腔ケアの欠如によって口内炎とかそういうのが多発していくようで、そういうことで、歯磨きとか歯ブラシなどの口腔ケアが大切になってくるということですので、歯磨きセットを、今後、備蓄品として準備も検討していただければいいかなというふうに思っておりますんで、よろしくお願ひします。

それでは、視点を変えて、体育館などの指定避難所の環境改善、例えば、プライバシーの確保とか、床の冷え対策とか、照明、また電源などについてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 本市では、避難所の停電対策や暖房対策を目的といたしまして、発電機や投光器、石油ストーブ等を市内の小中学校の体育館等に備蓄してございます。また、プライバシー確保や床冷え対策につきましては、昨年発生した能登半島地震の課題等も踏まえまして、発災

当初から良好な避難所環境を確保するため、テント等も含めた間仕切りや段ボールベッドなどの資機材について、現在、拡充を検討しているところでございます。

○皆川委員 車を利用して避難するっていう方も当然多いっていうふうに思いますけども、7月30日にカムチャツカ半島付近の地震があったんですけど、津波警報とか出て、ちょっと大変だったんですけども、ちょうどそのとき、視察に行ってまして、登別とか苫小牧のあの辺に行っていて、みんな、かなり車で高台のほうに避難をずっとしていたんですね。で、もう大渋滞に巻き込まれて、セブンイレブンとか寄ろうと思っても、全然、トイレもない、閉まっちゃうんですね、コンビニとか全部ね。だから、トイレにも行けないって、そういう状況を経験したんですけども、そういう車で避難する方、そういう方たちの何か支援策など、例えば、駐車場の確保であったり、エコノミークラス症候群の対策とか、情報提供も含めて、どのように対応しようと考えているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 避難所までの移動につきましては、原則として徒歩で避難することを推奨しております。これは、車の利用の避難が、渋滞の発生、緊急車両の通行の妨げ、また、エコノミークラス症候群などの健康被害のリスクも想定されるためでございます。

なお、車中泊によるエコノミークラス症候群への対応につきましては、本市避難マニュアル及び避難所開設・運営マニュアルに車中泊避難の留意点を明記するとともに、チラシなどで周知することとしてございます。

車中泊での避難生活が長期にわたる場合には、エコノミークラス症候群対策といたしまして、西日本豪雨時などにも使用されておりました加圧式のタイツなどの配付にも配慮する必要があると認識しております。

○皆川委員 今、加圧式タイツっていうお話もありました。

次に、ちょっとトイレ関係です。トイレについてお聞きしていきたいなあと思っているんですけど、トイレを我慢するってことは疾患につながるというふうにもお聞きしています。で、避難所では、もうトイレに始まりトイレに終わるというふうに言われていて、食事を我慢することは仮にあったとしても、トイレだけは我慢ができないものであります。

仮設トイレありきの避難対策では、例えば、車椅子利用者や足の不自由な人、また、小さな子どもっていうのはなかなか使いづらいんですね。食事が、先ほどもありましたけども、アルファ化米だったり、きっと、おにぎりとかパンとか、そういう炭水化物を中心の食べ物が多いので、便秘を引き起こしやすいっていう、そういうふうになるそうであります。また、トイレを我慢するために、できるだけ水分を取らないようにする方もいるそうであります。

そこで、簡易トイレの備蓄数と、特に冬季、冬の使用上の課題、また、女性トイレ、バリアフリー等、多様な避難者への配慮や考え方について伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 簡易トイレの備蓄数につきましては、現在、175基のほか、既存のトイレにかぶせて使用できますビニール袋と処理剤が5千セットございます。東日本大震災を教訓として、本市では、便秘対策として野菜ジュースの備蓄も行っております。

令和7年度中に改定いたします本市備蓄計画では、令和6年1月に発生しました能登半島地震での教訓や、令和6年12月に改定された避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、本市での災害リスクなどを踏まえまして、女性の視点への配慮、高齢者、乳幼児などの要配慮者に対応し

た備蓄や避難所環境の整備に重点を置きまして、多様な避難者に配慮した備蓄品目の見直しを行う予定としております。

○皆川委員 多様な避難者へ配慮した備蓄品目について見直しを行う予定であるということでありました。

実際の災害に備えるには、何度も訓練が不可欠であります。断水になることも想定してのトイレ解決案として、既設型トイレを使用する携帯トイレ方式というのもありますが、これも訓練しないとなかなか使えないというふうにも聞きました。高齢者など大人用紙おむつを捨てることができるサニタリーボックスも必要不可欠であると考えます。

避難所運営の訓練での仮設トイレ、また、断水を想定した運営訓練の実施状況や成果、課題について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 過去に実施いたしました宿泊型の冬季防災訓練の際に、実際に段ボールトイレ、いわゆる簡易トイレを使用した訓練を実施しております。

簡易トイレの課題といたしましては、使用後の処理袋を入れたサニタリーボックスの最終的な処理の仕方などがございます。また、長期にわたって既設のトイレの水洗が使用できない場合にも、使用後の処理袋の仮置場の配置箇所や処分の仕方も課題となっております。

このため、市職員や地域住民を対象といたしました防災訓練、防災講習の際に、簡易トイレの組み立て方や使用方法の説明を行っているほか、東光スポーツ公園にありますマンホールトイレを使用するための設営訓練を公園みどり課とともに実施しております。

令和6年能登半島地震の際にも、断水でトイレが使用できなかったことによる課題が挙げられていることから、避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインを踏まえまして、避難所開設・運営マニュアルや旭川市備蓄計画の見直しを行うことが必要であると認識しております。

○皆川委員 避難所開設・運営マニュアルや旭川市備蓄計画の見直しを行うことが必要であると認識しているとのことありました。

避難所運営では、トイレの問題も含め、女性や子どもの視点が不可欠であると考えます。プライバシー保護や女性の視点を反映し、配慮した避難所運営の体制づくりについて、どのように考えているのか、市の取組についてお聞きしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 避難所の運営については、本市地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルで、女性や子ども、高齢者、病弱者、性的マイノリティー等の多様なニーズの配慮に努めるほか、女性専用の相談窓口、授乳室の設置、女性による物資配付等を明記しております。

また、避難所生活が長期化する場合は、避難者自らが避難所を運営する自主運営組織を立ち上げることとなります。自主運営組織の委員長及び副委員長には可能な限り女性と男性の両方を配置することとしており、役割分担別の班の構成メンバーも、男女のニーズに対応するため、3割以上、女性を配置することが望ましいとしております。

○皆川委員 次、入浴、お風呂についてちょっと聞きたいと思います。

支援体制や、民間の温浴施設などと本市は、協定の締結についてはどのようにになっているのか、状況を伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 入浴等の支援には、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部旭川浴場組合と災害時における公衆浴場等の協力に関する協定を締結しております、その内容は、

避難所生活者への風呂の提供や、市民が緊急に避難する場所としての建物及び敷地の提供、生活用水の市民等への提供等がございます。また、災害時には、市及び入浴施設で保管している入浴券を配付し、旭川浴場組合に加盟している浴場で入浴していただくこととしております。

○皆川委員 次に、ペット同伴の避難について、ペットを飼う家庭が多いと思います。災害時には一緒に同伴避難を希望される方も多く、重要な課題だなというふうに考えます。

本市として、ペット同伴避難に関するガイドラインや支援体制、どのようにになっているでしょうか、また、一緒に避難し、共存することについて課題などあれば伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 環境省が策定いたしました人とペットの災害対策ガイドライン、こちらの記載同様、本市の市民向けの避難マニュアルでは、ペットと同行避難する方は、まず、ケージを用意していただくことを明記してございます。避難所開設・運営マニュアルでは、避難所におけるペットの飼育場所や、ペット同行避難者にペット受付簿に記入していただく等の取決め事項を記載してございます。

ペット同行避難につきましては、ペットの避難スペースは原則として屋外に設けることとしているため、避難所におけるペットの飼育ルールや、盲導犬とペットの違い等を飼い主に説明し、納得していただくことが避難所運営において重要でございまして、また課題であると考えております。

○皆川委員 なかなか難しい問題なのかなとも考えますけども、やっぱり、ペットと同じ避難所でっていう、そういう思いの方は多いのかなあと思って、安心して避難できるような環境整備をぜひ考えていただきたいなあって思っております。

そして、実際に、東日本大震災の経験などから、避難所生活を快適にするものの一つとして段ボールベッドというのがございます。本市においても備蓄しているということで、今後は拡充していくとの答弁がありましたけども、しかし、様々な種類の段ボールベッドっていうのが出回っていて、推奨規格に満たないもので使い物にならないものが多くて、そういったものが避難所に全国から集まるんですね。能登半島地震の際にも、そういう使い物にならない段ボールベッドが確認され、苦労されたっていうふうに伺いました。

推奨品の規定は、幅90センチ、高さが、椅子として使え、車椅子からも移動できるように30センチから35センチぐらい、そして、ベッドの基礎部分が空箱になっていて、個人の荷物を収納できて天板が交換できるもの、そういうふうに伺いました。

本市の段ボールベッドはこの基準を満たしているのでしょうか、また、これまでの段ボールベッドの活用実績や組立ての状況、何人分を確保しているのか、そういう状況や課題もあれば伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 本市が備蓄している段ボールベッドは、国が推奨する規格ができる前に整備しているため、現行の推奨規格に合致しておりませんが、東日本大震災で問題なく使用された実績のある製品を選定しており、幅は90センチメートル、高さは35センチメートル程度、荷物の収納や天板の交換が可能であるほか、大柄な成人男性にも対応できるなど、推奨規格に劣らない性能を有しております。

これまで、本市において避難所開設時にベッドを使用した実績はございませんが、災害時に速やかに利用できるよう、市職員の避難所運営訓練や地域住民を対象とした防災講習の際にベッドの組立てを体験いただいております。

現在、200人分の段ボールベッドを備蓄しておりますが、大規模災害時における想定避難者数を考慮した場合には数量が不足しておりますため、今後、拡充する場合には国が推奨する規格の段ボールベッドを整備してまいります。

○皆川委員 今後は、国が推奨する規格の段ボールベッドを準備していくと。結構大柄な方でも寝ても大丈夫、お相撲さんが寝ても大丈夫なぐらいの、そういう本当に強い段ボールベッドということあります。

その段ボールベッドですね、1台分の段ボールの重さっていうのが20キロぐらいだっていうふうに、畳んである状態で20キロぐらいだって伺っています。この重さですと、1人での搬送というのはなかなか容易じゃないというか、結構重たいかなと。実際に何十人か分をこの体育館に入れて、そして、展開して組み立てるとなるとかなりの時間を要することも考えられるので、ちょっと課題もあるのかなと思いますけども、その点でいえば、例えば折り畳みスチールベッドを使うところも、そういう自治体もあるようで、軽くて置場所や組立てに時間がかかる上に、価格も段ボールベッドとさほど変わらないで、繰り返し使用できるなど、多くの利点があるっていうふうにお聞きをいたしました。例えば、試験的に導入して有効性が確認できれば、段ボールベッドだけではなくて、来年度以降、スチールベッドを導入していくことも選択肢として検討すべきであると考えますが、段ボールベッドとの比較ですね、保管性だったり搬送性だったり、使用感、また価格などについて、見解を伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 折り畳みスチールベッドにつきましては、段ボールベッドと比較いたしまして、重量は軽く、組立ても容易でございまして、梱包容積も小さく保管場所がかさばらないという利点はございますが、段ボールベッドには、下着や貴重品などを収納できる、スチールベッドと比較するとフラットで、通常のベッドの使用感と遜色がない、堅牢で使用後の処理が簡単なため、オリンピック選手村でも使用されたという実績があること、また、災害が発生した場合にも製造が容易であることなどの利点がございます。また、スチールベッドでは、座面がたわむため、ベッドのほかに布製のマットが必要となること、また、使用時に体を動かした際にはきしみ音がすること、また、ベッドサイズが規格物で限定されておりますから、大きいサイズを選べないといった課題もあるため、現在のところ、導入には至ってございません。

○皆川委員 スチールベッド、実際にはやっぱり使い勝手があんまりよくないというか、管理する分にはいいけど、なかなか使いづらいということで、段ボールベッドなら、サイズ、幅をいろいろ付け足して変更ができたりとか、そういう利点が多いということかと思います。

以前に、夏の暑い時期に避難訓練に参加させていただきまして、あまりにも暑かった印象がありました。避難所としての観点から、暑さ対策として体育館のエアコン設置についても以前に伺ったことがあるんですけども、それとは反対に、これまでに、寒い時期、いわゆる厳冬期の宿泊型の防災訓練など、本市としてこれまでに行ってきたことはあるのでしょうか。また、道内他都市で同様に行っていると伺っております冬の避難訓練などで見えたことや課題について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 宿泊型の冬季防災訓練につきましては、過去に4回実施しております、その際には、備蓄しているコークスストーブや灯油ストーブを使用いたしました。

その訓練で得た課題といしましては、コークスストーブは、煙突を取り付けて設置、また、火を入れて使用できるようになるまでに時間を要すること、次に、灯油ストーブを使用する場合には、

燃料の調達や到着に時間がかかる場合があること、また、暖房の使用を開始しても厳寒期には防寒衣を着用した段階で室温が約10度ぐらいを維持する程度でございまして、自宅のように薄着でリラックスできる状況ではないこと、また、トイレには暖房がないため、トイレをちゅうちょしてしまうこと、また、小さい子どもが不用意にストーブに近づき、やけどのリスクがあることなどの課題がございました。

ほかに、道内他都市では、日本赤十字北海道看護大学が主催いたしまして、北見市で行っている宿泊型の厳冬期災害演習がございます。主催の看護大学教授や参加者から、北海道での厳冬期の避難所は寒さ対策というのが重要であると伺ってございます。

○皆川委員 厳冬期の災害演習で大事なのは寒さ対策だというお話がございました。ストーブを使用しても、実際には、例えばブルーシートを敷いて、その上に毛布を敷いて、そういうところで雑魚寝をしたとしても、ちょっと訓練とは違って、上靴を履かないで、素足でいるので非常に厳しいかなと考えます。実際に室温3度ぐらいの中で素足でいられるのは、何か30秒ぐらいだっていうお話も伺っております。

先ほど段ボールベッドの活用状況についてもお聞きしましたが、各避難所施設において、例えば、どこに、どのように段ボールベッドを配置して、また、通路などはどのように確保しながらとか、あと、物資などの荷物はどこに置くとか、そういう動線の確保などについて、事前に、各施設においてレイアウト図みたいな施設の利用計画など、そういうのを作成しているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 避難所のレイアウトにつきましては、避難所開設・運営マニュアルにおいて、居住区や通路のレイアウト案を掲載しているほか、女性への配慮といたしまして、授乳室や専用物干場、専用更衣室の設置等、プライバシーの確保に努めることとしております。また、食料や生活必需品の物資保管場所につきましては、物資の搬入しやすい場所に設置することが望ましいことなど、避難所レイアウトの留意点についても明記させてもらっています。

○皆川委員 様々な避難所運営についてお聞きしてまいりましたが、実際に、事前にこれまでの災害や訓練の教訓を踏まえて、重点的に備蓄していく計画や整備していくものなど、避難所運営の今後の見直し方針についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○内村防災安全部長 避難所運営の今後の見直し方針につきましては、能登半島地震を踏まえて改定されました国の避難所ガイドラインに沿って、各種マニュアルの改定作業を行うほか、現在、見直し作業を行っております本市の備蓄計画に基づきまして、女性や要配慮者などのニーズを考慮した備蓄品の整備や、発災当初から良好な避難所環境を目指す質の向上を重点的に見直しまして、本市の災害対応力の強化、推進に努めてまいります。

○皆川委員 防災安全部は、一応、これで終わりたいと思います。

それでは、次、地域振興部にお願いしたいと思います。

2款1項9目の航空路線確保対策費と、同じく2款1項9目の新規路線就航支援費ということで2つの事業なんですけども、先ほど金谷委員のほうからも質疑がございましたので、概要とか決算の内容とか、そういうのを含めてはちょっと聞かいでおきますね。

私のほうは、特に地上支援業務というか、グランドハンドリングの業務について、そういう支援について何点かお聞きをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初、航空路線確保対策費のほうで、この事業におけるグランドハンドリング業務への支援について、令和6年度決算では、どのような目的で支援を行い、どのような成果があったと評価しているのか、その実績について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 グランドハンドリング業務への支援につきましては、航空路線を確保していくために、国内線だけではなく、国際線の航空機受入れ業務に習熟した人員を確保することを目的とし、旭川空港でグランドハンドリングを行う2社に対して1社当たり600万円の支援を行ったものであります。

この取組により、航空機の運航に欠かせないランプサービス業務や旅客業務などにおいて、国際線の運航に係る地上支援業務の経験豊富な人員の確保につなげることができました。

○皆川委員 グランドハンドリング業務を行う2社に対して実施した支援ということでありました。

それでは、今度、新規路線就航支援費のほうについて伺っていきますけども、空港における人材確保対策を行っているというふうにお聞きをしておりますが、具体的にどのように人材確保につなげたのか、これまで本市が取り組んできた概要とその実績について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 空港の人材確保対策の取組につきましては、旭川空港の保安検査業務や地上支援業務の採用募集の支援を行ったほか、就職希望者の募集や就業継続意欲の喚起に向けて1人当たり10万円の奨励金を支給し、さらに、即戦力となることが見込まれる業務経験者には5万円を加算して支給したものであります。

令和6年度の実績といたしましては、保安検査業務で経験者1人を含む3人、地上支援業務で5人の合計8人の採用につながったものであります。

○皆川委員 令和6年度の実績として保安検査業務3人と地上支援業務5人、合計8人の採用につながったということありました。就職希望者の募集や就業継続意欲の喚起に向けて、奨励金10万円を支給し、さらに、即戦力となる業務経験者には5万円を加算したということありました。

それでは、昨年度における旭川空港のグランドハンドリング事業者における新規採用者数と、そして、同じく離職した方の数と離職の主な理由について伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港でグランドハンドリングを行う事業者に確認いたしましたところ、昨年度におきましては、旭川空港でグランドハンドリングを行う2社合わせて9人の採用がありました。

一方、年度内の離職者は3人であり、その理由といたしましては、一身上の都合や勤務形態によるものなど、一様ではないと伺っております。

○皆川委員 どちらかというと、若い方がグランドハンドリング業務に従事している、そういう印象を感じますけども、勤務時間の形態なども様々であって、人材を確保していくためには、まず、その職業に関心を持ってもらうということが重要なのかなというふうにも考えます。

昨年、ANAグループと小学館がコラボをして、グランドハンドリングを担う女性を主人公とした漫画があって、「ブルーフライト～グラハム女子物語～」みたいな、そういうタイトルの漫画が連載されて、こうした取組もあって、近年は特に女性からの関心や人気が高まっている職種であるというふうに聞いているところであります。

そこで、改めてではありますが、グランドハンドリング業務には具体的にどのような作業が含まれるのか、また、旭川空港内のグランドハンドリング業務に従事する女性職員の割合はどの程度な

のか、お聞かせをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 グランドハンドリングの業務内容といたしましては、ランプハンドリングと呼ばれる駐機場での航空機の誘導であったり、手荷物や貨物の積卸などを行う業務と、旅客ハンドリングと呼ばれる航空会社のカウンターにおいて搭乗手続や手荷物の受託、搭乗者の案内などを行う業務があり、旭川空港でグランドハンドリングを行う2社におきましては女性の割合は40%前後と伺っております。

○皆川委員 女性の割合40%前後ということでありました。

私、個人的に、この旭川空港の展望デッキから、到着する航空機を誘導する、いわゆるマーシヤリングですか、飛行機を誘導する、そういう様子を見るのが好きなんですね。飛行機が下りてくるところも好きなんですけども、その様子を見るのが好きで、飛行機そのものというよりは、どちらかといえば、その陰で安全、円滑な運航を支えている、そういうグランドハンドリングの作業を見るのが個人的に結構好きなもんですから、魅力を感じております。

空港では、到着した飛行機から次の便へ向けて荷物を積み込んで、航空機を押す、プッシュバックするっていうトeingトラクターだったり、あと、コンテナを幾つも連結して運ぶ車両みたいな、トラクターみたいな、そういうのですね、そういった数多くの特殊な機械が活躍している様子を目にすることが多いです。

これらの機械の多くは、会社にとっても、それぞれの操作に応じた資格を取得しなければならないというふうに伺っております。そこで、こうしたグランドハンドリング業務に就職するためには、専門的な大学や専門学校での教育や資格の取得は必要となるのでしょうか、また、採用後において、資格取得のための補助や支援の仕組みがあるのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港でグランドハンドリングを行う2社への就職に当たりましては、専門的な知識や資格を有することは必須ではなく、就職後に作業車両の運転資格等を取得する必要が生じた場合におきましては、会社負担により取得できると伺っております。

○皆川委員 会社負担によって資格取得費用を支援していただけるということありますが、やはり、資格や専門的な知識を持っている人材が入社していただければ大変貴重でありますし、即戦力として現場で活躍していただけるものというふうに考えます。

そのため、今後も、本市として、こうした人材の確保を後押しするような、個人に対しても何かしらの支援を継続していただきたいなというふうに考えます。

本年度、令和7年度については、北海道のほうでグランドハンドリング業務の人材確保に向けて補助事業を実施するというふうに伺っておりますが、本市としてはどのような取組を進めるお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 本市におきましては、本年8月に、旭川空港利用拡大期成会が北海道の航空地上支援業務人材確保事業を活用し、空港を支える人材の将来にわたる安定的な確保と空港業務の普及啓発を目的として、道内在住の小学5年生から中学3年生までを対象とした航空教室と遊覧飛行体験を実施いたしました。

○皆川委員 将来を担う大切な子どもたちへの普及啓発にも、様々、取組を進めておられるということありました。

これまでも、本市として、グランドハンドリング事業者への支援や、また、人材確保に取り組ん

できたというふうに承知しております。国際線で台北線であったりソウル線、また、国内線でもジェットスターの成田便が就航するなど、路線の拡充が進んでいるところであります。

今後のさらなる発展に大いに期待するところでありますが、現状として、旭川空港のグランドハンドリングの体制整備に課題はないのでしょうか、本市のお考えを伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 旭川空港でグランドハンドリングを行う事業者からは、現在就航している定期路線につきましては、現状のグランドハンドリングの人員体制で対応ができると伺っておりますが、インバウンド需要の増加に伴う国際チャーター便などを受け入れていくためには、状況に応じて柔軟な対応ができる受入れ体制を構築していくことが課題であると考えております。

○皆川委員 今現在のグランドハンドリング業務の人員体制は、現状の定期路線には対応ができるということです。また、本市においては、これまで2つの事業を通じて、旭川空港におけるグランドハンドリングの体制を支えてきたということが分かりました。

しかしながら、今後の人材確保に向けては、一時的な支援にとどまらず、従事する方々が安心して長く働き続けられる環境づくりや体制が求められているなと考えます。

そこで、市では、状況に応じて柔軟な対応ができる受入れ体制を構築していくことが課題と認識している中、グランドハンドリング体制の安定的な確保や支援をどのように進めていくお考えなのか、見解を伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 空港において十分な受入れ体制を整備することは、既存路線の安定運航に加え、新たな路線開設にもつながるものであります。グランドハンドリングや保安検査などの受入れ体制につきましては、厳しい人繩りの中で、関係者に努力をいただきながら維持されている状況にあります。

そのため、本年6月5日に、空港運営者である北海道エアポート株式会社を中心となり、本市を含めた道内の空港所在自治体等が加わり、国際線等の受入れ体制の整備や強化を図ることを目的とした実行委員会組織が設置されたところであります。

今後は、同組織において、国際線等の就航や増便に関わる人材確保等の諸課題に対応することでありますことから、本市といたしましても、こうした取組を通じ、旭川空港における受入れ体制の整備を支援してまいりたいと考えております。

○皆川委員 グランドハンドリングの体制もしっかりと整備されていくというように受け止めていきたいというふうに思います。

最後に、受入れ体制が整いつつある今、旭川空港のさらなる路線拡充を進める機会であるというふうに考えますけども、市の意気込みを伺いたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市を取り巻く観光需要の動きにつきましては、コロナ禍の時期から大きく現在回復しておりますが、世界的に見ても、今後10年、また15年単位で航空需要は2倍に成長すると、ある調査においては言われております。また、特に、アジア圏は経済成長と旅行需要が旺盛ですので、訪日旅行者数もまだまだ伸びる中、これをチャンスと捉え、しっかりと取り込んでいけるように、HAP、北海道エアポートにも、様々な誘導策、インセンティブを継続対応してもらいながら、航空各社などに市としても地域のPRをしっかりとしていきたいと考えております。

改めて、航空路線を持つことは、地域経済への波及効果も大変大きなものがございます。先ほど

委員のほうからお話しいただきました、一昨年より就航した1日1便のLCC成田線、これだけの年間経済波及効果をとりましても、推計値で十数億円と言われております。この航空路線があることで、交流人口も大きく拡大し、市民生活の利便性、本市地域の暮らしやすさも高まってまいります。

国内線では、現在、名古屋中部線、大阪伊丹線が季節運航となっております。特に、関西方面については、後背地に大きな人口を有しており、通年運航が実現した場合には、観光需要の取り込みはもちろんですが、ビジネス機会の拡大、また企業誘致のきっかけにもなり、地域の活性化など大きなメリットとなると考えております。

改めまして、今後とも、運営者、北海道エアポートと連携して、全国での地方空港の地域間の競争、ますます激しくなっております、こうした中、チャンスを逸することなく、空港利用の拡大をしっかりと進めていきたいと考えております。

○皆川委員 地域振興部については、以上になります。

続きまして、総務部にお聞きをしていきます。

初めに、2款1項8目財産管理費の中から、車両管理費について伺っていきたいと思います。

初めに、令和6年度の事業概要と決算額の内訳についてお聞きしたいと思います。

○河原総務部管財課長 車両管理費につきましては、各部における迅速な市民対応と職務遂行における機動力の確保を図ることを目的とし、公用車に要する経費を計上しているところであります、令和6年度の決算額で申し上げますと、まず、車両の借り上げ料や燃料費等、車両の管理維持に直接要した費用として9千376万6千583円と、バスの運転手等の会計年度任用職員に係る報酬や、コピー使用料、事故の賠償金などのそれ以外の経費として1千618万9千874円を支出しております、車両管理費の合計では1億995万6千457円となっております。

○皆川委員 過去5年の公用車の台数の推移について資料をいただきました。その中で、令和6年度末時点で合計で367台というふうになっておりまして、令和4年度、また5年度よりも5台減っているようあります。

そこで、旭川市が保有している公用車の台数、車種、平均車齢はそれぞれどのように変化しているのか、お伺いしたいと思います。

○河原総務部管財課長 令和6年度末現在、消防、水道局、市立旭川病院を除いて、管財課で管理している公用車は、一般車両が229台、重機などの特殊車両が138台あり、合計で367台となっております。

その内訳ですが、一般車両については、軽乗用車が111台、軽貨物車が15台、乗用車が37台、ライトバンが66台となっており、令和5年度末と比較して5台減少しています。減少した5台の内訳ですが、乗用車で4台、軽乗用車で2台減車し、ライトバンを1台増車したものになってございます。また、特殊車両については、トラックが26台、バスが6台、じんかい車が16台、除雪車が34台、その他トラクターなどの車両56台を保有し、これらは5年度末との増減はないところでございます。

次に、新車登録年からの経過年数に当たる車齢についてですが、市有車の車両種類ごとの平均は、乗用車が20年、貨物車が19年、軽自動車が13年、バスが21年、じんかい車が20年、除雪車が10年となっております。

○皆川委員 以前は、管財課で管理する貸出しの共用車の予約っていうのは、電話で申込みを行つていて、利用後の運行記録は紙で記録するなど、運行管理に関する業務ではほとんど電子化がされていないという状況だとお聞きしました。

運行管理システムを導入していくことについて質疑をさせていただいたんですけども、以前にですね、その後、スマートフォンやパソコンから利用予約が行えるようになるなど、効率的な車両管理のデジタル化を進めているというふうにも伺っております。

そこで、デジタル化された予約システムや運行管理システムなど、走行記録、また燃費管理など、現状と課題について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 車両管理のデジタル化については、貸出し共用車の運行記録システムを令和6年11月から、予約システムを同年12月から試行を開始し、各課で所管する指定共用車の運行記録システムにおいても令和7年2月から試行を開始し、いずれも令和7年4月から本格運用を開始しております。

効果としましては、貸出し予約や運行記録の電子化により紙資源の節減や職員の事務作業が軽減されたことのほか、運行情報の分析が容易になったことが挙げられます。

一方で、課題については、予約システムでは出張や早朝などに使用するため前の日から貸し出すように日をまたぐ予約ができないなどの課題があり、改修を検討しております。運行記録システムでは、入力後の誤りがあったら修正できないことや、燃費管理をシステム上でできないことがあり、いずれも管財課が職員の手作業で行っておりますことから、今後改善が必要であると考えているところでございます。

○皆川委員 予約や、また運行管理システムでは、デジタル化が進んだ一方で、できないこともあります。手作業もまだあるということで、課題も多く、かなり改善の必要があるということになりました。

先日、一部の職員の方からお聞きをしたんですけども、現地調査に急いで行かなければいけない、そういう感じだったので、いざ現地に行こうとしても、車が空いていなくて予約が取れず、緊急対応のときでどうしても行かなきゃいけないのに、対応ができたのは1週間後だった、それで困ったというお声もお聞きをいたしました。

用意していただいた年度別の公用車の稼働率の推移の資料によりますと、過去5年の中では、令和6年度が共用車全体の稼働率としては73.9%と、前年度より2.6%低くなっているんですけども、実際には車両の稼働がうまくいっていないのかなというふうにも考えます。

こうした現場の声をどのように把握して改善していくのか、また、こういった場合の対応について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 令和6年度の各課が管理する指定共用車の稼働率が、令和5年度と比べ、下がったことにつきましては、昨年度の中途から運行記録の電子化の試行運用を開始したことにより、稼働率の算定においても年度途中から紙から電子データの集計に変更しております。しかし、集計している走行距離はおおむね前年度並みでございますから、各課が管理する車両の運行記録で一部の入力が漏れている可能性があり、そのことが稼働率の低下に多少影響しているのではないかと考えております。

次に、管財課の貸出し共用車における稼働率は89.4%で、令和5年度と比べ、0.8%上昇

しておりますとおり、公用車の予約が取りにくくなっていたものと思われますが、お尋ねの各課の緊急対応等で公用車の利用予約が取れない場合の対応については、外勤から帰ってきたばかりの貸出し車両があれば柔軟に融通するほか、それもない場合、他課が管理する公用車を紹介したり、状況に応じてタクシーの利用もできることとしております。

また、令和6年10月からは、試行的にカーシェアリングサービスを導入しており、予約で全て埋まっていても車両が利用できるよう体制を整えているところでございます。

○皆川委員 今、カーシェアリングについて導入に取り組んだというお話もありました。カーシェアリングの利用状況と、使用することについての課題があればお聞かせいただきたいと思います。

○河原総務部管財課長 カーシェアリングの実績についてあります。

令和6年7月に契約を締結し、それ以降の9か月間の実績ですが、年間で5件、利用額で1万3千310円となっております。1回当たりの平均で申し上げますと、利用距離が約19キロ、利用時間で約2時間15分、利用料金は2千662円となっております。カーシェアリングの利用は、公用車の予約がいっぱい公用車を利用できない場合に利用できるという条件にしたことから、実際に公用車を利用できなかった状況が少なかったことが要因と考えております。

次に、利用する上での課題については、総合庁舎周辺に配置している車両が限られている、複数台を同時に利用するなどの場合、離れた場所まで借りに行く必要がございます。また、利用に当たっては、職員ごとにカーシェアリング業者が発行する利用カードが必要であり、運転する職員は、個人の免許証情報等を登録するなどの手続を事前に済ませておく必要がございます。このため、カードを持っていない職員の場合、急な利用に対応できないということが課題であると認識してございます。

○皆川委員 カーシェアリングですね、利用できるカードを持っていない職員の場合は、急な利用には対応できないということがあるということでありました。

それでは、カーシェアリングを利用するのとリース車両では、経済的に比較してどちらを利用するほうが望ましいんでしょうか。

○河原総務部管財課長 まず、カーシェアリングの料金体系は、車両の大きさと利用時間、利用距離などにより決まります。先ほどの1回当たりの平均利用を例にしますと、小型車を2時間15分利用し、走行距離19キロの場合、1回当たり2千530円となり、これには燃料費や保険料も含まれております。

一方、リース車両は、車両借り上げ料、任意保険に当たる共済分担金と燃料費がかかり、管財課の貸出し用の小型乗用車1か月1台当たりを例に申し上げますと、リース料が2万5千300円、共済分担金が2千25円、燃料費が5千60円となり、合計で3万2千385円となります。

このため、単純にカーシェアリングサービスの平均的な利用でも1か月13回以上利用するリースのほうが経済的になりますことから、1か月当たり平均27回運行する管財課の貸出し車両や利用頻度の多い部局の車両の場合はリース利用が望ましいものと考えております。

○皆川委員 利用頻度の多い部局の車両の場合は、リース利用が望ましいということでありました。

それでは、公用車の更新に際して、購入するのとリースをすると、それぞれ費用対効果をどのように検証されたのか、比較結果と今後の導入方針について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 軽乗用車とライトバンを購入とリースの費用比較を行ったところ、5年リ

ース後の下取り価格が高く残る傾向があるため、リースのほうが経済的に有利であると認識しております。このため、今後については、軽乗用車やライトバンなどで利用頻度が高い車両は、可能な限りリースによる導入を進めたいと考えております。

しかし、スピーカーの設置や専用塗装等の改造が必要な車両、除雪車やトラクターなどの特殊な車両については、改造等によりリース後の下取り価格が下がるため、購入が有利になる場合や、そもそもリースを行っていない車両の場合は購入により導入することを考えております。

○皆川委員 車両を有効に活用するためには、使用実態に応じた最適な車両配置が欠かせないのかなどというふうに考えます。

部署ごとの使用頻度や稼働率をどのように把握して、遊休車両を減らすためにどのような取組を行っているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 公用車の稼働率については、これまで使用日数により算出しておりましたが、昨年中に導入した運行記録システムにより、日数に加えて運行時間までが把握できるようになったため、より精緻な稼働率の算出が可能になったところです。このため、今後は、より実態に沿った稼働率に基づき、利用状況を分析し、それにより、減車しても業務に支障がない遊休車両は減車してまいりたいと考えております。

しかし、緊急対応に備えている車両については、一概に稼働率だけでは減車できない事情もあるため、複数台管理している課や、部内で対応可能と考えられる部署がないか、工夫しながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

○皆川委員 今後は、より実態に沿った稼働率に基づいて利用状況を分析し、それによって減車しても業務に支障がない遊休車両は減車していくことも考えているということあります。

今後の本市において、人口減少や、また業務効率化が進んでいく中で、先ほどはカーシェアリングサービスの利用も行っているということでありましたけども、将来的な公用車の削減や保有台数の適正化についてどのような方針を持っているのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○和田総務部長 人口減少や業務効率化の進展によりまして将来的には公用車に余剰が生まれるものと思われますが、一方で、社会状況や市民ニーズの変化により、部署によりましては外勤業務が増加している部署もございますし、市の業務は災害や緊急事態に備える場合もございますことから、一定の台数は必要と考えてございます。

また、カーシェアリングサービスの利用は、一時的に利用が込み合う時期や、時間帯のピークカットとして保有する以外の選択肢としての活用が見込まれますので、これとのバランスなどもしっかりと検討し、電子化によるより精緻な稼働率も活用しながら、より適正な台数となるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○皆川委員 交通安全や、また事故防止の観点からドライブレコーダーの活用は重要なというふうに考えますけども、ドライブレコーダーの全車両への設置状況と、また、運転行動の改善や事故削減への効果についてお聞かせいただきたいと思います。

また、令和6年度、何台増やしたのかも併せて伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 ドライブレコーダーの設置状況については、令和6年度末現在、一般車両のうち、旭山動物園の園内作業専用車の7台を除く222台と、特殊車両のうち、じんかい車など主に公道を走行する車両58台を加えた280台を設置対象としており、そのうち設置済みの台数

は250台となり、令和5年度よりも2台増加しております。

ドライブレコーダーは、事故発生状況の検証や運行状況の確認、研修教材としての活用などのほか、運行状況が記録されることにより、運転する職員の安全運転意識の向上にも効果があると考えております。また、ドライブレコーダーの映像は、第三者の事故現場の検証資料として、警察の求めに応じて提供した事例もあります。

○皆川委員 ドライブレコーダーの設置、280台中250台が設置済みということでありました。

今回、資料、3点いただいたうちのその中に、年度別車両管理・維持費の推移の資料を見させていただきました。

令和5年度と比べて、維持管理費の内訳として、燃料費だったり修繕費、保険料など、少し下がったようありますけども、車両の借り上げ料が1千万円以上、また、駐車場の使用料も500万円弱増えているようあります。トータルで1千350万円ちょっと、前年度よりも増えているようありますけども、主要経費の増減とその要因についてお示しください。

○河原総務部管財課長 年間維持費についてですが、令和6年度決算額で申し上げますと、燃料費1千545万1千811円、自動車保険に当たる共済分担金で450万3千420円、定期点検や車検、修理費などの修繕費で1千25万4千815円、車両借り上げ料で4千176万7千770円、駐車場使用料で1千909万6千円など、総額では9千376万6千583円となっており、令和5年度と比べて1千356万5千800円増加し、これは、車両借り上げ料が約1千20万円、駐車場使用料で508万2千円増加したことが要因となっております。車両借り上げ料については、昨今の新車の納期長期化によりリース期間終了時までに車両の入替えが間に合わない見込みとなつていて、既存のリース車両を延長して借り上げたことや、新車の車両価格の上昇により借り上げ料自体が増加したことが要因になっております。

また、昨年は、第二庁舎の大規模改修が完了し、第三庁舎や水道局庁舎、神楽市民交流センターなどから第二庁舎に執務室を移転したことにより、移転部局などが保有する車両の駐車場確保のため、7条駐車場の駐車場使用料が増加したことによるものです。

○皆川委員 新車納期延長であったり、またリース期間の延長で、さらに、新車の車両価格上昇による借り上げ料自体の増加、また、移転部局が保有する車両の駐車場確保で維持費が増加しているということありました。

ガソリンや軽油など燃油代が高騰しているにもかかわらず、燃料費自体は前年度よりちょっと少ないということで、新車の車両自体の燃費も性能がよくなつたということもあるのかなと考えられます。

車両の代替更新時における環境性能重視の基準はどのように設定し、更新を進めているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 車両の更新時における環境性能基準については、毎年、環境部から発信されます旭川市における公用車導入に係る選定基準についてを設定しており、具体的には、排出ガス中の一酸化炭素や窒素酸化物といった有害物質やエアコンの冷媒基準、車両の種類や重量に応じた燃費基準等により環境負荷にも配慮しております。

○皆川委員 環境負荷にも配慮しているということありました。

環境負荷ということで、そのまま続けて、今度は、同じく2款1項8目財産管理費の中から、車

両つながりで、今度は公用電気自動車導入事業についてお伺いしていきたいというふうに思っております。

初めに、事業概要と決算額についてお聞きします。

○河原総務部管財課長 公用電気自動車導入事業につきましては、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として導入したもので、公用電気自動車を2台購入したものです。

令和6年度の決算額といたしまして、まず、電気自動車の購入費として513万5千900円、充電設備工事として39万3千800円、リサイクル料金や自賠責保険料、任意保険に当たる共済分担金として8万2千560円を支出しており、合計では561万2千260円となっております。

○皆川委員 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として導入したことになりました。当初予算755万6千円に対して、決算は561万2千円と約200万円下回っております。

この予算と決算の差が生じた主な要因について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 公用電気自動車導入費に係る不用額194万3千470円の主な要因について、備品購入費で不用額121万6千100円が生じたもので、これについては、電気自動車2台を入札により購入したことによる契約差金によるものです。また、修繕費で不用額70万6千200円が生じたことについては、第二庁舎公用車駐車場内に作製した電気スタンドの設置工事費が予算時の見積額を下回ったことによるものでございます。

○皆川委員 電気自動車やハイブリッド車など環境に配慮した車両の導入を今後進めることで、燃料費の削減や、またCO<sub>2</sub>排出量など、環境負荷の軽減が期待されます。特に、EV車は、移動できる蓄電池として、災害時のBCP対策にも活用できて、SDGsの推進や行財政改革の大きな取組への第一歩にもなるのかなと考えます。

今回、軽自動車タイプの電気自動車を2台導入されました。導入された際には、総合庁舎1階ロビーにも展示をしてありましたけども、今後、そういったゼロカーボンシティ実現に向けて、EV車導入に向けて動いていくのかなと考えますけども、今回のEV車導入に当たって、環境負荷低減、また燃料費抑制、PR効果などの主な目的と令和6年度決算での達成度について、どう評価しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○河原総務部管財課長 電気自動車は、排気ガスを一切出さないことから環境負荷低減に貢献しており、燃料費では、令和6年度のガソリン平均単価や第二庁舎の電気料金の平均単価を基に試算をすると、電気自動車の1キロ走行にかかる費用として約6円となるところ、貸出し公用車の通常の軽自動車は約13円、ハイブリッド型軽自動車でも約11円となっており、燃料費の抑制につながっていると考えてございます。

PR効果につきましては、電気自動車が納車された昨年10月8日から11日までの間、総合庁舎ロビースペースに実際の車両やゼロカーボンなどの啓発パネルを展示し、複数の新聞にも取り上げられたほか、電気自動車にデザインシステムをラッピングしておりますことから、外勤で市内を走行するだけでも注目されやすい車両になっており、市民へのPRに一定の効果があったものと考えております。

○皆川委員 燃料費の抑制であったり、また、市民へのPRに一定の効果があつたということでありました。

電気自動車導入に向けて、今後の増車計画や導入に向けた課題について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 今後の電気自動車の導入についてであります、実際に電気自動車を運行した結果、厳寒期は、バッテリーの能力低下や暖房に電力を使用するため、走行可能距離がほかの季節と比べて約半分程度になってしまふことが分かりました。

また、今回の電気自動車の導入時に、第二庁舎の立体駐車場内に電気自動車充電用コンセント2基を設置しましたが、充電池の電気負荷が大きく、これ以上の充電設備を増設すると、第二庁舎建物全体の電気容量を超てしまい、建物全体が停電するおそれがあることが分かっております。

また、電気自動車の軽自動車に4輪駆動車がないことや、航続距離が短いこと、車両自体が高額であることなどから、公務では、大雨や大雪等の災害等への使用を考慮すると公用車への電気自動車の導入には課題が残っており、これらのことから現時点では計画的な導入までは難しいと認識しております。

○皆川委員 なかなか計画的な導入まで難しいという認識ということで、電気自動車の軽の自動車は4輪駆動がないんですね。そういう課題もあるということあります。きっと冬以外は乗りやすいのかなとは思いますけども、実際に冬期間になると少し稼働率も低くなるのかなあと考えます。

職員が利用した回数や距離など、運行回数は分かるんでしょうか。

○河原総務部管財課長 電気自動車の利用実績についてであります。

電気自動車は、職員の貸出しを開始した10月15日から3月31日までの2台の利用回数及び走行距離の合計で申し上げますと、145日間、延べ184回、2千760キロとなっております。このうち、12月から2月までの厳冬期における利用実績では、同じく2台の平均で申し上げますと、12月は16回、1月と2月は共に9.5回であり、走行距離の平均では、12月は217.5キロ、1月は87.5キロ、2月は133.5キロとなっており、初めて乗る職員も多く、利用が少なかったところでございます。これを、今年の夏である令和7年7月の実績では、35.5回、平均走行距離は586.5キロとなっており、ほぼ毎日利用されている状況となっております。

○皆川委員 冬の間はちょっと利用も少なかったということで、4輪駆動じゃないっていうのもあって、あまり乗ったがらないっていうか、職員、そういう方も多いのかなあと思いますけども、雪のない時期は、ほぼ毎日利用をされているということありました。

それでは、導入時の総コストを比較して、EVとガソリン車の購入費、リース料、維持管理費の比較をどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 軽乗用車のハイブリッド車と電気自動車の車両価格の差が108万円程度、電気自動車のほうが高額になります。

一方で、維持管理費用は、現在の電気料金水準でもガソリンよりも安くなるため、通常の維持管理費用は低く抑えられると認識しておりますが、仮に、車両価格の差額を維持管理費である燃料費の削減分で賄った場合、21万キロ以上の走行が必要になるものと考えております。また、電気自動車は、走行用バッテリーのメーカー保証が8年16万キロとなっており、8年を超えて使用すると経年劣化による充電池の交換等が必要になることも想定され、その場合は充電池の交換費用が数十万円と高額になると予想されるところです。

○皆川委員 確かに、環境には配慮はしているって言うけども、電気自動車よりも、ハイブリッド、いわゆるガソリンエンジン、また電気モーターの2つの動力を組み合わせた車のほうが、もしかしたら現実にはもう経済的ではあるのかなというふうに思いました。

ハイブリッドでも、今、かなり環境には配慮していると思いますけども、それでは、公用車用充電設備の設置箇所数、充電能力と、今後の拡充計画についてはどうなっているか、また、この新しい駐車場に充電設備を増やすってすることは考えているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 今回の電気自動車導入に合わせて、第二庁舎の公用車駐車場内に電気自動車用充電器を2台整備しております。充電能力は3キロワットであり、普通充電器となります。

今後の公用車用充電設備の拡充計画についてですが、現時点で新たな公用電気自動車を導入する計画が立っておりませんので、充電設備についても同様に追加する予定はないところでございます。

○皆川委員 市民が利用することができるような充電設備は、新しい駐車場などに今後整備していく考えなど、あるのでしょうか。

○河原総務部管財課長 市民用の電気自動車用充電設備については、ゼロカーボンシティ旭川の推進や、来庁する市民等、利用者の充電需要等を考慮し、第三庁舎跡地の駐車場に設置できないか、環境部と連携しながら検討しているところであります。

○皆川委員 先ほどの答弁で、電気自動車への充電は電気負荷が大きくて、第二庁舎の駐車場内にこれ以上の充電設備を増設すると、建物全体の電気容量を超えてしまって建物が停電するおそれがあるというふうに伺いました。

充電設備についても、同様に追加する予定はないということではありますけども、それでは、EV車の、冬期間、特に氷点下だったり雪が降っている、そういう条件下では、電費、いわゆる電力消費量はどれくらい悪化するのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 導入した電気自動車により検証した結果、12月から翌年2月までの1キロワットアワー当たりの走行距離は約3.3キロメートルに対し、10月及び11月と3月の1キロワットアワー当たりの走行距離は約4.8キロメートルであり、厳冬期は、秋や春先と比べ、約3割悪化しております。また、暖房や冷房によるバッテリーの負荷が少ない4月と5月の1キロワットアワー当たりの走行距離は約6.5キロメートルとなっており、それと比較しますと約半分程度になっているところでございます。

○皆川委員 エアコンであったり暖房の使用で、かなり、電力消費量、冬は、厳冬期は約半分だけど、ふだんの春とか夏とかそういうときはいいよということではありますけども、寒冷地特有でもありますけども、厳冬期における航続距離の低下や、また充電効率などについて、EV車の冬季運用上の課題や対策、また、今後のEV車導入について、ゼロカーボンシティを目指していくという、その上で本市としてどのように考えているのか、環境部も絡んでいることもあるので、複数部局にまたがることなので、最後に、副市長にお伺いをして、質疑を終わりたいと思います。

○菅野副市長 公用車へのEV車の導入ということでの御質疑でございますけれども、公用車の運転に関わりましては、運転の技術ですか経験値が異なる様々な職員が、天気であったり季節であったり、あるいは時間帯にかかわらず使用しなければならない状況も想定されますので、やはり、どの職員も安全に運転できるような、ふだん乗り慣れたような走行性であったり操作性であったり、そういう車両が必要だということだと思います。特に、積雪寒冷地においては、やはり、4輪駆動車がないということであれば、なかなか現状では公用車を直ちにEV車へ転換していくということは厳しい、難しい面があるのかなというふうには考えているところでございます。

ただ、EV車、電気自動車については、走行時の二酸化炭素排出量がゼロであり、これが、例え

ば、電気の供給、発電が化石燃料から再生可能エネルギーに代わっていくと、その効果は非常に大きいものになるというふうに考えてございますし、日本の二酸化炭素排出量のたしか2割が運輸関係で、そのうち9割が自家用車、自動車からの排出ということを考えますと、ゼロカーボンを進めていく上では、やはり、自動車のEV化など、二酸化炭素排出量が少ない、あるいはない車両への転換というのは避けられないことだというふうに考えております。

現状では、そういう社会的ニーズの転換期でもありますし、様々な技術の発展過程でもありますから、市といたしましては、2021年、令和3年に、国がグリーン成長戦略を策定して以降、様々な方針であったり様々な施策を展開していただいておりますので、それら国の動向を注視しながら、また、自動車の技術開発の進み具合を見ながら、やはり、中期・長期的に取組を進めていくということが必要かなと認識をしています。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

---

再開 午後2時28分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 秋もすっかり、すっかりというか、急に来て寒くなってしまいましたけど、質疑のほうは、春の小川のようにさらさら行きたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

まず、旭川市の財政力について伺っていきたいと思います。

既に大綱質疑で財政状況についての議論がありましたが、ここでも少し伺いたいと思います。

まず、財政力指数の推移について、直近5年間、決算年度までについてお示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 直近5年の推移で申し上げますと、令和2年度が0.538、令和3年度が0.532、令和4年度が0.536、令和5年度が0.531、令和6年度が0.529となっております。

○能登谷委員 旭川市の財政力指数ということで、四捨五入すると0.54から0.53ぐらいまで、ここのことろ下がって微減という傾向にあるようだということが分かりました。

それでは、財政力指数の他都市との比較についてはどうなっているか、伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 令和6年度決算における中核市との比較では、全62市の平均0.762に対し、本市は0.529であり、高いほうから数えて60番目となっております。また、人口10万人以上の道内市との比較では、全9市の平均は0.548、本市は高いほうから数えて4番目となっております。

○能登谷委員 中核市62市中60番目と。高いほうからって言うんで、ちょっと無理があると思うんですけど、上から60番目ですけど、下から3番目というのが言い換えれば実態だと思うんですね。それから、道内10万人以上で、真ん中ぐらいに位置しているんですが、実際には数値で見れば0.53ですから、平均値0.548に届かないということで、0.7を超えているところも幾つかありますので、相当厳しい状況なのかなあということが分かると思います。

それでは、財政力指数の見方について、どう捉えたらいいのかについてもお示しいただきたいと

思います。

○今田総合政策部財政課主幹 財政力指数は、普通交付税の算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均で算出されます。この指数が1に近いほど税収等で必要な財政需要を賄えていることとなり、単年度で指数が1を超える場合は普通交付税の交付を受けない不交付団体となります。また、財政力指数が高い団体は、基準財政収入額が多いことから、税収等のうち、基準財政収入額に算入されない部分、いわゆる留保財源の額も大きくなるため、同規模の団体と比較した場合、活用可能な財源は多くなる傾向にあるものと考えております。

○能登谷委員 数値が1に近いほうが、留保財源も多くて、活用可能な財源が多いということです。

それで、続いて、経常収支比率についてもお聞きしたいと思います。

主要施策の成果報告書の4ページか。経常収支比率は、令和6年度決算で96.2%で、昨年より0.4ポイント低下したというふうに書かれています。

しかし、実際は、令和3年度からこれが89.3%、これから見ると6.9ポイント悪化したというふうに見られますが、財政が硬直したと見る必要があるんじゃないかなと思うんですが、その認識について伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 経常収支比率は、経常的な支出を経常的な収入でどのくらい賄えているのかを表すもので、財政構造の弾力性を表す指標でもあります。

令和3年度につきましては、国の税収が増えたことに伴い、経常的な収入である地方交付税の追加交付等があったため、前年度の94.9%から5.6ポイント低下し、89.3%となりましたが、その後は、物価高騰や人件費の上昇の影響などのため、比率が上昇傾向でございます。比率の上昇は、財政の硬直化につながる可能性がありますことから、財源確保の取組をさらに進めていく必要があるものと考えております。

○能登谷委員 確かに、これを見ると、その前から比べると、令和3年度だけがくつと一回下がって好転したように見えるけど、追加の交付税があった、その後、徐々に悪くなって今に至っていると。その前、令和5年度よりはちょっといいという程度の話だと思うんですが、いずれにしても厳しいなというのは変わらないと思うんですね。

続いて、一般会計の市債残高の推移についてもお聞かせいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 市債の年度末残高につきましては、10年前の平成27年度が1千805億円、以後、減少を続けまして、直近3年では、令和4年度が1千692億円、令和5年度は1千666億円、令和6年度が1千630億円となっております。

○能登谷委員 市債は、大きなウエートを占めていた北彩都事業の償還がほぼ終わっているということと、それから、市の庁舎建設の市債償還はまだ一部だということもありますので、これから本格化するということだと思いますので、今は、市債の残高で言うと、谷底ではないかなというふうに思うんですね。

市債残高が減少している理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 市債残高のうち、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の減少により、平成27年度の527億円に対し、令和6年度は497億円で30億円の減少となっております。また、建設事業等債につきましては、財政の健全化を踏まえた発行の抑制により減少し、直近では、新庁舎の整備等により、令和4年度以降、増加しておりますが、平成27年度の1千2

48億円に対しまして、令和6年度は1千120億円で128億円の減少となっております。

○能登谷委員 今は底の中で、今後、上がっていくのかなという傾向があると思うんですね。今後、整備を予定されている大型施設についてどうなのかなと。

次期廃棄物最終処分場、もう既にやり始まっているということと、それから、東光スポーツ公園の複合体育施設、さらには、新たな市民文化ホールなども計画されていますので、これらの施設建設にも市債を活用すると思いますが、それぞれの施設の予定されている事業費、それぞれの完成時期はいつ頃を予定しているのかも伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 今後予定している主な大型施設の完成時期と現時点の概算事業費でございますが、次期廃棄物最終処分場は、令和11年度竣工予定で事業費は105億円、東光スポーツ公園の複合体育施設は、令和12年度竣工予定で建設費は104億円、新文化ホールにつきましては、現在策定中の基本計画の中で規模や時期、建設費等を整理する予定でございます。

○能登谷委員 今分かっているだけで210億円ぐらいか、なんですが、文化ホールについては、大分前に100億円を超えると言ったきり、その後、計算されていませんので、そうすると、人件費も材料費も相当高騰していますから、百数十億円ぐらいいくのかなと勝手に思っていますけど、合わせると三百数十億円かなあということで、多額の財政需要が今後見込まれるということでないかなと思うんですね。

今後、過度な市債の発行になると、将来の財政運営にも影響があると思うんですが、市としてどのようにコントロールしていくのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 市債は、世代間の負担を公平にする役割がある一方で、過度な償還は将来的財政を圧迫することになりますことから、引き続き、将来の財政運営を見据え、発行額をコントロールしてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 それで、さきの答弁でも、財政状況は厳しいということが示されているわけですが、加えて、約三百数十億円の新たな財政需要が見込まれているということで、財源の確保にも限りがあると思います。

財政出動にも、出動自体もブレーキをかけるなど、大型事業のコントロールも必要になっているんではないかなというふうに考えますけれども、今後の財政運営の課題について、市の見解を伺つて、この項目は終わりたいと思います。

○熊谷総合政策部長 財政力指数や経常収支比率の答弁をさせていただきましたが、本市の財政は、市税等の自主財源の割合が小さく、財政的な自由度が低いことなどが課題であると認識しております。

今後も、安定した財政運営を続けていくため、市税等の自主財源の確保や、さらなる国費等の活用に加え、業務の効率化による時間外勤務の削減や既存事業の見直しなど、引き続き、歳入、歳出の両面から財源確保に取り組んでまいります。

また、近文清掃工場、廃棄物最終処分場、総合体育館、市民文化会館など、市民生活に欠かせない大型施設が老朽化等により更新時期を迎えておりますことから、これら大型施設の整備につきましては、財政負担の軽減や平準化の観点等を踏まえ、必要な投資と持続可能な財政運営の両立を念頭に置きながら計画的に進めてまいります。

○能登谷委員 続いて、生活保護費の決算について、保護費の財源について主に伺っていきたいと

思います。

2024年度、令和6年度決算での生活保護費の財源がどうなっているか、これ、資料もいただいているので、まず、概要を伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 令和6年度決算における生活保護費の概要につきまして、分科会資料に基づいて御説明いたします。

令和6年度の支出額、(ア)になりますが、191億3千147万2千577円につきましては、生活保護費等の決算額192億4千282万2千114円のうち、事務費である委託料や過年度償還金などを差し引いた国庫負担金の対象となる扶助費となっております。ここから返還金等の(イ)の額を差し引いた(ウ)の189億2千934万57円が生活保護費の国庫負担基本額となり、その財源となる国庫負担所要額(エ)は141億9千700万5千43円、本市の一般財源(オ)は47億3千233万5千14円となっております。

○能登谷委員 生活保護費に係る扶助費について、国が4分の3を国庫負担所要額で負担し、市が残りの4分の1を支出していますが、市の4分の1は基準財政需要額で交付税措置されています。

旭川市の場合、令和6年度決算ではどのようにになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 生活保護費の扶助費における地方負担分につきましては、4分の1と定められており、普通交付税の基準財政需要額に算入されております。

資料にございます令和6年度における基準財政需要額への算入額(カ)は49億8千88万9千円となっており、一般財源(オ)の47億3千233万5千14円と比較いたしますと、過不足額(カーオ)にお示ししておりますように、2億4千855万3千986円、基準財政需要額が上回っております。

○能登谷委員 そうすると、2024年度、令和6年度の生活保護に関する扶助費の基準財政需要額が約49億8千万円、それで、市の一般財源は約47億3千万円となっていますので、約2億5千万円が余ったという考え方でよろしいでしょうか。

○今田総合政策部財政課主幹 普通交付税における基準財政需要額につきましては、地方自治体の財政需要を合理的に測定するために、国の一定のルールに従って算定されるものであり、予算額や決算額とは必ずしも一致しないものであります。

令和6年度におきましては、生活保護費の扶助費に関する基準財政需要額が決算における一般財源を約2億5千万円上回っております。

地方交付税は、その使途が地方自治体の自主的な判断に任されている一般財源であり、基準財政需要額が決算額を超過した部分につきましては、地方交付税と市税等を合わせた一般財源として本市の様々な事業の財源となっているところでございます。

○能登谷委員 そうなんですが、ただ、国から来ている基準財政需要額、実際に市が使ったもの、その差が2億5千万円ぐらいあるということなので、ほかに流用しているということだと思うんですが、確かに、交付税には色はついていないから、この部分が何ぼでここに使えるというふうにはなっていないんですけども、そうは言っても計算上はそういうことが言えるということなので、十分財源が来ているということだと思うんですね。

この10年の合計で見たときはどうなっているのかもお示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 平成27年度から令和6年度までの直近10年では、資料にござい

ますように、生活保護費の扶助費に関わる基準財政需要額が決算における一般財源を上回る状況が続いているおり、その合計額は約47億4千万円となっております。

○能登谷委員 これ、ずっと、僕、言い続けているんですけど、多いときは過不足額が5億円とか6億円とかいうときもありましたので、そういう意味で、確かに、保護人員が変わって、今だんだん減っていっているということで、過不足額がずっと縮まってきているんだけど、皆さん方の説明では、2年、3年遅れて大体調整されていくから、いずれとんとんになるというような話だったんです、ずっと。しかし、ずっとやっぱり多いんだよね。多いというか、来ている分を使い切らずに済んで、だから、簡単に言えば余しているということで、潤沢に財源があるんだなということが分かりました。10年で見ても47億円も多い、余っているということですね。

それで、続いて、生活保護費に関する人件費の部分についても伺います。

今、扶助費のことは聞いたんですが、人件費は、これは国から措置されているのかなと思うんですけども、その辺について説明願います。

○今田総合政策部財政課主幹 生活保護に関する事務に伴う人件費につきましては、職員給与費等が普通交付税の基準財政需要額に算入されております。

○能登谷委員 なので、人件費についてもおおよそ措置されていると考えていいでしょうか。

○小澤総合政策部次長 生活保護に関する事務に伴う人件費につきましては、基準財政需要額の中の生活保護費の区分において社会福祉事務所費として算入されており、ケースワーカー関係の職員給与費等に当たる基準財政需要額を抜き出してお示しすることは不可能でございますが、おおむね措置されているものと捉えております。

○能登谷委員 おおむね出ているってことですね。それで、何でこれをしつこくずっとやっているかというと、かつて、「旭川市の決算はどうだったの?」ってやつで、その決算のところで、生活保護などの扶助費の増額によって旭川市の財政、厳しくなっているって書かれたんですよ。それで、そんなことありませんよね、人件費も出ているし、むしろ余していますよね、公費でもらっている分はということの中で、毎年、確認しているんですね。

だから、生活保護世帯の増減によって市の財政が圧迫されているというようなことはない、制度上も、実際の旭川市の財政で見ても、ないということだと思うんですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○小澤総合政策部次長 生活保護費の扶助費につきましては、資料にお示ししておりますように、普通交付税の算定上、基準財政需要額が支出額の一般財源を上回っておりますが、近年、その超過額は減少傾向であるため、引き続き、それらの数値の推移を注視していく必要があるというふうに考えております。

○能登谷委員 注視はしていきますが、いずれにしても、今、困っている状況ではないというふうに思うんですね。

それで、そこについても終わりますので、財政についてはここまでで、続いて、総務部のほうに行きますが、生活保護ケースワーカーの人員配置についても伺いたいと思います。

まず、令和6年度の決算状況について伺いたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 令和6年度のケースワーカーの配置人数につきましては114人であり、社会福祉法の規定による標準数119人に対しまして、ケースワーカー数だけで見ますと5人の不

足となっております。

○能登谷委員 今回、5人の不足で、大分、保護人員が減っているから近づいてきているんですが、それでもまだ5人不足している、ひどいときは20人ぐらい不足しているときもあったということだと思うんですね。普通交付税で人件費もおよそ措置されていると。

これまでも指摘を続けてきたんですが、現状をどのように認識されているのか、聞きたいと思います。

○八木総務部次長 適正な生活保護行政の推進のため、標準配置数の確保が望ましいという認識の下、保護世帯数が増加傾向となった平成10年度以降、年度ごとに差はあるものの、ケースワーカーの増員を進めてまいりましたが、委員からの再三の御指摘等にもかかわらず、これまで標準配置数までには至らず、平成30年度からはケースワーカーの増員も行えていない状況でございます。

この間、生活保護の被保護世帯数は、平成26年度に1万世帯を超えた後、平成29年度からは減少に転じ、令和6年度は9千574世帯となっております。社会福祉法では、相談・申請業務に関わる面接相談員も現業員に含まれますことから、社会福祉法に規定する現業員の標準数を充足しているところではございますけれども、ケースワーカー数の確保ということからしますと、不足の状況が続いているというふうに認識をしております。

○能登谷委員 苦しいですよね。社会福祉法に基づいて、面接相談員を入れれば合うという話をしているんですけども、被保護世帯が減少していることでだんだん近づいているので、多分、我慢強く待っているのかなあということでもないとは思うんですけども、結果として、現業員の標準数は充足したと言うことができるんだろうか、現場の実情はどうなのかなあと、実態を伺いたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 生活保護行政を担うケースワーカーの業務状況としましては、ほとんどのケースワーカーが1人当たりで担当する標準の世帯数80世帯を超えている状況にあることを確認しております。

○能登谷委員 結局、旭川市の場合は80人ですよね、標準世帯はね、1人のケースワーカーが持てる数、それを大分超えているんじゃないかな、人によっては100人も超えていることもあるんじゃないかなというふうに思うもんですから、それらについては、監査での指摘も受けているのではないかと思うんですが、その内容についてもお示しください。

○橋本総務部人事課主幹 これまで、北海道が毎年実施する生活保護法実行事務監査におきまして、生活保護制度の適正運営の観点から、現業員の所要人員の充足等に努めるよう継続して指摘されてきたことを確認しております。

令和6年度の実行事務監査では、現業員数の指摘は受けていないものの、担当する世帯数が100世帯を超えるケースワーカーもいる中で、業務量が課題となっている状況に加え、査察指導員1名の不足を指摘されていることを確認しております。

○能登谷委員 監査でも、不足しているということが指摘されているんですよね。

これは、結局、法定受託事務なので、国がやっている標準どおりにやるしかない事務ですよね。市が、裁量で、いや、このぐらいでいいんだわとか、いうものではないですね、しかも、お金も余っているという中で。なので、ちょっとそれはゆゆしき事態ではないかなあと思うんですね、毎年のように監査で指摘されているっていうのはね。

令和6年度に向けた現場からの増員要求はなかったのかどうか、あったのであれば何人だったのか、それに応えない理由は何なのかをお示しいただきたいと思います。

○八木総務部次長 令和5年度に実施をしました職員配置、組織体制に関する各部とのヒアリングでは、福祉保険部からは、査察指導員1名、また、ケースワーカー2名の増員の要望があったところでございます。

昨年度の職員配置におきましては、想定よりも多数となった新規採用候補者の辞退でありますとか、退職者数、また、組織体制を含めた他の要素等を踏まえて、全庁的な配置調整を行った結果、査察指導員及びケースワーカーの増員には至らなかったというところでございます。

○能登谷委員 なかなか、ずっと満たさないで来ているということで、先ほども言いましたけど、法定受託事務なので、国がこの水準を定めている、こういう事務はこういうふうにしなさいよと、それを満たさないということですね。その水準というのは、ケースワークの質を担保するものだと思うんですよね。1人で200人も担当したら、これは、質が下がりますわな、どう見ても、それ、極端な話だけど。80人のほうがいいわけで、100人より80人のほうがいいと。

だから、ケースワーク自体の質も担保するという上で大事な標準だと思うんですけども、皆さん方のほうでは、1人当たりの担当する世帯数を標準にしなければならない、または近づけるということで、そのケースワークの質がどのような効果をもたらすと考えられているのか、お示しいただきたいと思います。

○八木総務部次長 ケースワーカー1人当たりの担当が標準世帯数に近づくことは、委員の御指摘のとおり、被保護世帯に対する支援の質の向上につながるものと認識しております。

ケースワーカーは、被保護世帯の抱えている様々な課題に対応しており、担当世帯数が減少することで、家庭訪問でありますとか様々な相談業務等に充てられる時間が増え、結果的に生活保護受給世帯に対するより丁寧な支援につながるものと考えております。

○能登谷委員 このケースワーカーの仕事っていうのは、大変ストレスのかかる仕事でもあると思うんですね。加えて、業務量が過大となっている状況というのは問題でないかなというふうに思うんですね。

自立支援などは実に息の長い粘り強い支援が必要で、あんた、あしたから働きなさいっていう、そういうことにはならないわけで、いろいろ支援をずっとしながら、本人が前に向いて歩き出すということを支援しなきやならないものですよね。これ、やっぱり、標準数、しっかり配置して、生活実態に寄り添った丁寧な支援をすることができるような体制整備、私は必要ではないかなと思うんですが、今後の人事配置についての見解を伺いたいと思います。

○八木総務部次長 先ほども御答弁させていただきましたけれども、福祉保険部からは、毎年度、ケースワーカーの増員要望を受けている中で、標準の世帯数を担当できるだけの十分な職員数に至っていない、こういった職員配置となっていることにつきましては、生活保護世帯はもとより、生活保護行政の現場を担う福祉保険部に、大変、私どもは苦労をかけているという思いを深く有しているところでございます。また、経済的に困窮した状況にある世帯では、解決の糸口が容易に見いだせないような課題を抱えた方も多く、そうした方と直接向き合うケースワーカーの仕事は、ストレスが小さくないことも十分認識しているところでございます。

私も、二十数年前、新規採用職員の際には、ケースワーカー、保護課に最初に配属されておりま

す。現在に至る職員体制の中でも、新規採用職員をケースワーカーとして配置することも多く、人事課としましても、採用の1年目、2年目の職員との面談機会でありますとか、あと、不定期ではありますけれども、必要に応じて所属長から話を聞くなど、生活保護を担っている職場の状況把握に努めてきているところでございます。

引き続き、生活保護行政が適切に推進できるよう、現場の実情を把握しながら、人事配置上の配慮を行ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 ケースワーカーの経験もあり、気持ちも分かる人が、幸い、担当されていますので、ぜひ前に進めていってほしいなと思います。

これまで、ケースワーカーの不足によって、生活保護の扶助費で浮いた財源を他の事業に回すのはおかしいんではないかということも指摘してきました。昨年度の監査においても、担当世帯数を80世帯以下にすることなど、実施体制を確保するように指摘されている状況だということも分かりました。

生活保護行政の推進は、市民生活だけでなく、地元経済にも影響を与えていて、そういうものだということで、ぜひ、適切な実施体制の整備、これを急いでいただきたいなということを、最後に見解を聞かせてもらひながら、終わりたいと思います。

○和田総務部長 ケースワーカーの業務は、法令に従った生活保護の適正実施の観点だけではなく、様々な境遇にある市民への臨機応変な対応、同じ仕事を務める仲間とのチームワークなど、市職員として備えるべき基本を学び、他の職場でも生かすことができる仕事でございまして、こうした点からも、しっかりと業務に従事できる職員数を確保、配置することが望ましいものと認識しております。

保護世帯の自立支援の充実につながる体制整備には、これまで課題認識を有し、平成27年度からは社会福祉枠での事務職員の採用を実施しているところでございまして、これまでの社会福祉枠での採用者は今年度当初で30人となり、このうち、現在は6人をケースワーカーとして配置し、専門知識、資格を生かしながら、周囲にもよい影響を与えつつ、従事いただいているものと考えております。

現在の担当世帯数について、社会福祉法が定める基準を満たしていないことをしっかりと意識しながら、全庁的な視点から調整を図るとともに、適材適所の職員配置及び適切な実施体制の整備に努めてまいります。

○高橋ひでとし委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時01分

---

再開 午後3時35分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○安田委員 淡々と質疑させていただきたいと思います。

令和6年度における職員費の決算額についてお答えください。

そのうち、退職者手当について、退職者数と併せてお示しください。

○坂谷内総務部職員厚生課長 令和6年度における13款1項1目職員給与費のうち、常勤職員に

支払う給与であります給料及び諸手当の決算額につきましては152億6千952万9千46円となっております。そのうち、退職手当の額は11億6千589万8千184円、職員給与費において支給を行った退職者の数は78人となっております。

○安田委員 今お聞きして、退職者の数は78人ということでありました。

退職者数について、過去5年間の推移と、退職者のうち、中途退職者の人数についてお示しください。

○橋本総務部人事課主幹 過去5年間の退職者数及びそのうち60歳未満で退職した者を中途退職者といいたしますと、市立旭川病院及び消防本部の職員を除きまして、令和2年度の退職者数は35人、うち中途退職が21人、令和3年度の退職者数は39人、うち中途退職が27人、令和4年度の退職者数は48人、うち中途退職が27人、令和5年度の退職者数は54人、うち中途退職が41人、令和6年度の退職者数は80人、うち中途退職が53人となっております。

○安田委員 今お聞きすると、令和5年度の退職者は54人のうち、中途退職者が41人、令和6年度の退職者数は80人のうち、中途退職者が53人、夢と希望を持って旭川市の職員となりましたけれども、何があつてこうやって中途退職してしまうのでしょうか。

近年、公務員の中途退職者が増えていると聞いております。そもそも、学生や社会人全般が公務員試験を受けなくなつたということを、公務員離れの記事を目にすることが多くなりました。せっかく内定をしても、辞退をする方が3割を超える自治体もあるとも聞いております。

令和6年度の中途退職者の年齢構成について教えていただきたいと思います。

また、中途退職した理由についても、もし把握しているようであれば教えていただければと思います。

○橋本総務部人事課主幹 令和6年度の中途退職者53人の年齢構成につきましては、50代が最も多く21人、40代が7人、30代が10人、20代が13人、10代が2人となっております。

中途退職の理由といいたしましては、全ての方の理由は把握しておりませんが、民間企業や他の自治体等への公務員としての転職、市外等への転居のほか、病気療養による退職など生活や健康等の様々な都合から、それぞれの事情に応じて退職を選択されたものと認識しております。

○安田委員 厚生労働省の調べでは、家族の転勤や介護、出産、育児などの理由を除くと、大きく分けて3つあり、1つ目が自分に合った仕事をしたいといった要因、それから、2つ目は、人間関係を含む職場環境に関する要因、3つ目は、給与や労働時間、休日、休暇といった労働条件に関する要因の3つが挙げられておりました。

病気を理由とした中途退職者もいるとのことでありますけれども、過去5年間における長期病休者の人数はどのように推移されているのか、お答え願います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 過去5年間における1か月以上の病気休暇、または病気休職した職員数につきましては、令和2年度90人、令和3年度86人、令和4年度98人、令和5年度115人、令和6年度113人と推移しております。また、このうち、メンタルヘルス系の疾患による職員数とその割合につきましては、令和2年度58人で64.4%、令和3年度57人で66.3%、令和4年度63人で64.3%、令和5年度82人で71.3%、令和6年度80人で70.8%と推移しており、増加傾向にございます。

○安田委員 実は、この質問って、4年ぐらい置きに質問をさせていただいておりまして、いろい

ろと推移の状況を聞くと、どんどん増えている状況にあるのかなと思っております。令和5年度で115人、令和6年度で113人、そのうち、メンタルヘルス系の疾患による職員数と割合が令和5年度で82人で71.3%、令和6年度で80人で70.8%というのは、大変多いのではないかなと感じているところであります。

そのように、メンタルヘルス系疾患を抱える職員が多い中、旭川市として、職員のメンタルヘルス対策としてどのような取組を行ってきているのか、お答え願います。

○山田総務部職員厚生課職員健康担当課長 メンタルヘルス対策としましては、平成27年に国が定めました労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づきまして、メンタル不調を未然に防止するための1次予防、早期に発見し、適切な措置を行う2次予防、残念ながらメンタル不調となってしまった職員が円滑に職場復帰できるよう支援を行う3次予防という3つの段階に区分し、各所属長と連携を図りながら対策を実施しております。

具体的には、1次予防として、各職員が自ら心の健康の保持増進のために行うセルフケア、2次予防として、所属長が部下の心の健康の保持増進のために、職場環境の改善や相談対応を行うラインケアがありますが、これらについて、職員向けの掲示板や職員研修、各種相談の機会を通じて情報提供をしております。また、3次予防としまして、メンタル不調は再発しやすく、再発するたびに状態が悪くなっていくという特性を踏まえまして、復職に向けた職員の体調準備として、決まった時間に起床する、食事を取る、外出するなど、規則正しい生活が送れるようにサポートしたり、個々の不調に至る仕事上の原因について、職員健康管理室が本人、所属長と一緒に改善策を検討することで、再度、病気休職や病気休暇に入らぬよう予防に努めております。

○安田委員 このような状況は、もう旭川だけの話ではなくて、全国的な問題で、総務省自治行政局公務員部というところが、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の更なる推進に向けた取組についてという文書を今年の3月21日に各都道府県総務部に通知しております。

ネットでもあったので調べてみると、メンタルヘルス不調を防止するための対策には、職員アンケートの実施だとか、産業医、専門医に相談しやすい環境の整備、業務負担の見直しの実施、ストレスチェックの実施と書いてありました。いろんなことが書いてあるので、また、旭川市もいろんなことをされているとは思いますけれども、いろんな試みを持ってやっていただければと思っております。

メンタルヘルス不全に陥る原因としては、職員間のハラスメントも起因しているのではないかという話も聞きますけれども、そのようなハラスメントについて、市は認識しているのですか、ハラスメントを理由として休んでいる職員もいるのか、お答え願います。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 ハラスメントが直接的な原因となって精神疾患にかかったり休んでいる職員がいるということは、把握していないところであります。

しかしながら、ハラスメントを受けた場合には、心身に支障を来し、場合によっては業務を行うことが困難となり得るものと認識しておりますことから、研修等を通じてハラスメントの防止に取り組むとともに、困ったときには独りで悩んだり我慢したりせずに相談するよう周知を図っているところでございます。

○安田委員 ハードクレームに対応することで、職員が心身に不調を来すのではないかという懸念もされております。

昨年の第4回定例会の一般質問において、カスタマーハラスメントについて質問をさせていただきました。昨年11月から、録音告知機能つき通話録音機器を試行的に導入したことでありましたが、その運用状況はどのようなことだったのか、お答えください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 録音告知機能つき通話録音機器は、昨年の第3回定例会で補正予算の議決後、購入手続を経て、11月8日にホームページや報道依頼による周知を行った上で11月11日に試行的な運用を開始しました。

導入した50台のうち、半数は除排雪の問合せに対応する土木事業所や雪対策課に令和7年3月末まで配置し、残る半数につきましては、おおむね3週間程度を単位として、秘書課、広報広聴課、納税推進課、保護課など、希望する部局42課において使用したところでございます。

試行運用としての配置は令和7年6月27日をもって終了し、アンケート等による効果検証を行ったところであり、また、機器はその後も希望課へ貸出しを行っているところでございます。

○安田委員 昨年の答弁では、録音告知機能つき通話録音機器の導入の効果については、今後、試行運用を行った課に対して確認を行いながら、来年の夏をめどに整理していく予定がありますとの答弁がありました。

その試行運用における機器の効果はどのようなものだったのか、お答えください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 令和6年11月11日から令和7年6月27日までの期間、土木事業所や雪対策課を含め、44課において試行運用を行い、それらの課で使用した職員を対象にアンケートを行いましたところ、回答者数301人のうち、カスタマーハラスメントの頻度が減ったとの回答は129件、42.8%、効果があったとの回答は155件、51.4%、対応時の気持ちとして安心感があったとの回答は149件、49.5%、今後も使用したいとの回答は249件、82.7%であり、効果があったものと考えております。

さらに、以前の調査で、月10件以上のカスタマーハラスメントを受けていると回答があった課においては、今回のアンケートにおいて、64.1%がカスハラの頻度が減少した、67.3%が効果があった、68.3%が安心感があったと回答しており、カスタマーハラスメントに一定の対応をしている課のほうが効果が高く、また、約5か月間と長期間の試行運用を行った土木事業所からは、上司を出せという電話が減ったり、録音する旨のアナウンス中に電話が切られたことがあったということのほか、常連のクレーマーからの電話がなくなった、または、相手方の物腰が柔らかくなった、アナウンス中に相手の感情がクールダウンしていると感じたなどの声も聞いており、効果は大きいものと考えております。

○安田委員 今お聞きすると、アンケートにおいて、64.1%の方々がカスハラの頻度が減少した、67.3%が効果があった、68.3%の人が安心したという回答をしており、カスハラに一定の対応をしている課のほうが効果が高かったということなので、ぜひ、今後もこの機器の利用をしていただきたいと思っております。

機器導入の今後の方向性についてどのようにお考えなのか、お答えください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 試行運用によりまして、機器の導入が、カスタマーハラスメント対策として、職員の対応時の安心感など、精神的な負担の軽減に効果があったものと考えております、また、試行運用後に府内に配置の意向調査を行ったところ、37課において、216台の配置の希望があったところでございます。

対応する職員の精神的ストレスや長時間の対応による通常業務への影響などを考慮しますと、早期に配置したいと考えております一方、希望どおりに配置するには、昨年度購入した50台を除いても約700万円の費用を要するところであります。導入につきまして今後検討してまいります。

○安田委員 職員をカスハラから守るためにも、この録音告知機能つき通話機器の導入を増やしていただきたいなと思っております。

それで、ここには教育委員会はいないんですけども、実は、学校や教育委員会に対して、自己中心的で理不尽な要求や苦情を繰り返す保護者のモンスター・ペアレンツというのもいるっていうのが、前に教育委員会に対して質問したときに分かったんで、ぜひ、副市長、教育委員会と今度話をして、まあ、教育委員会にも来るのかな、そういうところにもこの機器を増やしていっていただければ、少しあ心できる会話ができるのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

市として、現在取り組んでいるメンタルヘルス対策等を踏まえて、長期病休者や中途退職者の人数は今後どのように推移していくと見込んでいるのか、お答えください。

○八木総務部次長 精神的な不調による本市職員の長期休暇・休職者の割合は、5年前の令和2年度と令和6年度を比較しますと、先ほど御答弁申し上げましたけれども、58人から80人と22人増加をしており、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、こちらのほうが行っている地方公務員の健康実態に係る全国調査におきましても、長期病休者の割合というのは令和5年度までの10年間で約1.9倍に増加をしているところでございます。

本市におきましても、職員に対するメンタルヘルスの情報提供でありますとか、研修、また健康相談等による不調者の早期確認と必要な支援、こういったことを実施して、要望等、あとまた、ケアに努めてきているところでございますけれども、やはり、全国的な傾向と同様、今後も、一定数は、やはり、長期休暇、長期休職、こういったことの状況というのは生じるところではないのかなというふうに考えているところでございます。

また、中途退職につきましても、令和5年度以降、増加傾向にございます。時差出勤等の新しい働き方の試行でありますとか時間外削減など、ワーク・ライフ・バランスを意識した取組等を行ってきておりますけれども、こちらも、今後におきましても、やはり、人口減少でありますとか社会情勢、こういったものに伴い、よりよい就労条件、また待遇を求める転職、またなりわいを起こす起業、また、経験豊かな職員におきましても、セカンドキャリアでありますとか、あと、年齢や体調、また、介護でありますとか、そういった生活状況に合わせた働き方への転換、こういったことなどもございますので、中途退職、また人材の流動ということも一定の割合としては避けられないものと考えております。今後、市の職員としての意欲の向上でありますとか、やりがいの創出、また職員の満足度の向上、こういったこと、また、生活状況に応じた働き方、こういったことについての充実の必要性、私どもはそういったことを取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

○安田委員 最後になりますけれども、病気などで長期間休む職員や退職者が増加する中で、今後、職員の人員確保、先ほど言ったみたいに公務員離れというものが増えておりますし、そういう確保のことだと、健康管理、職場環境の整備など、職員体制全般についての市の考え方をお聞かせ願います。

○和田総務部長 職員体制の確保に関わりまして、本市の認識についてでございます。

病気等による長期間の休職、あるいは中途退職に至る理由といたしましては、近年、行政が担う業務が複雑多様化する中で、職場や職員個人の負担の増大、あるいは業務に対する意欲の低下、給料等の処遇不満など、様々な要因があるものと考えてございます。

こうした中、本市といたしましては、これから行政を支える大変貴重な人材である職員一人一人へのきめ細やかな健康管理でありますとか、また、資質や能力、意欲を高めて十分に力を発揮していただくことが必要であるという認識に立ちまして、職場環境の整備、あるいは休暇等の制度拡充、人事異動等における職員の意向の反映等に努めてまいりました。

また、人口減少下における受験者数の減少など、公務を維持する上で職員確保は喫緊の課題でありますことから、今年度から職員に対する資格取得の助成制度や、時差出勤、フレックスタイム制等の多様な働き方の取組も試行実施するなど、既存の職員だけに限らず、公務員を目指す学生や社会人の方に対しましても、自身の生活状況に応じた働きやすい環境を整備し、旭川市役所で働く魅力を感じてもらえるような様々な取組を進めてきております。

引き続き、性別や年齢を問わず、幅広く職員からも意見を聞きまして、職員の生活や体調など様々な状況にあっても安心して継続して働くよう、職場環境や制度の拡充にしっかりと取り組みまして、持続可能な職員体制の維持、構築に努めてまいります。

○安田委員 いろんな方がいらっしゃると思うんで、やっぱり、細かく少しアンケート調査なんかを取って、どういうものを必要としているのかとか、どういうところを変えてほしいのかということをしっかりと細かく聞いて、変えられるところは変えて、職員の皆さんを守っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

前半は、これで終わりとさせていただきます。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 5 7 分

---

再開 午後 3 時 5 8 分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員 今、安田委員がカスハラの質問をされていらっしゃいましたけれども、私も、ちょっと、カスハラ対策、今日させていただきたいと思っていまして、ちょっと重なる部分があるんですが、進行上、必要な部分でありますので、簡単に構いませんので、お答えしていただければというふうに思っています。

では、2款1項2目の人事管理費777万5千928円、この中で、カスハラ防止策のために録音告知機能つき通話録音機器を導入したと思いますけれども、その内容についてお示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 録音告知機能つき通話録音機器は、昨年の第3回定例会で補正予算の議決をいただきまして、カスタマーハラスマント対策を目的に試行的に導入したものでございます。

録音告知機能つき通話録音機器2万5千850円及び録音を行うSDカード1千760円を50セット購入しまして、備品購入費として129万2千500円、消耗印刷費8万8千円、合わせて138万500円の決算額となっております。

○石川まさゆき委員 すみません、総務部さんに聞くって言わないので質問に入ってしまいまして、申し訳ありません。お願いします。

その導入した機器はどのようなものなのか、お示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 導入しました録音告知機能つき通話録音機器は、既存の電話機に個別に接続しまして、市民等との通話時に手動で事前に録音することを告知するものでございまして、この電話はサービス向上のため録音させていただきますと告知した上で通話を録音するものでございます。

○石川まさゆき委員 カスハラとクレームですね。これ、一刀両断できるような明確な判断基準は難しいというふうに思うんですが、やはり違いはあるかなというふうに思っています。

クレームは、一般企業の場合は、顧客が消費者として商品、サービスに対する不満や改善点を指摘することが根幹にあって、企業側にとってはサービスの改善に生かせるフィードバックと好意的に取る場合が考えられます。昔は、お客様は神の声というような感じで日本企業らしい捉え方があったと思うんですけども、今はまたちょっと違うのかなと。カスハラという言葉が出てきて、またちょっと変わってきたかなと思います。

繰り返しになりますけれども、カスハラとクレームはやっぱり違いがあります。カスハラに該当する行為とはどのようなものなのか、市の認識についてお示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 本年4月から施行されております北海道カスタマーハラスマント防止条例では、カスタマーハラスマントとは、従業者等に対する顧客等からの要求、言動等のうち、その態様や程度が、社会通念上、不相当なものであって、当該要求、言動等により従業者等の就業環境が害される行為を言うこととしております。

また、北海道カスタマーハラスマント防止条例の指針では、カスタマーハラスマントの代表的な例として、身体的な攻撃、威圧的な言動、執拗な言動など、要求の妥当性にかかわらず、態様や程度が、社会通念上、不相当な言動、過度な金銭補償や謝罪の要求など、要求の妥当性に照らして態様や程度が、社会通念上、不相当な言動等、提供するサービスに不備、不具合が認められない、要求が提供するサービスに関係がないなど、要求が妥当性を欠く場合といったものが挙げられておりまして、こうした行為がカスタマーハラスマントに該当するものと認識しております。

○石川まさゆき委員 続きまして、市側への影響はどのようなものであったかについて、順次、確認していくたいと思いますけれども、令和6年度において、電話でカスハラを受けている、もしくは受けやすいのはどのような部署で、その考えられる理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 昨年行いました調査におきましては、電話でカスハラ等を受けたことがあるかとの設問に対する回答では、保護課、市営住宅課、クリーンセンターなど、市民への対応が多い課で件数も多くなっていたところでございます。

その直接的な理由は捉えておりませんが、人事課に寄せられる相談や報告などからは、制度に対する不満をきっかけとして感情的になったことや、直接、業務に関わりのないものを含めて、不満のはけ口としていることなどが理由と考えられるところでございます。

○石川まさゆき委員 今、保護課と市営住宅課、そしてクリーンセンター、3つの課の具体名が示されました。市民への対応が必然的に多い課ですので、そういった件数がやっぱり多くなるのかな

あとでうふうには思います。さらに、当該部署の職員への負担もやっぱり多いというような部署といふことも同時に言えるのかなというふうに思いますので、職員同士の情報共有や意思統一など、組織体制の充実が求められるというふうに思います。

続きまして、当該機器を令和6年度はどのような課に配置したのか、お聞かせください。

また、試行運用であったかということですが、その状況についてもお示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 録音告知機能つき通話録音機器は、昨年の第3回定例会で補正予算の議決後、購入手続を経て、11月8日にホームページや報道依頼による周知を行った上で11月11日に試行的運用を開始しました。

導入した50台のうち半数は、除排雪の問合せに対応する土木事業所や雪対策課に令和7年3月末まで配置し、残る半数は、おおむね3週間程度を単位として、秘書課、広報広聴課、納税推進課、保護課、そして、先ほど申し上げたようなクリーンセンターですとか市営住宅課とか、希望する部局42課において使用したところでございます。

試行運用としての配置は、令和7年6月27日をもって終了し、アンケート等による効果検証を行ったところであります。また、機器は、その後も希望課への貸出しを行っているところでございます。

○石川まさゆき委員 導入した50台のそのうちの半数は、除排雪の問合せに対応する土木事業所や雪対策課に3月末まで配置したということです。

今年の、帯広で、2月4日になりますけれども、24時間で124センチの観測史上最大の降雪があったということは誰もが記憶しているところでもありますけれども、このような状況になると、やはり、電話対応が集中して、職員の方が本来業務に支障を来すような懸念もありますので、こういった録音機器の導入というのはやっぱり有効なんじゃないかなというふうに考えます。

続きまして、試行運用後、職員へのアンケートを実施したというふうに聞いておりますけれども、アンケート結果を基に、当該機器の効果について市はどのような見解を持っているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 令和6年11月11日から令和7年6月27日までの期間、土木事業所や雪対策課を含め、44課において試行運用を行い、それらの課で使用した職員を対象にアンケートを行いましたところ、回答数301人のうち、効果があったとの回答は155件、51.4%、今後も使用したいとの回答は249件、82.7%であり、効果があったものと考えております。

さらに、以前の調査で月10件以上のカスハラを受けていると回答があった課においては、今回のアンケートにおいて、67.3%が効果があったということで、カスハラに一定の対応をしている課のほうが効果が高く、また、5か月間と長期間の試行運用を行った土木事業所からは、上司を出せという電話が減ったり、常連のクレーマーからの電話がなくなったなどの声も聞いておりまして、効果は大きいものと考えてございます。

○石川まさゆき委員 答弁をお聞きしまして、やはり効果があったということを改めて理解することができました。カスハラの頻度が減少し、安心感があったと答え、カスハラに一定の対応をしている課で効果が高かったという点と、当該機器を今後も使用したいと回答したのが82.7%という数字は、やっぱり、市は重く受け止めていただいたほうがいいかなというふうに思います。

続きまして、そもそも気になるのが、当該機器以外の市のカスハラ対策はどのようにになっているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 本市では、平成19年12月に旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例を制定し、不当要求を拒絶する姿勢を明らかにするとともに、カスハラ等のハードクレームにつきましては、平成29年11月に旭川市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為（ハードクレーム）対応マニュアルを作成し、具体的な対応方法を示しております。

また、不当要求などの対応を補助するコンプライアンスマネジャーとして会計年度任用職員4名を任せし、そのうち1名は、弁護士でハードクレームに係る法的な相談に対応しているほか、3名の警察OBは、生活支援課などに配置し、窓口対応への同席、警察との連携や通報のタイミングの助言をするなど、カスタマーハラスメント等に対応する職員を支援する体制を構築しているところでございます。

○石川まさゆき委員 カスハラなどのハードなクレームに対して対応マニュアルを作成し、具体的な対応方法を示しているという点と、コンプライアンスマネジャーとして弁護士1名、警察OB3名を生活支援課などに配置して対応しているという実態があるということです。

窓口の対応におきまして警察OB3名の同席が可能ということですけれども、市役所全体だったり、また市有施設まで広げて考えたときには、全て賄うということはできないということだと思います。

カスハラについては、電話における対応だけではなくて、窓口における対策も重要であると考えます。どのような対策をしているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 カスタマーハラスメントの防止におきましては、市民にも理解していただく必要があり、啓発が重要と考えております。

北海道のカスタマーハラスメント防止条例が本年4月に施行され、北海道が7月にカスハラ防止に向けた周知啓発のためのポスター等を作成しましたことから、このポスターを庁舎内に掲示するとともに、窓口においては、カウンターのパーティションに掲示したり、デスクマットに挟み込む卓上ポップを配置するなど、それぞれの方法で大声や暴言、過剰な要求がカスタマーハラスメントに該当する可能性があることを周知しているところでございます。

○石川まさゆき委員 先日の一般質問では、神居大橋など市内の3か所への防犯カメラの設置が議題として上がりましたが、そもそも市役所内の窓口における対策としまして防犯カメラも重要なと思いますが、その設置はどのようになっているのでしょうか。既に設置されている場合は、音声が録音できるものなのでしょうか。録音機能があるものであればより効果的であると考えますが、市の見解をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 防犯カメラにつきましては、庁舎管理規則に定める禁止行為の監視や、犯罪や事故防止を目的として設置しており、特に来庁者が多い総合庁舎の1階から3階までにつきましては、窓口にも防犯カメラを設置し、その旨を掲示していることから、カスタマーハラスメント対策にも寄与しているものと考えております。

防犯カメラが映像の録画とともに録音することができれば、カスハラ対策における効果はさらに高いものとなると考えておりますが、現在設置している防犯カメラは録音には対応していないところ

ろでありますて、新庁舎の設置に合わせて導入したものであることから、当分の間は、現在設置しているものを使用することになるものと考えております。

○石川まさゆき委員 特に来庁者が多い1階から3階までの窓口には防犯カメラを設置しているということが分かりましたが、録音機能がついていないというのは非常に残念であると感じます。

ただし、少なくとも、窓口でやっぱりそういった会話の証拠を残すということも必要だと思いまして、会話のみでも録音できる機器の導入も効果があるのではないかなと思いますので、御検討いただければというふうに思います。

次に、カスハラが職員に与える影響は大きいものと考えますが、カスハラが原因で休職となった職員はこれまでいるのでしょうか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 病気休職者につきましては、疾病は把握しているものの、その要因の把握は困難でありますて、カスタマーハラスメントが原因となった休職者数も把握できていないところでございます。

一方で、昨年実施した職員意識調査におきましては、カスタマーハラスメントと思われる行為を受けたことによる生活上の変化についての設問に対し、出勤が憂鬱になったという回答が正職員で43.6%、会計年度任用職員で57.9%、心身に不調を來したという回答が正職員で20.1%、会計年度任用職員で23.7%あり、カスタマーハラスメントが職員に与える精神的な負担の大きさについては認識しているところでございます。

○石川まさゆき委員 出勤が憂鬱になった職員が正職員と会計年度職員合わせて約半数、心身に不調を來したと回答した職員が約2割以上ということなので、やはり、カスハラが日常的に蔓延化している表れであり、市役所内のさらなるカスハラ対策がやはり急がれるという数値であると私は評価します。

続きまして、保護課や生活支援課など、担当といいますか、特定の職員が市民に対応することが多いと思います。経過や背景などを理解して対応しやすいというメリットがある一方で、カスハラを職員1人が集中的に受けるリスクもあるかと思います。

カスハラを受けている職員に対する市の組織体制はどのような状況なのか、お示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 先ほど申し上げた旭川市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為（ハードクレーム）対応マニュアルにおきましては、長時間、複数回にわたり対応が求められるなど、業務に支障が生じていると担当者が判断した場合には、所属長と協議することや、暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為があった場合には、人事課コンプライアンス担当に情報を提供することを定めるなど、担当者一人ではなく、組織的に対応する体制を整備しております。そのほか、警察OBなどのコンプライアンスマネジャーが窓口対応への同席や、警察との連携、警察への通報のタイミングなどの助言をするなど、カスハラ等に対応する職員を支援する体制を構築しているところでございます。

こうした組織的な対応により、対応する職員を孤立させないようにし、職員の不安を軽減するよう、精神的な面でのサポートについても行っているところでございます。

○石川まさゆき委員 対応マニュアルが適宜適切に生かされていれば、対処も早く、職員の負担も軽減できるものと考えますが、カスハラに対する職員の認識も様々かと思います。

まずは、その報告に対するハードルがあるのではないかなと思います。カスハラの被害者が上司

や人事課に報告を恐れることもあると思います。それは、加害者からの報復や職場での孤立を恐れるためではないかなと思います。市は、カスハラが起こった場合、職員から必ず報告等を共有してもらうことが重要だと思います。場合によっては、セクシュアルな内容で報告がしにくいというようなケースもあると思うが、問題の報告と情報の共有の促進に努めていただければと思います。

次に、カスハラの延長線上で、職員個人をSNSなどにさらされたことが過去にあったのでしょうか、その認識と、そういった場合の対処方法を市はどうのに行うのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 人事課への具体的な報告や相談におきましては、業務に関連するものとして職員個人がSNSなどにさらされたという事例は把握しておりませんが、そのような事態が生じた場合には、掲載された内容により、投稿者に削除を求めたり運営会社に削除を求めるなど、職員を守るための対応が考えられるところでございます。

○石川まさゆき委員 今まででは把握していないということですけれども、大なり小なりあるんじゃないかなと思います。いずれにしましても、必要なことは、カスハラを未然に防ぐための技術や抱え込まないための報告体制、組織的な対応をするための職員教育が必要になってきます。クレームとカスハラの違いを理解させる教育や、適切な対応手順の確立とトレーニング、通報システムの整備などが考えられます。

答弁では、SNSへの市の対応はまだ確立されていないと私は感じましたが、市は、カスハラに対して厳格に対応することで、職員に明確なメッセージを送ることができます。その結果、職員のモチベーションや職場環境が向上して、カスハラによる問題が減少することが期待できますので、早期にあらゆるカスハラに対して対処できるような体制を構築していただければと思います。

当該機器の導入の今後の方向性については、先ほど安田委員から質問されていました。配置の希望が多いんだけれども、やはり、財源的に課題があるということを言われていましたので、ここは飛ばします。

最後の質問になりますけれども、当該の機器の導入以外に、カスハラ対策にどのように取り組んでいくのか、市の認識をお聞かせください。

○和田総務部長 カスタマーハラスメント対策につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、対応マニュアルの作成やコンプライアンスマネジャーの配置、ポスター等による周知のほか、職員の研修などを行っているところでございます。

カスタマーハラスメントは、職員の業務に大きな支障を生じさせるほか、職員の健康、また適切な職場環境を守る上でその対策が重要でありますことから、今後につきましても、適切な組織的な対応に向けて、研修などを通じてさらに職員の意識の醸成を図ってまいります。

また、本年6月に、カスタマーハラスメントの防止を事業主の義務とするよう労働施策総合推進法が改正され、1年6月以内に施行されること、国において指針を示すものとされていることを踏まえまして、これらの状況も見定めながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員 今はどこも人手不足で、市役所もやはり同じかなというふうに思っています。カスハラの加害者には厳格に対応するなど、やはり、職員を守る風土が求められるんじゃないかなと思います。特に、理事者の上層部の皆さんにはそういう意識がより必要であると思いますので、必要な対策を講じていただきたいことをお願いしまして、この質問を終えます。

続きまして、消防団活動推進費について質問させていただきたいと思っています。

私も、旭川市の消防団の第12分団に所属をさせていただいておりまして、時間の許す限り、火災出動指令時の出動だったり、あと、各種防災訓練なんかも参加させていただいている。

昨今の火災状況を見ますと、減少傾向にあるかなと思いますが、先月、9月22日は、1日3回の出動指令があったところであって、これから暖房機器の使用が増えるので、火災が頻発する冬の備えが必要であると改めて認識させられました。

それでは、消防団活動推進費の事業目的、また、令和6年度の事業概要と決算額についてお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 消防団活動推進費につきましては、全国的に災害が大規模化、複雑化する中、消防団活動に係る装備品等を計画的に整備し、災害現場で一層の効率的な活動を図ることを事業の目的としております。

事業の概要でございますが、令和6年度は、総務省の消防団設備整備費補助金を活用し、ガンタイプノズルを15式導入しており、決算額は410万8千500円でございます。

○石川まさゆき委員 令和6年度は、総務省の補助金を活用してガンタイプノズルを購入したということですけれども、これは、どのようなもので、どのような目的があるのか、また、導入の経緯や効果と課題についてもお聞かせください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 ガンタイプノズルとは管そうに取っ手がついた銃のような形状をし、従来の筒先と比較し、小型で軽量な放水器具であります。

消防団員の減少等により、火災現場に出動できる団員が少なくなっていること及び消防団員の高齢化の対策を行うことを目的とし、身体的負担の軽減を図るため、従来の筒先と比較し、反動力が少なく、少人数でも機動性、安全性、消火効率等に優れたガンタイプノズルの導入に至ったところでございます。このガンタイプノズルの導入により、消火活動時の負担軽減につながること、放水射程が長いことから離れた場所からも放水が可能であり、安全性が高まること、きめの細かい噴霧注水を行えることから消火効率性が向上すること、消防本部の部隊と同圧で放水することができるところから消防本部との連携も容易となるなど、このような効果があると考えております。

また、従来のノズルとは取扱いが大きく異なることから、火災現場で自在に操ることができるように、操作技術を習得することが課題と考えておりましたことから、導入前から、消防本部が保有する資機材を使用し、計画的に座学の講習や実技訓練を実施していたところでございます。

○石川まさゆき委員 私も、所属消防団におきまして、ガンタイプノズルによる放水訓練に参加したことがあります、小型、軽量で扱いやすかった印象があります。消防団員の減少、また高齢化の問題に対して、やはり、ガンタイプノズル導入は有効であると評価できると思います。

消防団員も火災対応をするわけですから、生命の危険性がある以上、装備の充実は欠くことができないものであると考えます。

消防団の装備品や貸出し品など、消防団からの要望があった場合、それを反映される仕組みになっているのか、お聞かせください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 まず、今回導入いたしましたガンタイプノズルにつきましては、消防団からの要望を反映したものでございます。

また、過去に導入した装備品等につきましても、消防団からの要望によるものや、消防団本部と協議をしながら、その都度、導入の是非について判断しているところでございます。

○石川まさゆき委員 ぜひ、現場の声や意見を聞いて、これからも反映させていただきたいと思います。特に、安全性の向上や消火活動時の負担軽減につながるものであれば、積極的に導入を検討していただければと思います。

続きまして、旭川市の消防団の現在の組織状況についてお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 令和7年4月1日現在の組織状況につきましては、1消防団本部35分団、条例定数750人に対しまして、実員631人という状況でございます。

○石川まさゆき委員 定員750人に対して、現在は実員数が631人ということで、定員を満たしていないというような実態があるということが分かりました。

続きまして、消防団の役割と消防団員の待遇についてお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を生かし、災害発生時には消火活動、警戒活動、救助活動等を行うとともに、平時におきましても火災予防啓発や住民への防火・防災教育等の役割を担っているところでございます。

消防団員への被服の貸与につきましては、旭川市消防団員の被服貸与規則に基づき、制服、活動服、防火衣などを貸与しているところでございます。

報酬につきましては、旭川市消防団員の報酬に関する条例に基づき、階級に応じて3万6千500円から8万2千500円までの年額報酬を支給、また、災害出動時に1回発生の災害出動報酬を支給しているほか、訓練や会議等に出席したとき、災害発生の予防または警戒に当たったときには、それぞれ1回7千円の出動報酬を支給しているところでございます。

また、消防団員に対する公務災害補償につきましては、旭川市消防団員等公務災害補償条例に基づき、消防団員が公務により病気や負傷をし、または亡くなった場合において損害補償を行う制度があり、その補償の内容につきましては、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償の7種類がございます。

○石川まさゆき委員 公務災害補償について、改めて、1点ちょっとお聞きしたいと思いますが、過去5年間に旭川市消防団の公務による病気や負傷した例はあるでしょうか、また、その際は、どのような補償が対象となりましたか、加えて、過去において、殉職した事例はあったのでしょうか、それをお答えいただきたいと思います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 令和2年度から令和6年度の過去5年間の件数を申し上げますと、6件の公務災害が発生しております。

その補償の内容につきましては、いずれも療養補償を行っており、この6件のうち、2件につきましては休業補償も併せて行ったところでございます。

公務災害が発生した状況といたしましては、火災現場で活動中の負傷が2件、訓練中の負傷が4件でございます。

なお、旭川市消防団におきましては、過去に火災や訓練活動中における殉職の事例はございません。

○石川まさゆき委員 過去5年間では、公務災害補償として療養補償、休業補償が対象となったことが分かりました。過去に殉職した例はないということで、旭川市は、今のところ、大きな災害、これまでないということも関係しているのかなというふうに思います。

次に、消防団活動での功労や功績に対して表彰される制度はどのようなものか、お示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 表彰につきましては、旭川市消防職員等表彰条例に基づく優良表彰、功労表彰、特別表彰、勤続表彰があり、それぞれ功績のあった団員や、一定の年限を勤続し、功績のあった団員を、市長、消防長、または消防団長が表彰しているところでございます。また、叙勲をはじめ、消防庁長官表彰、北海道知事表彰、北海道消防協会長表彰等については、それぞれの基準を満たす功績があった団員を上申しているところでございます。

○石川まさゆき委員 様々な表彰制度が用意されているということが分かりました。

続きまして、消防団員の確保が課題となっています。

先ほどの答弁で、本市の場合、定員 750 人に対して現在は 631 人ということで定員を満たせていない実態があることが示されました。減少していることの理由について、市の認識についてお聞かせいただきたいと思います。

○藤原消防本部次長 全国的な傾向と同様に、本市におきましても消防団員が減少しておりますが、その理由といたしましては、社会全体の人口減少や少子化の進展、被用者の割合の高まり、若年層のライフスタイルの多様化などが要因となりまして減少が続いていると認識しているところでございます。

○石川まさゆき委員 消防団に入団される方の経緯として、団員自らの加入促進、非常に大きいと、私自身、感じていますし、そうしなければいけないと感じ、私も、入団後、3名の方を紹介して消防団に入っていただいたという経緯もあります。

消防団員の担い手が少ない現状の中で、これからもベテラン団員が活躍できる体制構築を進めなければというふうにも思っているんですが、団員数の問題や、日中は仕事で出動できないというようなケースもありますし、複数の分団で出動隊数の増加を図っていくことはこれから必要な施策であるというふうに私は思っていますので、引き続き、ちょっと検討していただければいいなと思っています。

消防団員確保のために非常に重要なのが広報活動かと思います。広報活動の取組と方針についてお聞かせください。

○藤原消防本部次長 広報活動につきましては、消防団員の業務や活動の内容、待遇を掲載したパンフレットを用いて行っておりましたが、昨年の第3回定例会での石川まさゆき委員からの御質疑、御提案を受けまして、消防団に入った理由や消防団活動の魅力、またはやりがい、消防団の雰囲気などの現役消防団員の生の声を加えた広報チラシを作成し、昨年の秋の火災予防運動期間から配布を始めたところでございます。また、今年の3月には、同様のパンフレットも新たに作成し、各種イベント会場で配布を始めたほか、本市消防団のホームページもリニューアルしたところでございます。

これらのほか、今年度からは、総合庁舎、イオンモール旭川西、イオン旭川駅前店、旭川信金、市内各交差点のデジタルサイネージを活用した消防団員募集の広報も積極的に実施してございます。

○石川まさゆき委員 消防団員の勧誘強化のために、広報活動の強化が必要不可欠であると考えます。昨年の第3回定例会で私の質疑を反映していただいたというところですけれども、引き続き、消防団の業務内容や待遇が分かりやすく記載されたパンフレットやポスターの作成、若年層への勧誘の強化には、SNSなども活用して広く周知することだと思います。

やっぱり、消防団は大変だというイメージが先行されがちですので、入団のハードルを下げる必

要があると思います。待遇につきましては、特に報酬部分で、消防団員確保のための魅力は、私はあるのかなというふうに感じています。

私も、一団員として、加入促進のために広報活動をしていますが、実は、消防団は無報酬のボランティア組織だと思っている方が非常に多いんじゃないかなというふうに感じています。副業的といいますか、そういう要素もありますし、火災出動や会議出席などで報酬がありますので、その部分での周知がやはり必要なかなと感じています。報酬でつるとなると、ちょっとイメージが悪いかもしれませんんですけども、やはり必要な部分であると思いますので、周知の方法を検討していただければなというふうに思います。

続きまして、消防団協力事業所のことをちょっとお聞きしてもよろしいですかね。

消防団協力事業所について、現在どのような状況なのか、お聞かせください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 消防団協力事業所につきましては、令和7年4月1日時点で61事業所に表示証を交付しているところでございます。

○石川まさゆき委員 61事業所、協力事業所があるということです。先ほども消防団に入団される方の経緯として団員自らの加入促進が非常に大きいとお話をしましたが、協力事業所に認定された会社さんの職員がやはり多いと思います。

消防団員の確保に貢献している旭川市の協力事業所は、何か恩恵があるのでしょうか、どのような状況なのか、お答えください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 消防団協力事業所に認定された事業所につきましては、本市から交付された表示証を掲示することで事業所としての社会貢献をPRできるほか、本市で行う建設工事の総合評価一般競争入札におきまして、その社会的貢献に対し、技術評価点を加点しているところでございます。

○石川まさゆき委員 旭川市の消防団のホームページを見ますと、総務省消防庁が推進する消防団協力事業所表示制度の欄があり、自治体の支援策の状況について確認することができます。その中身は、例えば、法人事業税の減税がある都道府県が3県、あと、融資の信用保証料の割引、制度融資の優遇が5県、その他146市町村で、広報誌広告掲載料の免除や消火器の無償提供が受けられるというようなことが書かれています。

旭川市の協力事業所の拡充に向けて、どのように取組を進めていくのか、方針をお聞かせください。

○藤原消防本部次長 今後におきましては、企業の方々に対し、インターネットや様々な場を活用いたしましてこの制度の意義やメリットの周知を図るほか、協力事業所を表彰し、広く市民に周知することや、消防本部の広報パンフレットなどへの企業広告の掲載などについても検討してまいりたいと思います。また、他県の一部で実施しております様々な制度につきましても、まずは、道内の他市町村、他消防団さんと情報交換を重ねてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員 減少傾向にある消防団員を維持していくためには、やはり協力事業所の存在は不可欠ですので、少しでも恩恵が受けられるような体制を構築していただければと思います。

続きまして、消防団員の知識、技術向上に向けての研修制度などの取組について、どのような状況なのかもお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長 まずは、新入団員に対しまして、北海道消防学校で行う消

防団員の基礎教育訓練と同様の教育を旭川市内で実施をしておりまして、その修了者には、北海道消防学校の承認を得て、北海道消防学校長から修了証書の交付を受けております。また、年間に数名の幹部、または幹部候補の消防団員を、北海道消防学校の幹部教育指揮幹部科に入校をさせているところでございます。

このほか、旭川市消防団の内部研修としまして、年2回の現任教養訓練、機関担当研修、中堅幹部研修、正副分団長研修を実施しているほか、各分団においても、それぞれ個別に訓練、研修を企画し、実施しているところでございます。

○石川まさゆき委員 私自身は、消防団員としてまだまだ知識不足で、経験も不足していますんで、火災現場での戦力としては未熟なんですけれども、近年の火災の減少は、よいことではあるんですが、一方で、現場経験を積みにくいというような環境にあるかなとも思います。災害の少ないまち旭川は、地域防災の充実があってこそです。そのためにも、充実した研修制度で消防団員の不安解消と質の向上を図っていただきたいと思います。

災害の少ないまち旭川は一つのトレンドだと思いますけれども、川のまち旭川としては、台風や線状降水帯の発生などで水害などの災害が起こる可能性もあります。もしもの大規模災害時などを想定し、消防本部と消防団の連携、または複数ある消防団同士の連携が必要となると思われますが、どのように進める方針なのか、お答えください。

○藤原消防本部次長 消防団が災害活動を行うに当たり、消防本部との連携は必須でありますことから、毎年策定する消防団業務執行計画に各消防署との合同訓練を位置づけまして、災害対応時の連携強化を念頭に、様々な訓練を実施してございます。また、各分団同士の連携訓練につきましても、管轄する地域の実情に即した訓練をそれぞれの地域で企画して実施しているところでございます。

いずれにしましても、台風や大雨などの自然災害などに迅速かつ的確な対応を行うためには、消防団と消防本部が連携し、力を合わせることが重要でありますことから、現在行われている合同訓練等を継続するとともに、検証も行いながら、今後とも連携を強化する取組をさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

○石川まさゆき委員 旭川は川が多いですから、洪水、氾濫で道路が封鎖され、交通網に影響が出て出動できないといったことが懸念されますので、いろいろな災害を想定して、消防本部と消防団の連携、複数ある消防団同士の連携を強化する取組を御検討いただければと思います。

最後の質疑になりますが、消防団員の減少や高齢化が進んでいます。今後の消防団の災害対応の在り方についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○河端消防長 消防団員の減少や高齢化の問題は喫緊の課題であると認識しているところでありますし、本市では、火災現場に出動する団員数を確保するために、令和4年4月に消防団火災等出動計画を改正し、1つの火災事案に対する消防分団の出動隊数の増加を図るなど、体制を強化してきたところでございます。また、さらなる減少対策として、応援可能な消防団員が他の分団が出動時に応援出動ができる制度についても、現在、検討を進めているところでございます。

さらに、高齢化対策として、ガンタイプローブにつきましては、今年度、全ての分団に配置される予定となっておりまして、今後も車両の更新時には軽量化された可搬式小型ポンプの導入を進めるとともに、今年度導入されます可搬式小型ポンプには車輪つきの台座を設け、搬送をさらに容易

にできるよう改良されたものにするなど、消火活動時の効率化、省力化も高めているところでございます。

今後につきましても、ソフト面、ハード面の両面から各種災害に適切に対応できるよう、対策を講じてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員 大きく2点について御答弁いただいたと思います。

まずは、出動人員の減少対策として、他の分団出動時にも応援出動することができる制度についても検討されているということで、今後、やはり、団員が少なくなりますので致し方ないと感じるというところもありますが、やはり、一方で、出動する機会が増える、そういうようなこともありますので、報酬の部分だとかも、改めて、その際は検討をしていただければなというふうに思っています。

また、高齢化対策につきましても、ガンタイプノズル、今年度で全ての分団に配置されるということですので、ぜひ進めていただければと思います。

以上で、前半部分の質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時45分

---

再開 午後4時46分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 それでは、前半部分なんですが、3項目用意させていただいておりますが、1項目だけ入らせていただきたいと思います。

2款1項9目の3つの市民の移動に関する決算に関して、まず、公共交通の維持を考えるときに、議論する点というのを考えるときに、大きく分けて2点の視点があると思います。

1つ目が、赤字路線の運行経費を誰が負担するんでしょうかという点、それから、2点目が、運転手等、従事者がどんどん人員不足で確保できない、そういったところに関する部分です。

まず、令和6年度決算において、旭川市が行った公共交通の運行に関する事業費と運転手確保に関する事業費をお示しいただきたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 公共交通に関する事業といたしましては、地域公共交通対策費、JR路線維持対策費、公共交通事業者等緊急支援金の事業を実施しております。

令和6年度の決算額は、地域公共交通対策費が3千603万9千682円、JR路線維持対策費が270万7千554円、公共交通事業者等緊急支援金が1千828万円で、総額5千702万7千236円となっており、そのうち、運転手確保に関する事業費は118万7千円、公共交通の運行支援その他維持確保に関する事業費は5千584万236円となっております。

○江川委員 赤字路線の運行経費、つまり運行経費に関する部分が多いということが分かりました。

通勤、通学、通院等、生活路線の維持というのは、バスだけではなくて、JRなど様々な交通モードをつないでいく必要があって、それをつないでいかに交通空白を小さくしていくかというふうな状態になっています。札幌などと大きく異なって、旭川市というのは市営交通がないので、民間

事業者の責任感にこれまで頼ってきたわけですが、ここ数年で、それがもう限界を超えていたということが市民にも露呈して、生活にも影響が見えて、ようやく、みんなで、危機感、まずいよねっていうふうになっているという現状だと思っています。

これがいわゆる2024年問題だったということで、令和6年度の決算でこれが出てきているわけですが、どういうふうに市民の足を維持していくのかを考えて、予算づけをしていかなければならぬ状況なわけですが、令和6年度決算においてどのような努力を行ったのか、見解を伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 生活路線を維持するためには、運転手の確保、利用促進、事業者への支援、事業者間の連携とバス路線の効率化に向けた協議など、様々な取組が必要であると考えております。

本市では、令和6年度において、運転手確保の取組のほか、空港路線バスのキャッシュレス決済導入への支援や、広域路線への運行支援金などの取組を実施するとともに、バスの利用実態を分析するシステムを活用し、市内のバス事業者などと効率化に向けた会議での検討を行うなど、持続可能な公共交通網の構築に関する調査、検討を行っております。

今後におきましても、運転手の確保の取組をはじめ、公共交通の利用促進や路線の効率化の取組を行い、公共交通網の維持に向けた対応を進めてまいりたいと考えております。

○江川委員 資料も提示していただいております。過去10年間、平成27年度から令和6年度までの様々な公共交通に関わるような部分というのを見していくときに、冒頭で決算を確認しましたように、運行に関わる部分というのが大きいわけですね。民間事業者ですので、赤字が大きい路線から、当然、つまり、利用実態が少ないところから順に減らしていくわけです。

旭川市は、その過程について市民に対して公表する、何かをアクションするっていうような考えはあるんでしょうか。

○松本地域振興部交通空港課長 バス路線の減便や廃止につきましてはバス事業者の経営判断によるものでありますことから、市として、そうした検討プロセスにある情報を市民に公表するといったような関与をすることは難しいと考えておりますが、路線の見直しに当たりましては、事業者に対しても利用者の利便性を確保するよう求めていくほか、市といたしましては、地域の声を受け止め、対応に努めてまいります。

○江川委員 減便した路線が戻ることっていうのは、もう現状、困難だと思っています。つまり、減る前に、例えば、JRさんのように、黄色バス路線区すよっていうようなところをある程度先に伝えることによって、やはり、市民も危機感を持ちやすいのではないかなあと思っているので、赤になったらもう既に減らされていますので、そうではなくって、黄色ですよっていうことぐらいまでは伝えられるのではないかなというふうに思っているところで、その点、指摘をさせていただきます。

11月からのダイヤ改正では、一定数の減便が予想されます。今、ここに、結構、私の通勤バス仲間がいるんですけども、その方たちのところも、一定数、見直しがかかる可能性があるということなんですが、増便が要請されたところに関しては、何とか現状維持なんじゃないかなという状況っていうのが、いわゆる今の現状なわけです。

旭川市としては、どのように乗務員不足に関して認識を持っているのでしょうか。路線バス乗務

員確保対策助成金の予算現額とその成果及び市内バス事業者の運転者数の推移と年齢構成について伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 運転手不足の影響といったしましては、バス事業者からは運行体制の確保に苦慮しているといったお話を伺っており、本市といたしましても、バス路線の維持に向けての大きな課題の一つであると認識しております。

路線バス乗務員確保対策助成金は、本市に移住し、運転手となった方に対する移住助成金と、40歳以下で市内バス事業者に乗務員として就職後、免許を取得した場合にかかる費用に対する免許取得支援助成金の2種類があり、令和6年度の実績としては、移住助成金は5名に対して90万円、免許取得支援助成金は2名に対して28万7千円を交付しております。

市内バス事業者の運転手数につきまして、市内で路線バスを運行する事業者2社への過去3年間の聞き取り結果で申し上げますと、令和4年度の2社の運転手数の合計が350人、同じく令和5年度が336人、同じく令和6年度が316人と伺っており、この3年で34人の減少となっております。

運転手の年齢構成比につきましては、地域公共交通計画の策定に当たり行った令和4年度の調査で2社より提出を受けた数字になりますが、30代以下が4.3%、40代が16.4%、50代が44%、60代が27.3%、70代が8.0%となっており、約8割が50代以上となっております。

○江川委員 これ、令和4年度の調査なんですけれども、それでも、あと5年でバス運転手は半分ぐらいになると、そんな可能性があるということなんですね。

札幌市では、赤字バス路線に対する補助が令和6年度分から増額されて、運転手の待遇改善につながって、退職が少し緩やかになって、若い人たちが定着するようになってきた、そんなふうに聞いています。

その概要と、旭川市でも同様の取組ができるのかを伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 札幌市では、これまで、バス事業者に対して市内バス路線への補助を行っておりますが、令和7年度に制度を拡充し、市内補助路線において人件費の上昇分に対する補助を追加するとともに、運転手の労働環境の改善に係る施設整備への補助や、新規採用等に向けた支度金などの費用の一部支援を行うことで、運転手の確保に取り組んでいると伺っております。

本市では、今年度、市内のバス事業者を対象として市内路線バスの運行支援として4千800万円を予算化し、市内バス路線の維持に向けた支援を行っております。経営環境が厳しいバス事業者をしっかりと支援することにより、運転手の待遇改善や就労環境の整備などにもつながり、運転手確保や路線の維持が図られることを期待しております。

○江川委員 この項目、最後の質問になります。

冒頭、述べましたように、維持のためには運行に関する部分と運転手を確保する部分、その2つの部分で、圧倒的に、今回の決算を見ても、運転手に対する補助の部分というのが足りていないのかなというふうに見ることができます。

公共交通を維持する意思を持った自治体というのは、10年以上前からしっかりとした運行支援を行ってきていて、それでも減便しているっていうのが現状なわけですね。民間というのは、事業

収入に基づいて路線の改廃っていうのを考えます。一方で、まちづくりを考えるときには、民間任せで本当にいいんでしょうか。旭川市では、コロナ禍なんかを挟みながらも、ここ2～3年の間、数年来、決算のこの状況を見ても、かなり旭川市から働きかけているという姿が見えると思うんですけども、バス事業者とどのような関係を築いて、そして、どのように取り組んできたのでしょうか。

市として、どの路線を残すのかという方針を決めて支援するなど、人的部分に特化した補助の創設も含めて、踏み込んだ負担と支援が必要ではないかと思いますが、認識を伺って、この項目、終わりたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市では、民間事業者2社を中心に路線バスを運行していただいておりますが、利用者の減少、また運転手不足という、両社とも、大変厳しい経営環境の中、事業を行っていただけております。

市としましては、生活、また経済を支える社会インフラである公共交通の維持を図る責任として、具体的な予算、また決算対応は先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、これまで様々な施策、また支援を行ってまいりました。

その上で、市としまして、コロナ後のこの数年間でバス事業者との関係性の強化を図り、2社連携による構造的な課題への対応を進めてきたところです。令和4年9月、本市と路線バス事業者2社と持続可能な路線バス交通網の構築に係る覚書を取り交わし、その後、路線バス効率化検討会議を立ち上げて、乗降情報の協定を提携し、路線情報の共有と見直しに着手しました。また、3年半にわたる社会実験を経て、2社の協力による環状通り循環線の見直しと路線存続を公的負担なしで令和5年4月より開始、さらに、北海道上川エリアの利便増進計画に市として主導的に関わり、近郊市町との地域間幹線系統、この見直しを実施し、令和6年10月より運行を開始しております。また、バス事業者の収益基盤の改善に向けましては、令和6年4月より、道北エリアで初となる市内中心部バス料金の協議運賃を実施したところでございます。

市としまして、今後も、公共交通の維持に向けて引き続き必要な支援を行っていくとともに、路線の効率化や事業者間の連携にもしっかりと関わり続けながら、将来に向けたまちづくりと合致した持続可能な公共交通網の形成を目指してまいります。

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、10月14日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後5時00分